

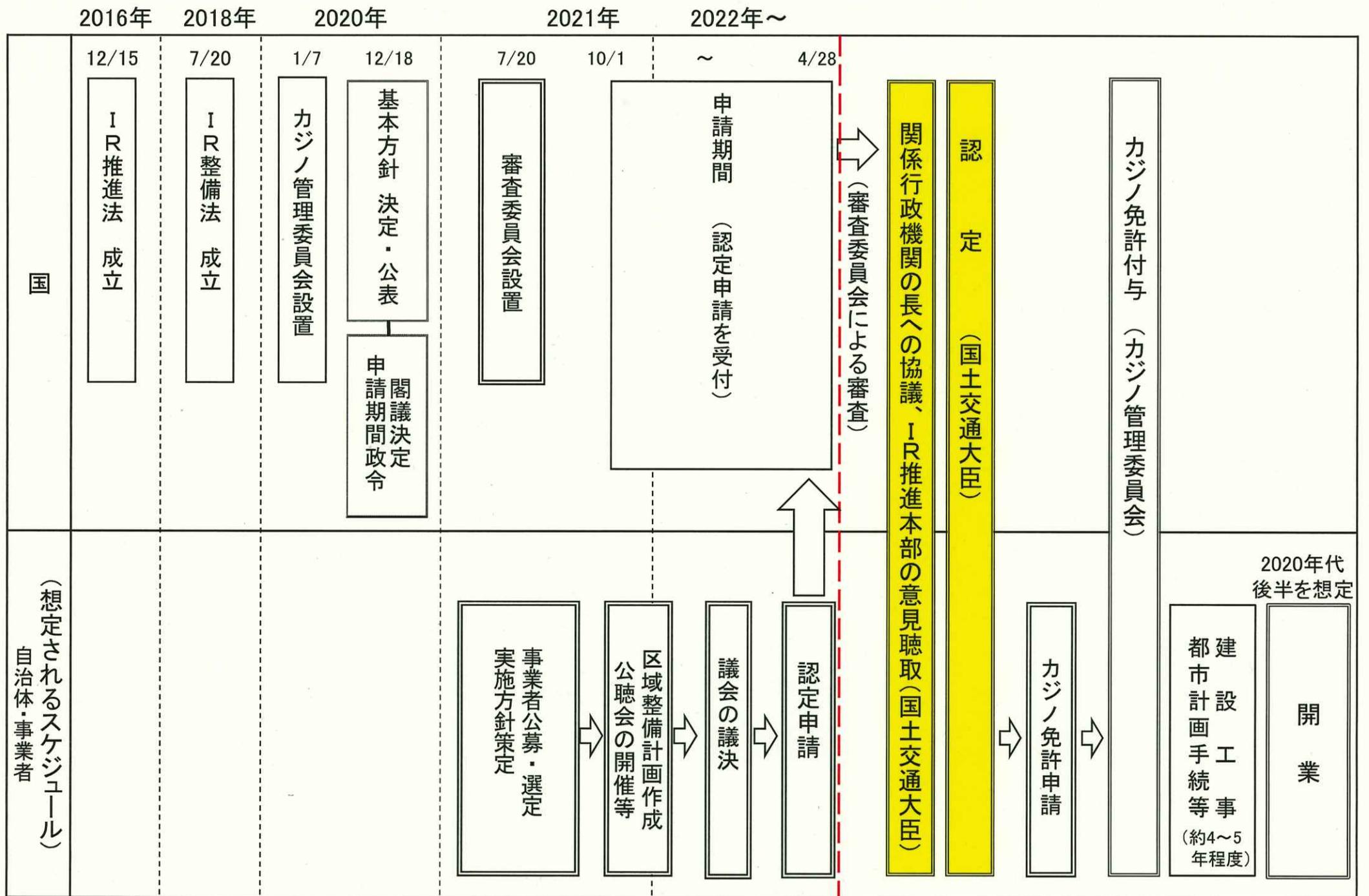
ご説明資料

令和4年7月

目次

1. 現状の動向とスケジュール	… P - 2
2. 第2回質問回答に対する再質問(案)について	… P - 6
3. 評価基準の確認(形式面)について	… P - 9
4. 評価基準の個別審査(第3回)について	… P - 13
5. 今後の審査の進め方について	… P -165

1. 現状の動向とスケジュール



既に実施した手続き | 現在実施中の手続き

(前回委員会資料)申請期間終了後の当面の進め方(案)(現段階の想定)

項目	内容
① 区域整備計画の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、申請者から提出された区域整備計画について、④で使用する様式と合わせ、お渡しできる範囲を各委員にお渡しする。 ・この際、情報セキュリティの観点から、一部黒塗り(IR事業者の役員の住所等)を検討する。
② 審査プロセスの自治体への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、自治体に対し、区域整備計画の申請を受け付けた旨と、これから審査に入る旨、必要に応じて質問等を行う旨を通知する。
③-1 要求基準の確認 (形式面)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認する。(チェックシートに沿った確認) ・また、事務局が、区域整備計画に記載されている数字が、添付資料では誤っていないか等の差異を確認する。(この際、事務局は、申請者である地方自治体に対し、上記差異に関する事実関係を確認する。)
③-2 要求基準の確認 (判断が必要な箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、資金調達の確実性が認められるか等の判断が必要な箇所について確認する。(確認内容に沿って行う。必要に応じ、申請者にヒアリングを行う) ・この際、事務局は、必要に応じ、内容の適切性について、審査委員会に意見を伺う。
④ 審査委員による準備	<ul style="list-style-type: none"> ・③と並行して、各委員が、要求基準19項目の記載事項について、特に確認を要する点等がないか御確認いただく。 ・また、個別審査へ向けた準備として、担当の項目を議題とする回までに、担当の評価基準ごとに個別審査を実施していただく。
⑤ 審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・③の確認の結果(要求基準の充足状況)を審査委員会に報告 ・要求基準を全て充足した計画について、以下⑥の内容についての事前説明
⑥ 申請者のプレゼン日程の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の了解の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施

個別審査の第1回、第2回、第3回の別(案)

■ : 第1回

■ : 第2回

■ : 第3回

○個別審査の結果について、3回の審査委員会(第1回:6月20日、第2回:7月8日、第3回:7月25日)に分けて、委員に説明いただく予定。
○各回の審査に向けて、各委員において個別審査のご準備を頂く。

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)

2. 第2回質問回答に対する再質問(案) について

要求基準に係る第3回目の質問に当たっての基本的な考え方

- 要求基準に係る第2回目の質問について、6月9日に発出。大阪府については、一部の質問事項を除き、7月8日に回答があったところ。
- これを踏まえ、要求基準に係る第3回目の質問に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりとしたい。(第4回目以降の質問については、その時までの質問回答内容を踏まえ、必要に応じ行うこととしたい。)

■大阪府

- ・第2回目の質問への回答において、要求基準への適合の確認に当たって引き続き確認が必要な項目については、再々質問として第3回目の質問を発出。

<主なポイント>

○資金調達の確実性(要求基準4関連)

- ・三菱UFJ銀行・三井住友銀行による融資の資金額に係る質問に対して、今後のシンジケーションによる [REDACTED]
⇒ シンジケーション組成の確実性も含めた融資の確実性の考え方について、具体的な説明を頂きたい。

- ・ [REDACTED]
⇒ [REDACTED]と理解してよいか確認。

- ※ [REDACTED] IR事業の実現に向け金融機関の最大限のコミットが確保されていることが確認できたため再質問しない。

<その他、主な再質問の項目>

- ・送客施設の設備の規模、宿泊施設の客室規模の考え方
- ・ギャンブル依存症対策等について、MGMの実績等の内容
- ・民間事業者の公募及び選定について、特定の民間事業者を優遇するような選定基準を設けるものでないことの確認
- ・区域整備計画が認定された場合における、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画へのカジノ事業の位置付けの考え方

<再質問について検討中の項目>

- ・土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策に関する工法、費用算出等の考え方
- ・IR区域全体における施設の共通バックヤードの合計面積のすみ分け

3. 評価基準の確認(形式面)について

評価基準の確認(形式面)について(個別審査(第3回)関係)

○個別審査(第3回)対象の評価基準に関し、大阪府の区域整備計画について、要求基準と同様、評価基準の記載事項についても、法令上の記載事項を充足しているか、「チェックシート」に沿って確認を行った。

■個別審査(第3回)対象の評価基準に係る確認等が必要な点の結果概要

合計：5問(うち、記載が見受けられないもの2問、記載が整合しないもの1問、記載内容の説明を単純に求めるもの2問)

■評価基準チェックシートのイメージ

評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	告示に規定する記載事項	チェック欄	告示に規定する添付書類	チェック欄	基本方針記載事項(抜粋)	具体的記載事項 (手引きより抜粋)	チェック欄
国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるように、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、高質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できると、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。	①国際会議場施設の種類の機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針	○告示第4条第2号イ(1)種類に関する事項				第4の4(1)イ(ア) IR施設の営業を開始しようとする時点におけるIR施設を構成する施設の種類の機能及び規模に関する事項を記載しなければならない。 IR区域においては、カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設(その他の国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設が整備される場合には、当該施設を含む。)が一体として整備されるものであることから、基本的には、IR施設の営業開始の際に、IR施設を構成する全ての施設が供用開始される必要がある。ただし、IR施設を構成する一部の施設の工事の完成(例えば、宿泊施設を2棟建設する予定であるところ、うち1棟の宿泊施設のみの工事が完成している場合における、残りの1棟の宿泊施設の工事の完成)が当該一部の施設を除いたIR施設の営業開始以降となる場合であっても、 ① 全てのIR施設の整備のための資金が、IR整備法第9条第1項の規定に基づく申請を行う時点において確保されており、かつ、 ② 全てのIR施設の建設工事の発注が同時期に行われる予定となっているときは、 一体として整備するものと認められることから当初より区域整備計画に記載し、一括して認定を受けることができる。 IR施設の営業を開始しようとする時点において供用されない施設のうち、上記①又は②に該当しないものは、区域整備計画に定めたIR施設とは認められないので、事前に、当該整備の内容に応じて、IR整備法第11条第1項の規定に基づく変更の認定の申請又は同条第2項の規定に基づく届出を行わなければならない。	・国際会議場施設の種類については、室ごとに国際会議室、中会議室、レセプションホール等(区画の名称)を記載	
		○告示第4条第2号イ(2)主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の種類に関する事項		○告示第11条第6号 ・特定複合観光施設(国際会議場施設)の設計の概要を記載した書類			・室ごとの機能(主な設備を含む。)及び付帯するその他施設を含めた施設全体の機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針について、「高度な需要への対応に必要な機能」「使い勝手」「内装」「飲食サービス」等の観点で記載	
		○告示第4条第1号ホ特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項		○告示第11条第6号 ・特定複合観光施設を構成する施設(国際会議場施設)の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図			・設置及び運営の方針については、天井高、耐重量、分割形式、動線(来訪者動線、搬入動線、サービス動線等)、情報通信技術の活用(設備等)等を含めて記載	
		○告示第4条第1号ヘ特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項		○告示第11条第3号 ・特定複合観光施設を構成する施設(国際会議場施設)の外観及び内部主要部分を示す図			・外観及び内装の特徴については、IR区域全体のコンセプトの反映状況も含めて記載	
		○告示第4条第2号イ(4)設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)					・以上の提案内容が、評価基準7に記載されたMICEのターゲットと整合の取れた記載とすることを示す	

質問事項(大阪府の区域整備計画)

①記載が見受けられないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
1	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設(評価基準13関係)	<p>結びの庭、フェスティバルパーク及びイノベーションパークについて、添付書類の立面図・断面図の添付が見受けられないが、建築物が存在しないことによるものという理解でよいか。</p> <p>また、フェスティバルパーク及びイノベーションパークについては、設計の概要を記載した書類の添付も見受けられないが、同様の理由によるものという理解でよいか。</p>

②記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
2	MICEの開催件数(評価基準17関係)	<p>区域整備計画(p.118)において、「国際会議については約1,387件から約2,310件と67%程度増加」と記載されているところ、このうち、「約1,387件」については区域整備計画(p.119)におけるミーティング及びインセンティブツアーの2018年度開催件数:1,183件、コンベンションの2019年度開催件数:204件の合計と見受けられる。一方、区域整備計画(p.119)において、「2018年度の国内会議の開催件数は1,183件であった。」と記載されており、整合がとれていないと見受けられるが、この点について説明を頂きたい。</p>
3	MICEの開催件数(評価基準17関係)	<p>区域整備計画(p.119)において、開業1年目期の「コンベンションの増加件数」として、大阪IRが約11件、大阪の他施設が約96件とある一方、合計は約11件となっており、整合がとれていないと見受けられるが、この点について説明を頂きたい。</p>

質問事項(大阪府の区域整備計画)

③記載内容の説明を単純に求めるものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
4	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設(評価基準13関係)	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設のそれぞれに係る主な設備について、補足説明できる点があれば伺いたい。
5	整備・運営における防災・減災対策等(評価基準22関係)	自治体の防災計画等との整合性について、補足説明できる点があれば伺いたい。

4. 評価基準の個別審査(第3回)について

個別審査の第1回、第2回、第3回の別

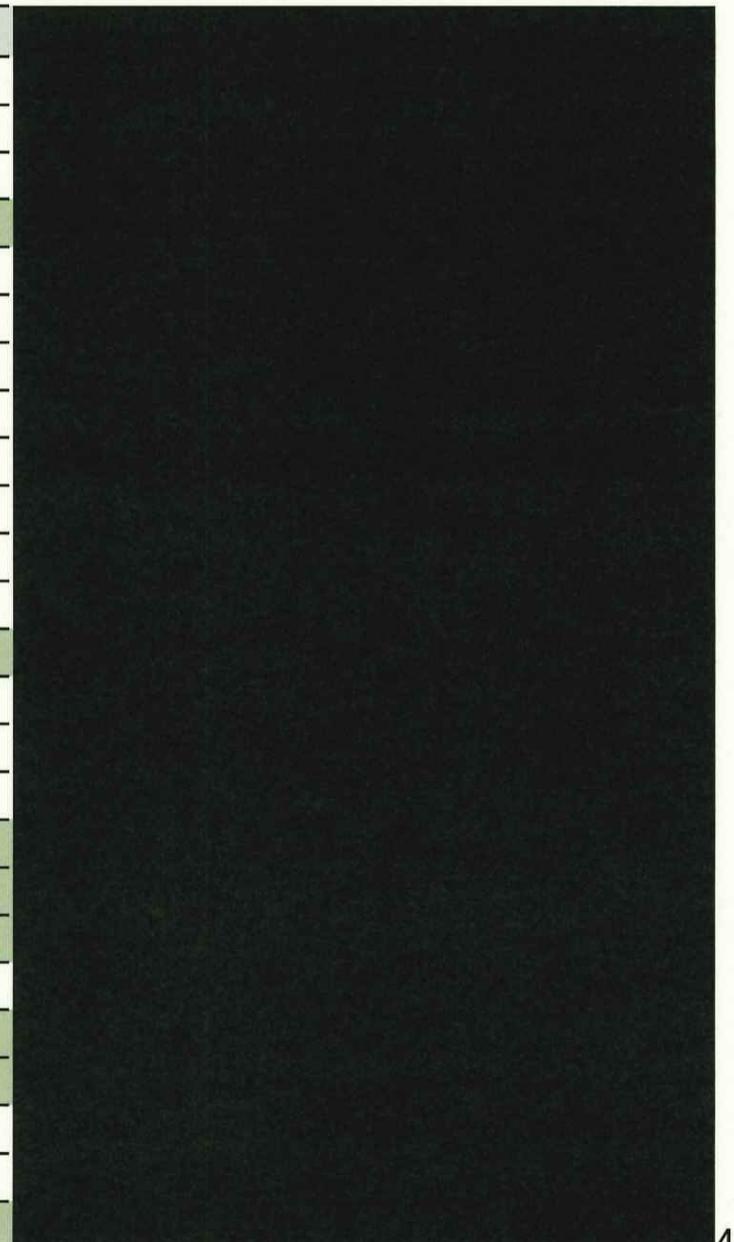
□ : 第1回

□ : 第2回

□ : 第3回

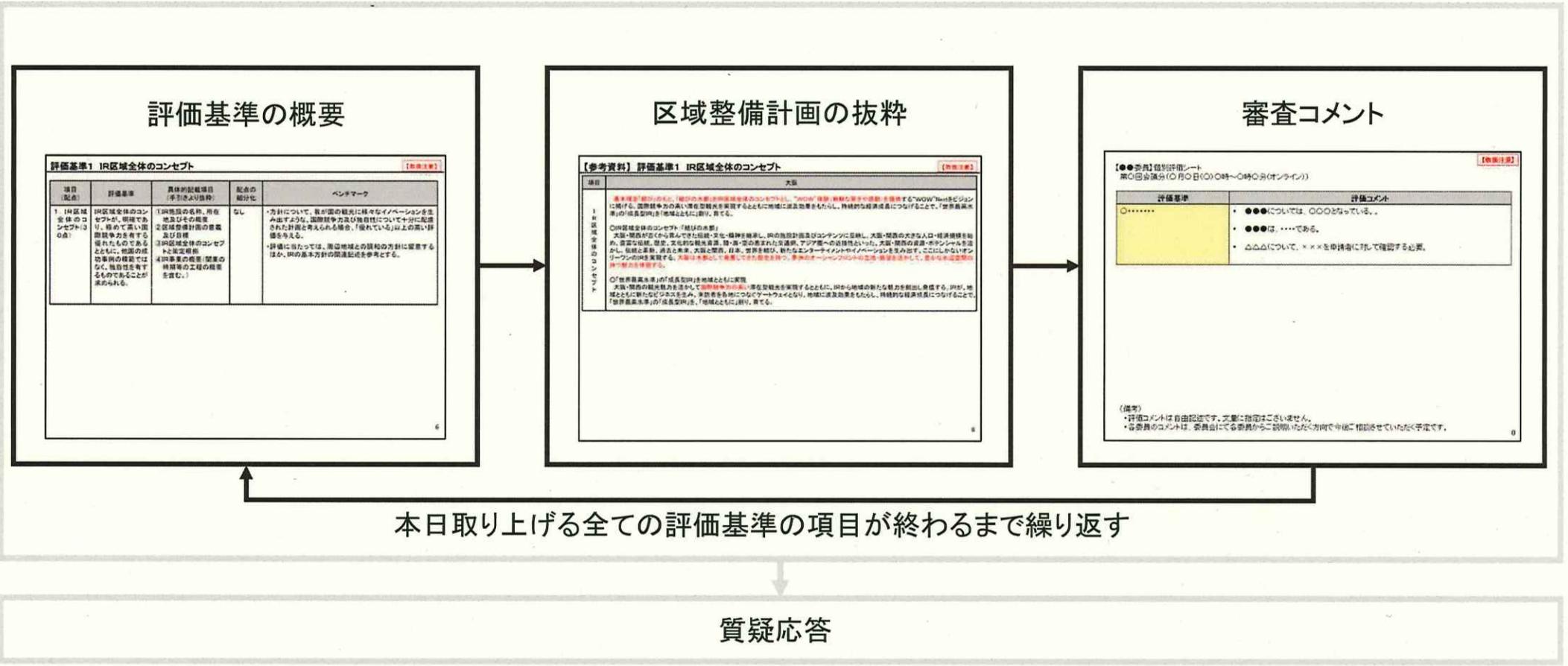
- 個別審査の結果について、3回の審査委員会(第1回:6月20日、第2回:7月8日、第3回:7月25日)に分けて、委員に説明いただく予定。
○各回の審査に向けて、各委員において個別審査のご準備を頂く。

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)



本日の進め方について

- 本日の個別審査については、評価基準の項目ごとに以下の流れで行うこととする。
 - ・ 「評価基準の概要、区域整備計画の抜粋」について【3分】
 - ・ 審査コメント(申請者への確認事項を含む。)について【3分上限】
- 本日取り上げる全ての評価基準の項目について審査コメントのご説明が終わった後、委員の皆様方にご議論いただく。



評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
4. ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード (30点)	障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。	①ユニバーサルデザイン、多文化共生（言語対応、性（従業員等の女性登用率を含む）、宗教、障害（障害者の雇用率を含む）を含む） ②環境負荷低減 ③フェアトレード （SDGsの達成への寄与の観点を含む）	あり ①15点 ②10点 ③5点	・各方針について、以下①～③で例示する観点など、世界の最先端であり、模範となるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の同種事例を参考とする。 （評価の観点の例） <table border="1" data-bbox="1193 635 2112 1139"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 635 1581 724">①ユニバーサルデザイン、多文化共生</th> <th data-bbox="1585 635 1856 724">②環境負荷低減</th> <th data-bbox="1861 635 2112 724">③フェアトレード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 727 1581 1139"> ・多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 ・経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 </td> <td data-bbox="1585 727 1856 1139"> ・取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 ・最先端技術による工夫がみられる。 </td> <td data-bbox="1861 727 2112 1139"> ・原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。 </td> </tr> </tbody> </table>	①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード	・多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 ・経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。	・取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 ・最先端技術による工夫がみられる。	・原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。
①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード								
・多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 ・経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。	・取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 ・最先端技術による工夫がみられる。	・原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。								

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

(参考)ユニバーサルデザイン、多文化共生の事例

<①言語対応>

多くの外国人が来訪する施設では、「多言語対応の案内所、案内表示の設置等」が行われている。

施設名	取組内容
マリーナベイサンズ (シンガポールIR)	<ul style="list-style-type: none"> 案内所: 日本語、英語、中国語 案内表示: 日本語、英語、中国語(簡体) Webサイト: 日本語、英語、中国語(繁体、簡体)、韓国語、インドネシア語
リゾートワールド セントーサ (シンガポールIR)	<ul style="list-style-type: none"> 案内所: 英語、中国語 案内表示: 日本語、英語、中国語(簡体) Webサイト: 日本語、英語、中国語(繁体、簡体)、インドネシア語
東京国際空港 (国際線ターミナル)	<ul style="list-style-type: none"> 案内所: 英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、タガログ語 等 案内表示、Webサイト: 英語、中国語(繁体、簡体)、韓国語
JR東京駅	<ul style="list-style-type: none"> 案内所: 英語、中国語、韓国語 構内案内、スマートフォンアプリ: 英語、中国語(繁体、簡体)、韓国語

(東京国際空港: 多言語対応)

<概要> 2018年11月末現在

人数: 96名

対応時間: 24時間

保有資格: サービス介助士2級

※ その他、手話検定、中・韓国語学検定保持者はバッチ着用

語学対応: 日・英・中・韓 (その他: 西・仏・タガログ語 等)

英語対応者 : 96名 (全員必須)

中国語対応者 : 9名

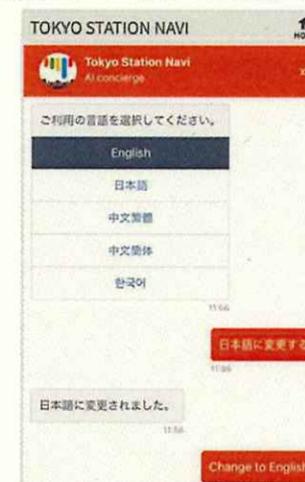
韓国語対応者 : 17名

8:00~16:00はテレフォンセンターへの中国語 or 韓国語対応者のアサインが必須。

カウンター対応においても語学堪能者によるフォローができる体制としている。



(JR東京駅: アプリによる多言語対応)



【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<①言語対応>

(補足)観光庁:観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン

「名称・案内・誘導・位置を示す」場合、『①英語を基本とし、②施設特性や地域特性の観点から、中国語、韓国語、その他言語を使用することが望ましい』。なお、中国語の繁体・簡体の使用ルールは示されていない。

“多言語対応の対象となる情報” の種類			対象施設		
			基本ルール	外国人の来訪者数や誘致目標等、施設特性や地域特性の観点から、英語以外の表記の必要性が高い施設	専ら地域住民の用に供されている施設等
名称・標識・サイン・情報系	禁止・注意を促す (タイプA)	(例) ・立入禁止、危険 ・禁煙、飲食禁止 ・非常時等の情報提供	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
	名称・案内・誘導・位置を示す (タイプB)	(例) ・駅名表示 ・路線図、停車駅案内 ・施設名称表示 ・駅構内図の表記 ・乗車券・入館券 ・ICカードの使い方	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
解説系	展示物等の理解のために文章で解説をしている (タイプC)	(例) ・展示物の作品解説 ・展示テーマの解説 ・展示会全体の解説	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語

: 併記を行うことを基本とする

: 視認性や美観に問題がない限り、表記を行うことが望ましい

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<②性>

- ・多様な来訪者を迎える企業では、「ダイバーシティに係る認証取得、職員マネジメント等」が行われている。
- ・なお、シンガポールIRでは、性に係る特筆すべき取組はみられない。

施設名	取組内容
JR東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」の最高評価「3段階目」の取得 ・ LGBTQ取組指標である「PRIDE指標」にて5年連続(2022年3月現在)で最高評価の「ゴールド」を受賞 ・ ダイバーシティについての全社教育の実施 ・ 同性パートナー制度の整備
ウィン(米国IR事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別、年齢、人種の多様な従業員受入を推進 ・ 多様性推進と理解に向けた社内協議会を立ち上げ(LGBTQ協議会、女性リーダーシップ協議会等) ・ LGBT客に特化した人材育成と、LGBT向けコンシェルジュやサービスを提供

(補足)えるぼし認定

■ 制度の概要

- ・ 「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度である。

■ 認定基準

- ・ 認定を受けるためには、以下の5つの評価項目の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。
(1. 採用/2. 継続就業/3. 労働時間等の働き方/4. 管理職比率/5. 多様なキャリアコース)
- ・ 「えるぼし認定」の段階は3段階あり、上記5つの評価項目のうち、えるぼしの基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まる。
 - ✓ 5つ(全て)の基準を満たす:3段階目
 - ✓ 3~4つの基準を満たす:2段階目
 - ✓ 1~2つの基準を満たす:1段階目



(補足)PRIDE指標

■ 制度の概要

- ・ 「PRIDE指標」は、2016年に策定された、日本初の職場におけるLGBTQへの取組に関する評価指標。

■ 認定基準

- ・ 評価指標は以下の5つ。5つ全ての指標について指定の要件を満たすと、最高評価のゴールドとなる。
 - ✓ 会社としてLGBTQ等の性的マイノリティに関する方針を明文化し、インターネット等で社内・社外に広く公開しているか。
 - ✓ LGBTQ当事者・支援者に限らず、従業員が性的マイノリティに関する意見を言える機会を提供しているか。また、支援者を増やす、顕在化するための取組があるか。
 - ✓ 過去2年以内に、従業員に対して、性的マイノリティへの理解を促進するための取組を行っているか。
 - ✓ 同性パートナーがいる従業員・トランスジェンダーの従業員向けに人事制度・プログラムが設けられているか。
 - ✓ LGBTQへの社会の理解を促進するための社会貢献活動や渉外活動を行ったか。

(補足)シンガポールIRにおける女性雇用について

施設名	取組内容
ラスベガス・サンズ (マリーナベイサンズを運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全従業員のうち、女性の比率は約50%(役員の約27%)
ゲンティン・シンガポール (リゾートワールドセントーサを運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全従業員のうち、女性の比率は約47%(役員の約17%)

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

<③宗教>

多くの外国人が来訪する施設では、特定の宗教に限定されない「祈祷室の設置」や、特定の宗教に配慮した「祈祷室の設置、食事の提供、メッカの方向案内」が行われている。

施設名	取組内容
リゾートワールドセントーサ (シンガポールIR)	<ul style="list-style-type: none"> 客室等にイスラム教徒の礼拝方向を明記、コーランの貸出 ハラール認証の食事やベジタリアン向け食事を提供
東京国際空港 (国際線ターミナル)	<ul style="list-style-type: none"> 祈祷室(イスラム教徒向け)の設置 ハラールフード対応店舗の設置
JR東京駅	<ul style="list-style-type: none"> 祈祷室の設置(宗教・宗派問わず利用可能)
パシフィコ横浜	<ul style="list-style-type: none"> コンパスの貸し出し(イスラム教徒向け) レストランのハラールフード対応

<④障害>

障害者を含む多くの来訪がある施設では、「ユニバーサルデザイン施設、機能の導入」を行っている。

施設名	取組内容
リゾートワールドセントーサ (シンガポールIR)	<ul style="list-style-type: none"> 水族館:障害者向けリクリエーション・ダイビング体験プログラム MICE、ホテル、ユニバーサルスタジオ等で障害者向け施設・サービス
東京国際空港	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの設置 障害者向け介助・送迎サービスの実施 筆談ボード・コミュニケーション支援ボードの設置 補助犬専用トイレの設置 デジタルマップの導入
JR東京駅(JR東日本)	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの設置 社員の「サービス介助士」資格取得の推進 スマートフォンアプリによるバリアフリールートを表示
パシフィコ横浜	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共用トイレ(性別問わず使用可能)」の設置
羽田エクセルホテル東急	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に配慮した客室「ユニバーサルデザインルーム」の設置 補助犬用ステンレス食器 車いす貸し出し、筆談ボード

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

(参考)環境負荷低減の事例

シンガポールIRでは、「環境負荷低減に関する認証取得、イニシアチブの公表」を行っている。

IR施設	取組内容
マリーナベイサンズ	<ul style="list-style-type: none"> • LEEDプラチナ認証(既存ビルの運用とメンテナンス) • ISO20121(持続可能なイベント運営のためのマネジメントシステム認証)認証(東南アジア初) • グリーンイニシアチブの公表
リゾートワールド セントーサ	<ul style="list-style-type: none"> • GSTC認証(持続可能な観光地を認定する制度) • 環境イニシアチブの公表 <ul style="list-style-type: none"> →省エネ:最新の高効率の冷房システムを導入、自然光や日陰の活用 →節水:雨水の活用 →使い捨てプラスチックの削減(使い捨てペットボトルの提供停止) →食品廃棄物の削減 →野生生物の保護 →責任ある調達:主な原料分野において持続可能な資源を調達 等

(補足)ISO20121

■ 制度の概要

- ISO20121は、イベント運営における環境影響の管理に加えて、その経済的、社会的影響についても管理することで、イベントの持続可能性(サステナビリティ)をサポートするためのマネジメントシステムの国際標準規格。※ISOは、スイスのジュネーブに本部を置くNGO:国際標準化機構。

■ 認定基準

- 認定を受けるためには、以下の5つの評価項目の実績を満たしていると認められることが必要。
 1. 問題の特定:コントロールが可能な、経済的、社会的、環境的負荷について特定する。
 2. 行動計画の作成:環境負荷について主体、内容、時期を取り上げた計画を策定する。
 3. 資源の割り当て:持続可能性の手段について教育するための時間と予算を確保する。
 4. 人材の確保:興味を持っている人の意見を聞く
(従業員、供給者、上層部、および地域の団体を含む)。
 5. モニタリングと評価:進捗状況を把握し、変更する必要があるか検討する。

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

(参考)環境負荷低減の事例

(補足) LEED認証(建築物の環境性能評価制度)

LEED認証 (Leadership in Energy and Environmental Design)	
主体	U.S.Green Building Council
概要	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や都市環境の環境性能評価システムであり、複数の認証システム。 認証の区分 <ul style="list-style-type: none"> 建築設計及び建設 インテリア設計及び建設 既存ビルの運用とメンテナンス 近隣開発 住宅 都市・コミュニティ 認証レベル(4段階) (プラチナ/ゴールド/シルバー/標準)

(補足) GSTC認証(持続可能な観光地を認定する制度)

GSTC認証 (Global Sustainable Tourism Council)	
主体	国際NPO: Global Sustainable Tourism Council
概要	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な観光地を認定する制度。 認定基準: 4分野(38大項目・174小項目) <ul style="list-style-type: none"> A. 持続可能なマネジメント B. 社会経済のサステナビリティ C. 文化的サステナビリティ D. 環境のサステナビリティ <ul style="list-style-type: none"> - 自然的な場所における来訪者管理について、ツアーオペレーターやガイドに向けた行動基準等があること。 - エネルギー消費量の目標を公表し、促進していること。

(マリーナベイサンズ: グリーンイニシアチブ)

MARINA BAY SANDS
GREEN INITIATIVES

- アートサイエンスミュージアムの屋根から雨水を保水し、トイレ用に再利用
- 250の木・650の植物による1.2万㎡の緑化した屋上施設
- ホテルロビーの日よけにウインドアーバーを設置し、日光と熱を50%遮断
- 客室無人時にカーテンを自動で閉鎖し屋内冷却
- 一定期間ドアが空いている場合に空調自動切断
- ハーブ、植物、その他野菜等を育て、レストランに使用
- ホテルロビーでは日光を最大限活用するため、ガラスの屋根を使用
- 巨大な雨水保水装置を使い、雨水をIR施設全体で再利用
- ショッピングモール内のセンサーが自然光の度合いを把握し、適切な照明使用に調整
- トイレに遅延作動式の自動水栓を設置し飲用水の消費を年間3億5,000万リットル以上削減
- 会議室に計200の動作センサーを設置し、不使用時の電力を削減

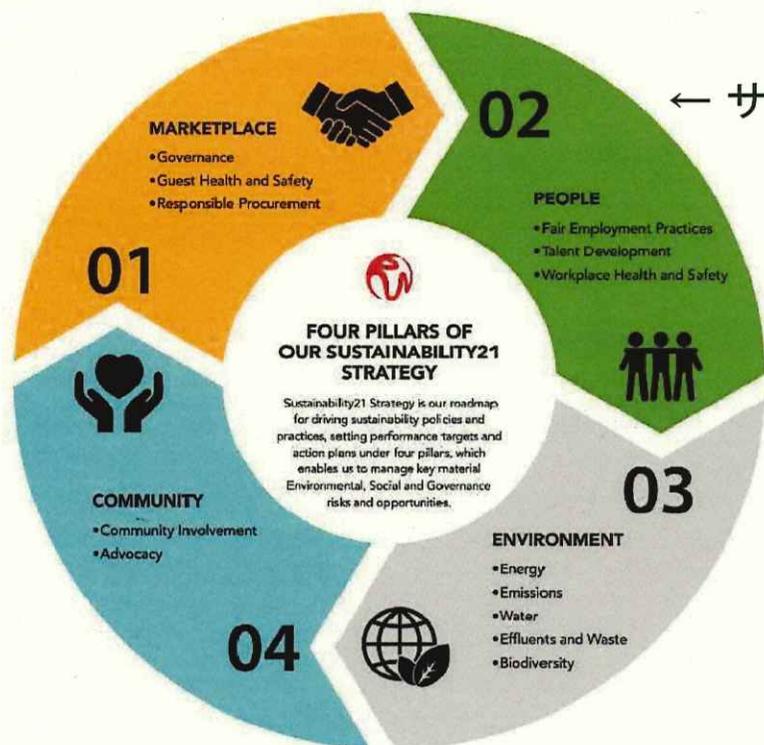
出典) マリーナ・ベイ・サンズ Twitter!に基づき事務局作成

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

(参考)環境負荷低減の事例

(リゾートワールドセントリーサ:SDGsの達成への取組)

持続可能なIR開発においてブランドリーダーを目指すため、サステナビリティ21戦略を策定。同戦略は、SDGsの9つの目標をフレームワークに取り入れている。



← サステナビリティ21戦略:4つの柱(市場、人、環境、コミュニティ)



↑ サステナビリティ21戦略に関連するSDGs

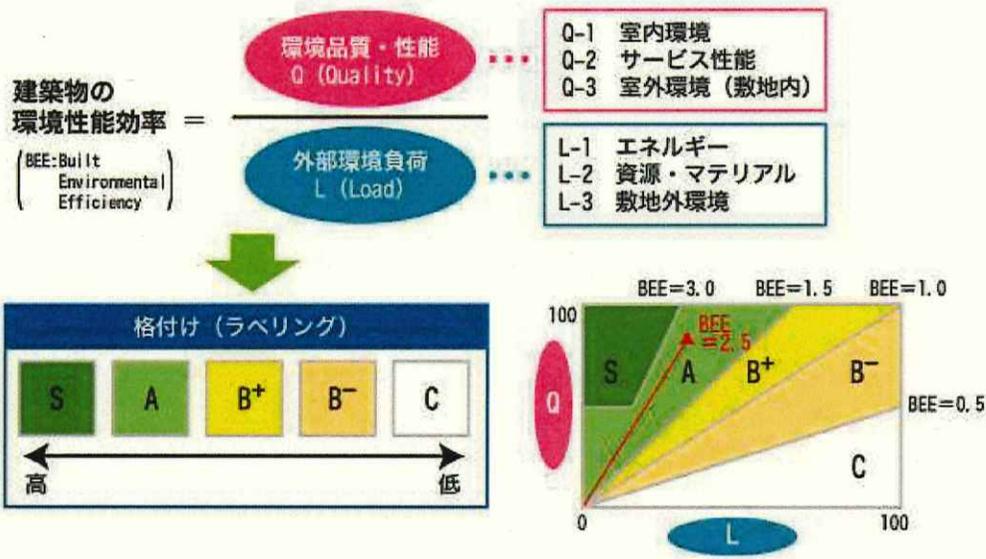
4:教育、7:エネルギー、8:経済成長と雇用、10:不平等、12:持続可能な消費と生産、13:気候変動、14:海洋資源、15:陸上資源、16:平和

出典)リゾート・ワールド・セントリーサ HP

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

(参考)CASBEE大阪みらい

- 建築物の環境への配慮を促進するため、「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づき、一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等に係る計画書の届出を求め、その概要をホームページ等で広く市民に公表を行う制度。
- 評価項目は、「Q：建築物の内部や敷地内における環境の品質・性能(Quality)」、「L：エネルギー消費をはじめとした建築物による外部への環境負荷(Load)」であり、5段階で格付け。



建築物の環境性能効率 (BEE) と格付け (ラベリング)

ランクと評価の対応

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent 素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	赤★★★★★
A	Very Good 大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	赤★★★★
B+	Good 良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	赤★★★
B-	Fairly Poor やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	赤★★
C	Poor 劣る	BEE=0.5 未満	赤★

S評価を受けた施設 (令和元年度～令和3年度、令和4年5月16日時点)

施設名	評価	評価年度	延床面積
(仮称)松原天美SC新築工事	S	令和元年度	117,132㎡
コニカミノルタ高槻サイト新棟	S	令和元年度	11,875㎡
(仮称)積水化学工業株式会社 MINASE INNOVATION CENTER	S	令和元年度	5,994㎡
和泉市新庁舎整備工事	S	令和元年度	11,992㎡
貝塚市市庁舎	S	令和2年度	12,525㎡
(仮称)シップヘルスケアグループ 江坂ビル新築工事	S	令和2年度	12,727㎡
(仮称)ライオンズ茨木ニューシティ・C街区	S	令和2年度	21,322㎡

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

(参考)フェアトレードの事例

- ・世界的な飲食、小売企業では、「フェアトレード原料の使用、各種認定の取得等」を行っている。
- ・シンガポールIRでは、フェアトレード・サステナブル調達に配慮したメニューを提供。

施設名	取組内容
スターバックス	コーヒー・茶葉ともに99%をエシカル調達
イオン	国際フェアトレード認証ラベルを取得(チョコレート)

(補足)国際フェアトレード認証ラベル

国際フェアトレード認証ラベルは、「原料の生産、輸出入、加工、製造工程を経て完成品となるまでの各工程」で、国際フェアトレードラベル機構(Fairtrade International)が定めた国際フェアトレード基準が守られていることを証明するもの。



※エシカル調達:人と社会、地球環境のことを考慮して作られたモノを調達。

出典)FAIR TRADE JAPAN HP

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

- ・ SDGs(持続可能な開発目標)は2015年9月の国連サミットで採択された、環境・経済・社会の課題に取り組む世界共通かつ普遍的な目標。
- ・ SDGsは各国政府だけでなく、企業、市民等あらゆるステークホルダーが取り組むべき目標とされる。

目標	内容	具体的記載項目との関係
目標1 貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	③
目標2 飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
目標3 保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
目標4 教育	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	①
目標5 ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	①
目標6 水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	②
目標7 エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	②
目標8 経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	③
目標9 インフラ、産業化、イノベーション	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
目標10 不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する	③
目標11 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	②
目標12 持続可能な消費と生産	持続可能な生産消費形態を確保する	③
目標13 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	②
目標14 海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	②
目標15 陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	②
目標16 平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
目標17 実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

※具体的記載項目:①ユニバーサルデザイン、多文化共生 ②環境負荷低減 ③フェアトレード

※「内容」の日本語訳:外務省HP(JAPAN SDGs Action Platform)

※目標8.7:強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。【出典:外務省HP(JAPAN SDGs Action Platform)】 26

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目	大阪
① ユニ バー サル デザ イン、 多文 化共 生 1 / 2	<p>安心・安全で利便性の高い空間やサービスを提供するとともに、多様な来訪者の様々なニーズに的確に応え、大阪IR全体で社会的包摂、相互尊重・理解を促す多文化的な雰囲気を出していく。</p> <p>1. 多様な来訪者の受入れ</p> <p>(1) 多言語でのサービス、案内及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レストランのメニュー、案内表示や看板、客室内その他主要施設での情報提供を多言語で行う。 ・ 経路案内等にICTやスマートテクノロジー等の高度技術を活用する。 <p>(2) 特別なニーズを持つ来訪者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別なニーズを持つ来訪者には、従業員が直接対応・サポートの提供を行う。 <p>(3) 多世代が楽しめる施設やプログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広いエンターテイメントプログラムや五感を使って楽しめるファミリー向けコンテンツを提供する。 ・ 様々な価格帯と多種多様な料理、子ども向けのメニュー・椅子・食器類等を提供する。 <p>2. ユニバーサルデザイン</p> <p>「ユニバーサルデザインの7原則」に則り、年齢、性別、国籍、文化、身体の状態等の違いにかかわらず、多様な来訪者の誰もが利用しやすく、快適に時間を過ごすことができる施設計画と環境整備に取り組む。</p> <p>(1) 公平性</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、適切なエレベーターの配置等を通じて全ての来訪者が円滑に移動できる環境を整備する。</p> <p>(2) 自由度</p> <p>視認性が高く明快な敷地内の主要動線と回遊性の高いサブ動線の整備、区域内を巡回するループバスの整備により、複数の移動方法を選択できる環境を整備する。</p> <p>(3) 単純性</p> <p>多くの施設を敷地中央に配置する広場に面して設置することで、各施設間の視認性を確保し、誰にでも認知しやすい施設配置とする。</p> <p>(4) 分かりやすさ</p> <p>交通拠点や主要施設における案内表示並びに場内パンフレットの多言語対応及びピクトグラムの活用等により、誰でも理解しやすい明確な情報提供を実施する。</p> <p>(5) 安全性</p> <p>来訪者が安全に歩行できるよう、IR区域内の歩行者動線と自動車動線の分離に努める。</p> <p>(6) 体への負担の小ささ</p> <p>交通拠点からの動線には、必要に応じて庇・シェルターを設けることに努め、利用者が雨天時にも快適に移動できる動線を整備する。</p> <p>(7) スペースの確保</p> <p>大規模イベント開催時にボトルネックとなる可能性のある箇所には、十分な通路幅員や滞留空間を確保する。</p>

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目	大阪
① ユニ バー サル デザ イン、 多文 化共 生 (2 / 2)	<p>3. 労働環境の整備、多様な人材の受入れ 女性、シニア、障がい者及び海外人材を含む多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築する。 また、柔軟な働き方支援、子育て支援、テクノロジーを活用した業務の自動化や負荷平準化、従業員のスキル補完、労働負荷やスキルセットに配慮した仕事の提供等の取組みにより、ベストワークプレイスとなることをめざす。</p> <p>(1) 経営層、従業員等の女性登用 雇用者における女性比率55%、管理職における女性比率20%を指標として設定した上で、将来的に更なる向上をめざす。</p> <p>(2) 障がい者の雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)で定められている水準以上の障がい者雇用率の達成をめざす。</p> <p>4. 多様な文化への配慮、尊重 様々な国からの来訪者の文化やバックグラウンドを尊重し、滞在中のあらゆる場面での取組みを通じて、寛容と理解を促進するリゾートの創出をめざす。</p> <p>(1) 飲食施設においては、様々な文化的、宗教的な要件を満たすメニューを提供する。ハラール、ビーガンやその他のアレルギー等にも配慮したオプションを提供するとともに、それらを分かりやすく表示する。</p> <p>(2) 礼拝室の設置等、多様な文化からの来訪者が快適に過ごし、文化的・宗教的な習慣や伝統を実践できる環境を提供し、滞在の質を高める。</p> <p>(3) 来訪者とのコミュニケーションや従業員研修などを通じて、多様な地域からの来訪者の文化的・宗教的祝日や伝統に対する従業員の理解を促進させる。</p>

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目	大阪
② 環境負荷低減	<p>「未来社会の実験場」という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、社会課題の解決及び府民の生活の質(QOL)向上につながるまちづくりを進める。広大で多くの交流人口を生む夢洲の特性を活かして最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRをめざす。</p> <p>1. 施設整備(建設)時における取組み</p> <p>(1) 建設資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再利用や再資源化しやすい建設資材の選定等により、将来的な廃棄物抑制に努める。 <p>(2) 工事作業員通勤車両、施設関連車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事作業員の通勤にパークアンドライド方式を採用し、通勤車両台数を低減する。 ・ 施設関連車両について、低公害車の活用、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用等により、大気汚染物質の排出量低減に努める。 <p>2. 運営時における取組み</p> <p>(1) 日々の運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費の継続的な低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度なエネルギー管理システムを構築し、効率的なエネルギー運用を行う。 ・ 雨水の再利用、節水型器具の採用等により、水使用量の削減を図る。 ・ 海水熱・太陽光等、クリーンで再生可能なエネルギーの導入に取り組む。 ・ 高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入する。 <p>(2) 最先端技術及びICT技術の活用によるスマートなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客体験、ウェルネス、観光等の分野において、最先端技術、キャッシュレス決済等のICT技術を積極的に活用することで、来訪者・従業員等にとって安全・安心、快適で楽しいスマートなまちづくりを行う。 <p>3. 取得予定の認証</p> <p>IR施設のうち、延床面積が2,000㎡以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率(BEE)のサステナビリティランキングA以上を取得する。</p>

【参考資料】 評価基準4 ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード

項目	大阪
③ フェア トレード	<p>1. 地域コミュニティとの共創</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種調達に際しては、地域の事業者及び生産者を含む地域コミュニティとの共創を優先事項として取り組む。 ・ 公平・公正で透明性のある入札及び業者選定プロセスの構築や、地域金融機関との連携による中小企業に対する資金面等の支援を通じて、中小企業を含む地元企業との持続的な取引関係を構築する。また、大阪・関西の企業からの優先調達に積極的に努める。 <p>2. 各種原材料の調達についてのフェアトレードに関する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種原材料の調達に際しては、各調達対象産品に知見のある専門家によって、各業界の慣習や事業者のポリシー等の調査を行い、品質基準や人権原則に則した調達を行う等、フェアトレードに配慮する。 ・ 開発途上国のサプライヤーからの調達に当たっては、ESGの観点から、商品の製造が適正な労働環境で行われているか等を確認の上、公正な取引を行う。

評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
13. その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)	コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源であることが求められる。また、施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	<p>①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p> <p>②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1256 715 2092 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 715 1632 775">①コンテンツ・サービス</th> <th data-bbox="1632 715 2092 775">②体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 775 1632 1385"> <ul style="list-style-type: none"> 世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている </td> <td data-bbox="1632 775 2092 1385"> <ul style="list-style-type: none"> 運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td> </tr> </tbody> </table>	①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> 世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている 	<ul style="list-style-type: none"> 運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ							
<ul style="list-style-type: none"> 世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている 	<ul style="list-style-type: none"> 運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模施設の運営実績がある コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模コンテンツの制作実績がある 							

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項

1 IR施設の在り方

(1)～(5) (略)

(6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

(1)から(5)までのいずれにも該当しない施設であって、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設である。一律に設置を義務付けるものではなく、地域の創意工夫や民間の活力を生かしてIR施設への集客力を高めるために設置することが可能なものである。

(3)の魅力増進施設とは異なり、専ら我が国の伝統、文化、芸術等を生かした施設であることが求められるものではない。例えば、主たる用途が(3)に当てはまらない劇場、競技場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設が想定される。

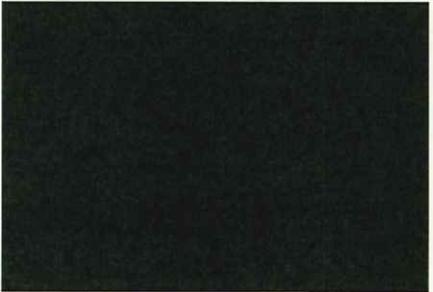
当該施設には、地域の創意工夫や民間の活力を生かして、ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しんだり利用できる施設となることが期待される。

(7) (略)

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

(参考) マリーナベイサンズの事例

- マリーナベイサンズには、国際的なミュージカルやコンサート等を開催できるシアター、飲食・物販機能を有するショッピングモール、世界各国の著名な博物館から協賛を受けているミュージアム等が整備されている。
- ショッピングモール(ザ・ショッप्ス)には、多様な年齢層・需要に応じたテナントが入っており、どのような客層のニーズも満足させることが可能である。
- 複数のナイトクラブを有し、高年齢層を対象としたナイトエンターテインメントも提供している。

施設名	取組内容	
ザ・ショッप्ス(飲食・物販施設)	<ul style="list-style-type: none"> ルイ・ヴィトン等のハイブランドや、Apple Store等年齢層を問わず楽しめるテナント(170店舗以上)を有し、多様な年齢層に対応している。 飲食についても、ヨーロッパ・アジア等各国料理店(30店舗以上)を有し、海外からの観光客にも対応している。 	  <p>出典) Hotels.com HP</p> <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p>
MARQUEE Singapore(ナイトクラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 大型スクリーンや最新のサウンドシステムなど最先端のデザイン、テクノロジー、サウンドを融合した最新のクラブ施設となっている。また、有名DJ等豪華な出演者にも定評がある。 	  <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p> <p>出典) marinebaysands HP</p>
サンズシアター	<ul style="list-style-type: none"> 高品質なオーディオビジュアル設備を有する、約1,600席の劇場。「ライオンキング」、「アニー」等、世界的に有名なミュージカルの上演実績を有する。 	  <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p>

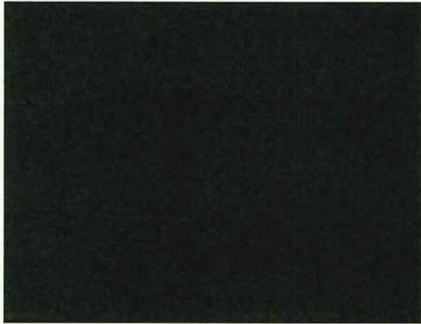
【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

施設名	取組内容		
アートサイエンス・ミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> 面積約5,000㎡、21のギャラリースペースを持つミュージアム。「アートとサイエンスの融合」をテーマに掲げ、世界的に有名な巨匠の大規模な展覧会を開催。日本の「teamLab」とコラボし、最先端のデジタルインスタレーションの体験型展示も行う。 	 <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p>	 <p>出典) Klook HP</p>
サンズ・スカイパーク	<ul style="list-style-type: none"> 地上57階に位置する広場。マリーナ湾やマーライオン像をはじめとした、シンガポールの街並みを一望することが可能である。 展望台、プールを併設し、幅広い客層が楽しむことが可能である。 	 <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p>	 <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p>
イベントプラザ	<ul style="list-style-type: none"> マリーナベイサンズの中央に位置し、川に面するイベントスペース。夜には、最先端のレーザー装置や噴水、プロジェクター等を駆使したナイトショー(スペクトラ)を一望することができる。 	 <p>出典) tripnote HP</p>	 <p>出典) マリーナ・ベイ・サンズ HP</p>

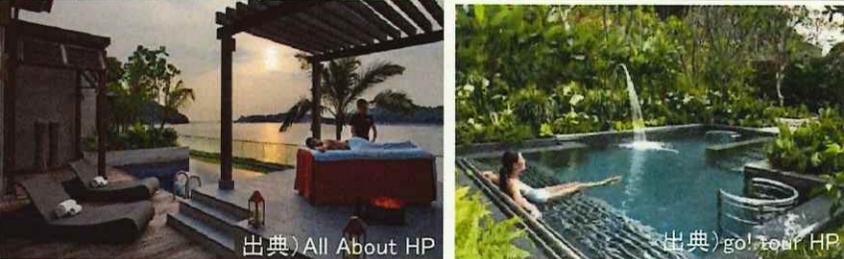
【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

(参考)リゾート・ワールド・セントーサの事例

- ・ リゾート・ワールド・セントーサには、レジャー目的のファミリー層や若年層をターゲットとしたテーマパーク、水族館・ウォーターパーク等が整備されている。
- ・ 東南アジア唯一のユニバーサルスタジオや世界最大級の水槽を有する水族館を整備することで、インドネシア、マレーシア、中国、及びシンガポール国内旅行者の誘客を目指している。
- ・ また、富裕層をターゲットとした、高級スパが整備されている。
- ・ 「ノンストップ・エンターテインメント」として、年間を通じたイベントやショーが提供されている。

施設名	取組内容	
マレーシアン・フード・ストリート(飲食施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアのレトロな屋台を再現した屋内型フードコート。 ・ マレーシアの人気屋台約20店舗を誘致し、割安にローカル料理が楽しめる飲食施設を展開。 	  <p>出典)リゾート・ワールド・セントーサ HP</p>  <p>出典)リゾート・ワールド・セントーサ HP</p>
ザ・ギャラリー(物販施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時計、宝飾、ファッションなど、約45の世界の一流ブランドショップが軒を連ねる商業施設。 	 <p>出典)Booking.com HP</p>
フェスティブ・ウォーク(飲食・物販施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の有名シェフプロデュースのファインダイニングや、セレクトショップをはじめとする飲食・物販施設から構成される複合商業施設。 	 <p>出典)4travel.jp HP</p>  <p>出典)リゾート・ワールド・セントーサ HP</p>  <p>出典)Hotels.com HP</p>  <p>出典)リゾート・ワールド・セントーサ HP</p>

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

施設名	取組内容	
ユニバーサル・スタジオ・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが知る世界的に有名なテーマパーク内には、古代エジプト、ロスト・ワールドなど、7つに分けられたテーマゾーンの中に、24のアトラクション・ショーがあり、そのうち18は世界初、またはシンガポールでしか楽しめないものとなっている。 	 <p>出典) HIS HP</p>
シー・アクアリウム	<ul style="list-style-type: none"> 世界最大級のアクリル水槽(幅36m高さ8.3m)と総水量(6千万リットル以上)を有する水族館。 49の展示を通して、800種類以上、10万匹以上の海洋生物と触れ合うことができる。 ディスカバリー・タッチ・プールでは、ヒトデやナマコなどを直接触ることができ、家族連れに人気のスポットとなっている。 	 <p>出典) Hotels.com HP</p> <p>出典) HIS HP</p>
アドベンチャー・コーブ・ウォーターパーク™	<ul style="list-style-type: none"> 東南アジア初となるウォータースライダーや東南アジア最長(620m)の流れるプールといったアトラクションが充実しており、子どもから大人まで満喫できる、水のテーマパーク。 エイやイルカと触れ合ったり、魚と泳いだりできる体験型施設も充実している。 	 <p>出典) リゾート・ワールド・セントーサ HP</p> <p>出典) HIS HP</p>
エスパ・アット・リゾート・ワールド・セントーサ	<ul style="list-style-type: none"> 富裕層をターゲットとした高級スパ(敷地面積約1万㎡)。世界に展開する英国の高級スパブランドのアジア旗艦店。動線に配慮し、奥まったエリアに整備されている。 女性だけでなく、男性用メニューまで、さまざまな種類が用意されている。 <p>※現在は閉業</p>	 <p>出典) All About HP</p> <p>出典) go! tour HP</p>

【参考資料】MGMリゾート ラスベガスIR施設内の主な劇場・イベント会場事例

IR施設	会場名	コンテンツ	座席数	価格帯	年間開催数	満席率
ベラージオ	オーシアター	シルクドゥソレイユ(レジデンシー)	1,800	75～295ドル	約500回(250日)	85%
MGMグラ ンド	KAシアター	シルクドゥソレイユ(レジデンシー)	1,950	62～230ドル	約500回(250日)	85%
	コッパーフィールドシア ター	マジックショー(レジデンシー)	740	71～220ドル	約500回(250日)	-
	MGMガーデンアリーナ	コンサート、ボクシング等	17,000	-	-	-
マンダレイ ベイ	ONEシアター	シルクドゥソレイユ(レジデンシー)	1,805	84～196ドル	約500回(250日)	85%
	Michelob ULTRAアリーナ	プロバスケットチームの本拠地(シーズン外に はコンサートや格闘技を開催)	12,000	-	-	-
	ハウスオブブルース	カントリー系ミュージシャン等の公演を開 催	(スタンディ ング形式)	-	-	-
ルクソール	ブルーマンシアター	ブルーマン(レジデンシー)	830	49～92ドル	約500回(250日)	-
	ルクソールシアター	TV番組の公開収録、コメディ等	1,200	-	-	-
	HyperX アリーナ	eスポーツ大会	1,000	-	-	-
ミラージュ	ラブシアター	シルクドゥソレイユ(レジデンシー)	2,000	69～218ドル	約500回(250日)	85%
	ミラージュシアター	マジック、ミュージカル等(レジデンシー)	1,250	49～79ドル	-	-
NY-NY	NY-NY シアター	シルクドゥソレイユ(レジデンシー)	1,200	49～175ドル	約500回(250日)	85%
	リバティーフロフト	コメディ等(レジデンシー)	500	34～54ドル	-	-
パーク MGM	パークシアター (2021年に「ドルビー・ライ ブ」に改装)	コンサート(レディーガガ、エアロスミス等 のレジデンシー)や格闘技を開催	5,200	-	-	-
	Tモバイルアリーナ	プロアイスホッケーチームの本拠地(シー ズン外にはコンサートやイベントを開催)	20,000	-	-	-

補足

- ・年間500回の公演は、週5日・1日2回・閑散期に1～2週間程度休演
- ・価格帯は調査時の情報(時期やコンテンツによって価格が変動)

【参考資料】MGMリゾート ラスベガスIR施設内の主な劇場・イベント会場事例

● シルクドゥソレイユのレジデンシー劇場：コンテンツに合わせた舞台装置や内装が特徴



出典) pinterest.com

オーシアター
(舞台がプールとなっている)



出典) pinterest.com

KAシアター
(動く舞台装置や、コンテンツに合わせた内装)



出典) womenssuite.com

ラブシアター
(舞台が中央にあり、どの確度からも楽しめる)

● アリーナ



出典) Pro Sound Web

ドルビー・ライブ
(2021年開業、最先端の音響設備を備えたアリーナ施設)



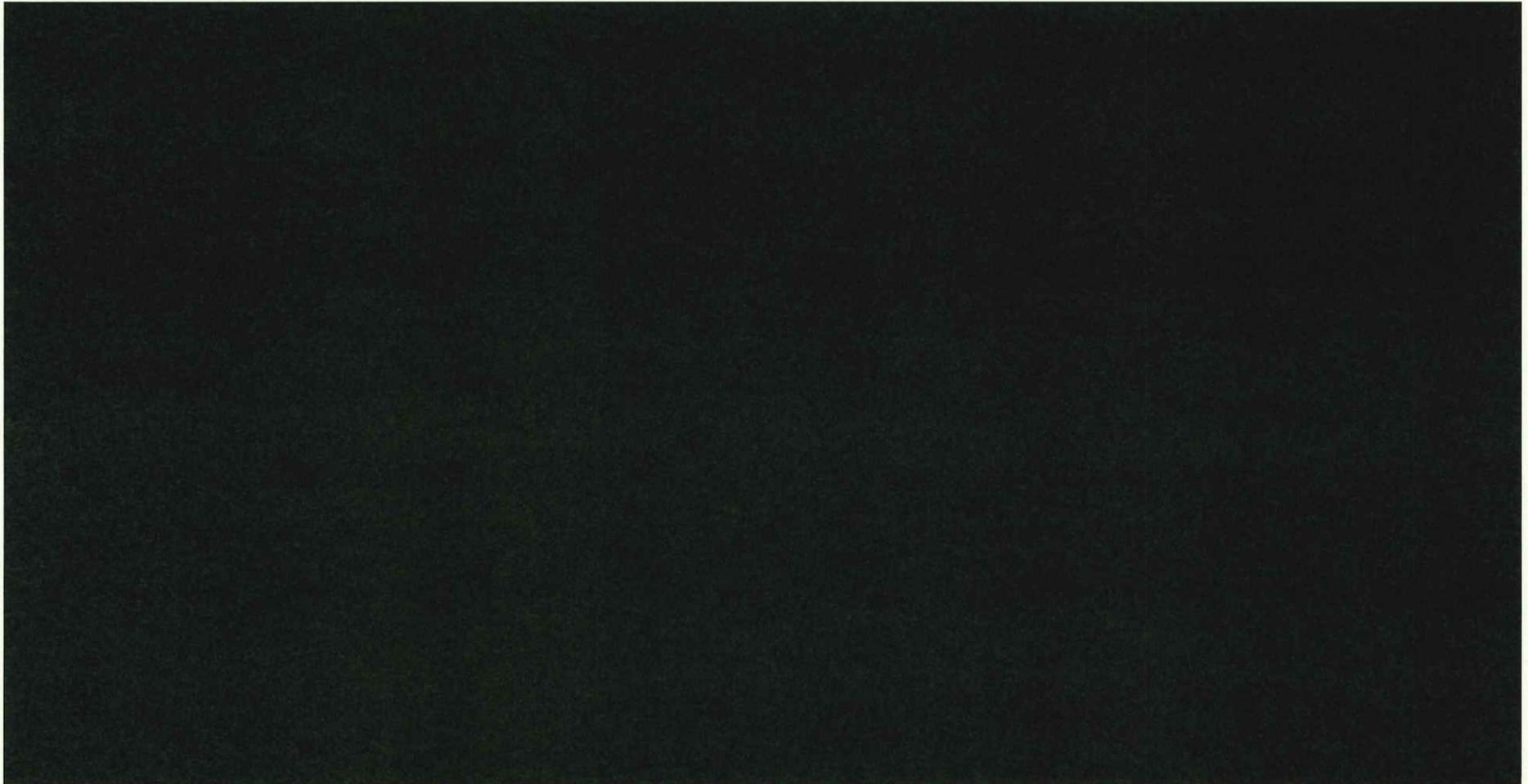
出典) Link-USA

MGMガーデンアリーナ
(ボクシングのタイトルマッチやコンサート等、様々なイベントを開催)

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

(参考)オー・シアター

- 開業 1998年10月
- 場所 ベラージオホテル内に設置
- 内装 パリのオペラハウスをイメージした、従来のラスベガスのスタンダードをはるかに超えるゴージャスなつくり。
- 座席数 1,800席 (車椅子専用席あり)
- 特徴 全席がステージに対して真っ直ぐ向くよう弧を描くように配置されているため、中心からかなり外れた壁際のシートでも、ほぼ正面にステージを見ることができる。また、フロアの傾斜が十分にあるため、前の席によって視界が妨げられることがほとんどない。さらに、ステージの広さも天井の高さも十分あるため、ゆったりした開放的なつくりとなっている。
- 公演 シルクドゥソレイユによる常設公演
週5日(月・火休み)、1日2回(19時～、21時30分～)、1回90分



【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目	大阪																								
その他観光旅客の来訪・滞在促進施設の種類、機能、規模	<p>1. 来訪及び滞在寄与施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪IRにおけるエンターテインメントの中心施設としての劇場、夢洲シアターを設置する。夢洲シアターでは年間を通じて安定的な来訪を促すイベントプログラム等の導入を行い、恒常的なにぎわい創出の工夫を図る。ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪IRの象徴となるような国際的なエンターテインメント拠点の形成をめざす。 ローカルパートナー／グローバルパートナーダイニング等の飲食施設、ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設及びLuxuryリテールをはじめとした物販施設をIR区域内の各所に配置する。このような多彩なコンテンツとサービスを提供することで、中核施設の機能を補完し、デスティネーションとしての大阪IRの国際競争力を高め、滞在中の来訪者の空間的・時間的つながりとなることで、IR全体の快適性や満足度を高める。加えて、大阪IRへの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する。 																								
	(1) エンターテインメント施設の一覧																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>種類</th> <th>機能</th> <th>規模（計画値）</th> <th>規模（暫定計画値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>夢洲シアター</u></td> <td>劇場</td> <td>舞台・音響・照明等の演出機能</td> <td>延床面積： 12,000～14,700㎡</td> <td>延床面積： 13,338㎡</td> </tr> <tr> <td>結びの庭</td> <td>オープンスペース</td> <td>噴水、イベント会場等</td> <td>—</td> <td>広場面積： 2～4万㎡程度</td> </tr> <tr> <td>フェスティバルパーク</td> <td>オープンスペース</td> <td>イベント会場等</td> <td>—</td> <td rowspan="2">広場面積： 2～4万㎡程度</td> </tr> <tr> <td>イノベーションパーク</td> <td>オープンスペース</td> <td>イベント会場等</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）	<u>夢洲シアター</u>	劇場	舞台・音響・照明等の演出機能	延床面積： 12,000～14,700㎡	延床面積： 13,338㎡	結びの庭	オープンスペース	噴水、イベント会場等	—	広場面積： 2～4万㎡程度	フェスティバルパーク	オープンスペース	イベント会場等	—	広場面積： 2～4万㎡程度	イノベーションパーク	オープンスペース	イベント会場等	—
	施設名称	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）																				
	<u>夢洲シアター</u>	劇場	舞台・音響・照明等の演出機能	延床面積： 12,000～14,700㎡	延床面積： 13,338㎡																				
結びの庭	オープンスペース	噴水、イベント会場等	—	広場面積： 2～4万㎡程度																					
フェスティバルパーク	オープンスペース	イベント会場等	—	広場面積： 2～4万㎡程度																					
イノベーションパーク	オープンスペース	イベント会場等	—																						
(1) 飲食施設の一覧																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>種類</th> <th>機能</th> <th>規模（計画値）</th> <th>規模（暫定計画値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローカルパートナーダイニング、グローバルパートナーダイニング</td> <td><u>飲食施設</u></td> <td>飲食機能</td> <td>延床面積： 7,400～9,100㎡</td> <td>延床面積： 8,247㎡</td> </tr> <tr> <td><u>ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設</u></td> <td><u>飲食施設</u></td> <td>飲食機能、ライブ・パフォーマンス機能</td> <td>延床面積： 3,800～4,700㎡</td> <td>延床面積： 4,231㎡</td> </tr> </tbody> </table>	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）	ローカルパートナーダイニング、グローバルパートナーダイニング	<u>飲食施設</u>	飲食機能	延床面積： 7,400～9,100㎡	延床面積： 8,247㎡	<u>ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設</u>	<u>飲食施設</u>	飲食機能、ライブ・パフォーマンス機能	延床面積： 3,800～4,700㎡	延床面積： 4,231㎡										
施設	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）																					
ローカルパートナーダイニング、グローバルパートナーダイニング	<u>飲食施設</u>	飲食機能	延床面積： 7,400～9,100㎡	延床面積： 8,247㎡																					
<u>ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテインメント施設</u>	<u>飲食施設</u>	飲食機能、ライブ・パフォーマンス機能	延床面積： 3,800～4,700㎡	延床面積： 4,231㎡																					

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

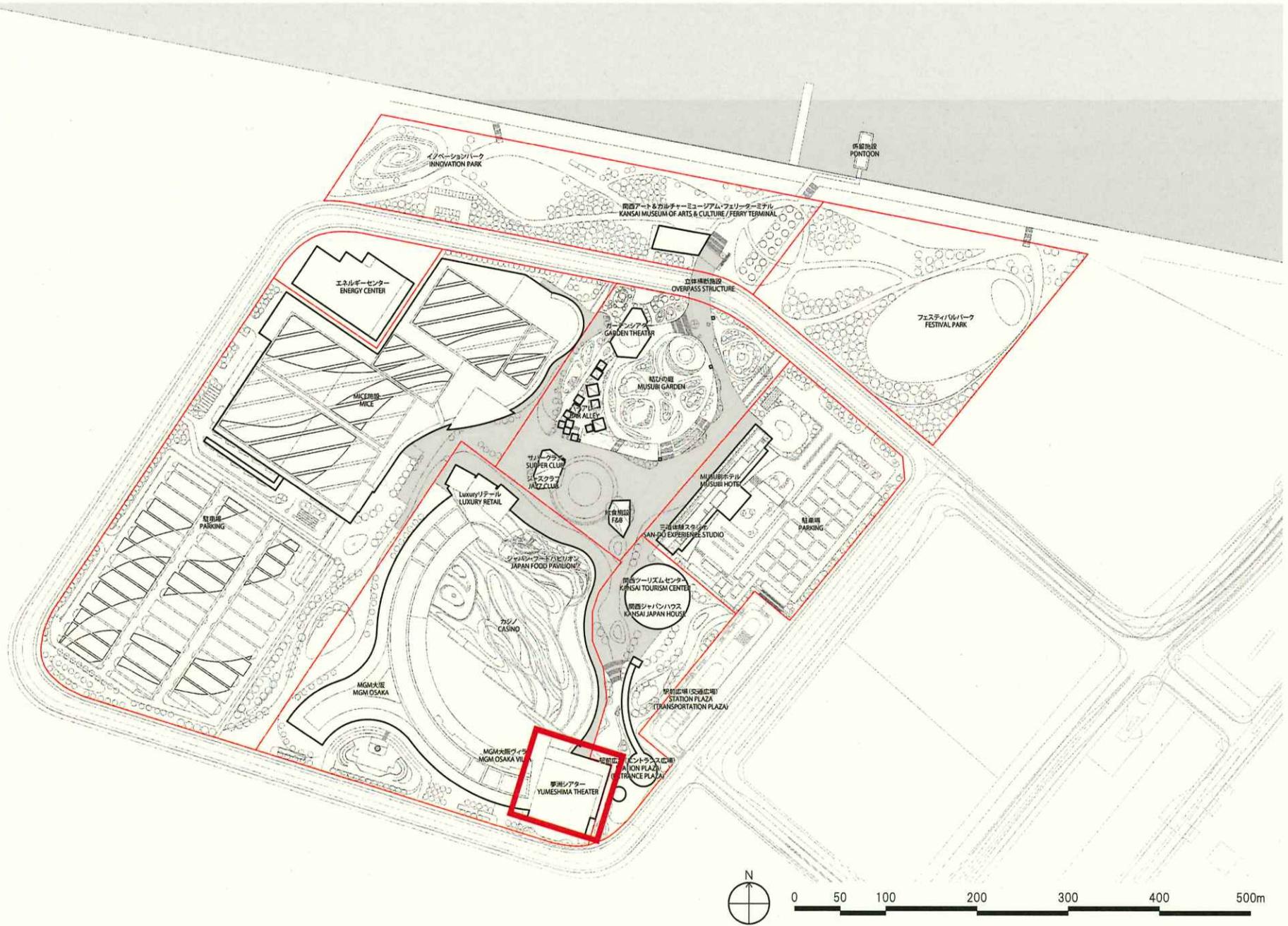
項目	大阪					
その他観光旅客の来訪・滞在促進施設の種類、機能、規模	(1) 物販施設の一覧					
	NO.	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）
	1	<u>Luxuryリテール</u>	物販施設	リテール機能	延床面積： 44,500～54,500㎡	延床面積：49,472㎡
	2	その他リテール	物販施設	リテール機能	延床面積：370～540㎡	延床面積：415㎡
	(1) その他施設の一覧					
	NO.	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）
	1	<u>エネルギーセンター</u>	プラント	エネルギー供給機能	延床面積： 9,400～11,600㎡	延床面積：10,511㎡
	2	駐車場	駐車場	駐車機能	延床面積： 84,800～137,100㎡	延床面積：110,989㎡
	3	共通バックヤード	バックヤード	バックヤード	延床面積： 98,200～153,500㎡	延床面積：125,866㎡

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目	大阪				
その他観光旅客の来訪・滞在促進施設の種類、機能、規模	【再掲】 (1) エンターテインメント施設の一覧				
	施設名称	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）
	夢洲シアター	劇場	舞台・音響・照明等の演出機能	延床面積： 12,000～14,700㎡	延床面積： 13,338㎡
	結びの庭	オープンスペース	噴水、イベント会場等	—	広場面積： 2～4万㎡程度
	フェスティバルパーク	オープンスペース	イベント会場等	—	広場面積： 2～4万㎡程度
	イノベーションパーク	オープンスペース	イベント会場等	—	

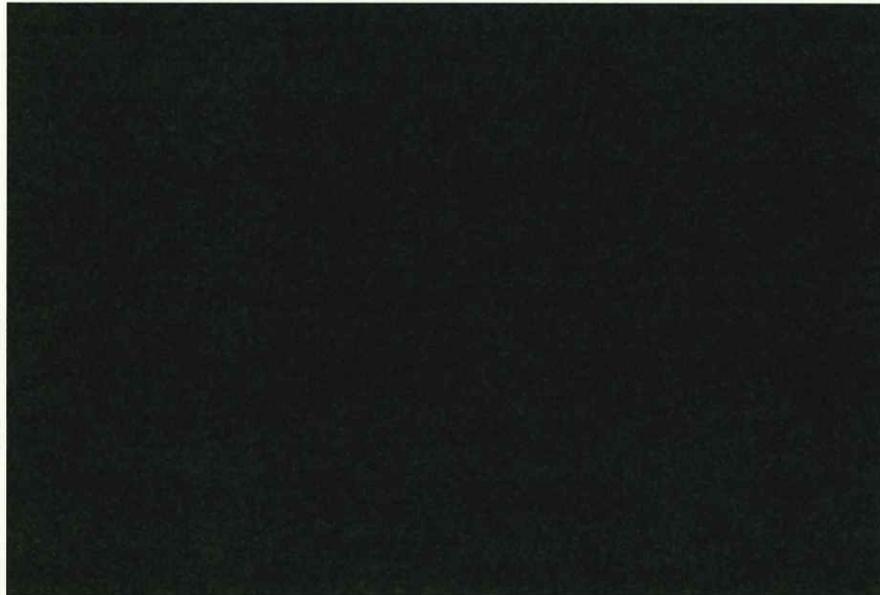
【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

評価基準2 特定複合観光施設 全体配置図 (1:4,000)

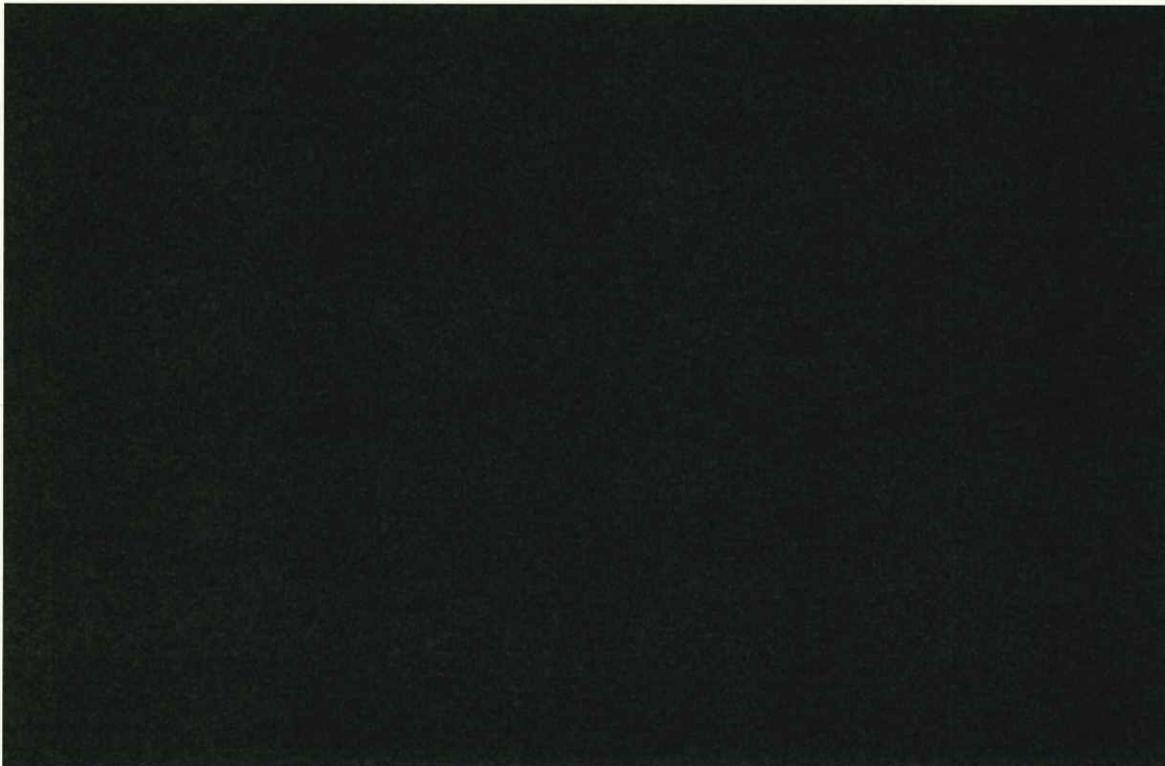


【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

夢洲シアターでの公演イメージ

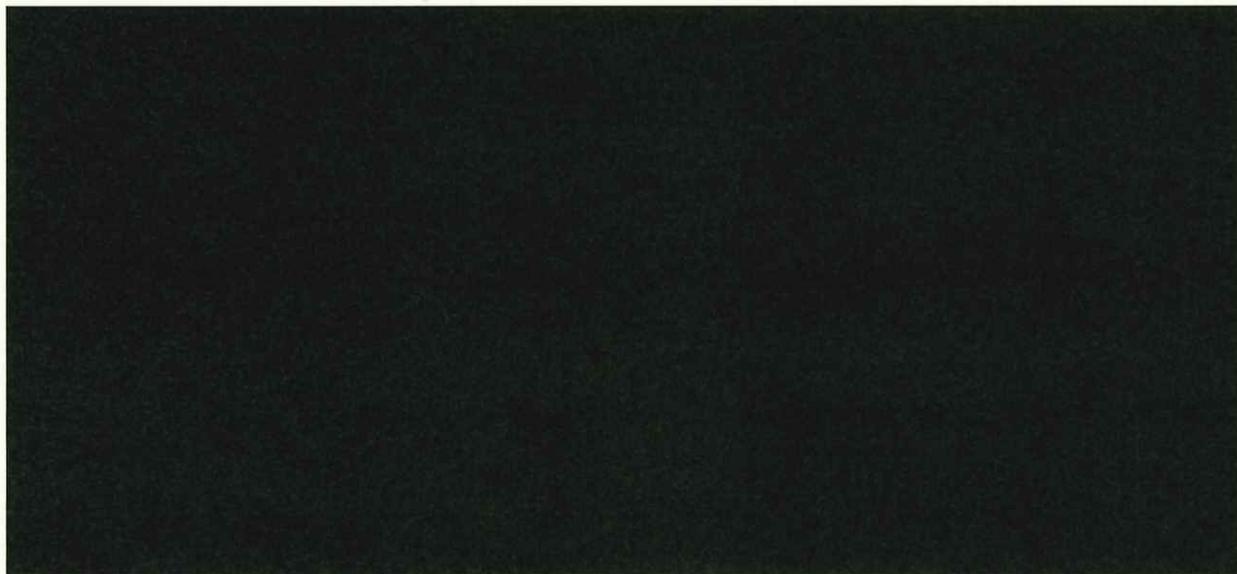


夢洲シアター 平面図

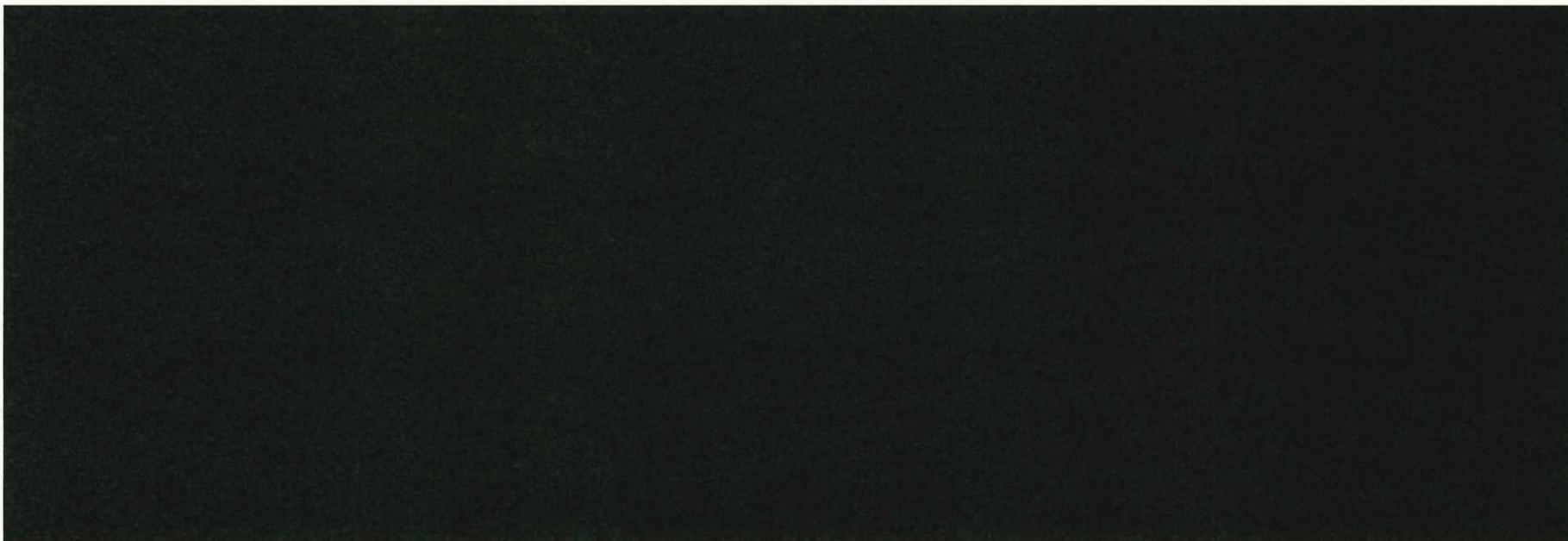


【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

結びの庭 景観



フェスティバルパーク・イノベーションパーク 景観



エンターテイメント施設

	外観・内装の特徴	設置及び運営の方針	ターゲットとする客層	動線計画
夢洲シアター	<ul style="list-style-type: none"> ・関西ゲートウェイゾーンの一部として、新駅から大阪IRを訪れる来訪者に“Sense of Arrival”の高揚感を与える、存在感のある外観デザインを設える。 ・メインエントランス及びホワイエ空間には、公演前の高揚感や公演後の感動の余韻を高めるために、富裕層を含む観客へのホスピタリティを意識した内装デザインを施す。また、舞台及び客席空間は、ダイナミックな演出等が計画される公演に相応しい舞台装置として適切なデザインを施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界的なアーティストによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテイメント企業、世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・パフォーマー等とのコラボレーションにより、新しいエンターテイメントを世界に向けて発信する。 ・既に知名度の高いエンターテイナーだけでなく、大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取り組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツに応じて、ビジネス客からファミリー層まで幅広い来訪者・客層をターゲットとする。 ・世界的なスターのイベントでは、VIPやMICEイベントへの参加者をはじめ国内外からの多様な客層をターゲットとして大阪IRに誘引する。 ・大阪IRでしか見られないショーやイベントのほか、誰もが楽しめるエンターテイメント・コンテンツを多数展開することで、訪日外国人旅行者、国内旅行者、関西地域の住民など幅広い客層の誘客を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西ゲートウェイゾーンの各所からのアクセシビリティ・視認性が確保される動線とすることで、夢洲シアターへの来訪者に対する利便性の向上だけでなく、他施設への来訪者に対しても、大阪IRのエンターテイメント拠点への関心・認知を高める工夫を行う。 ・搬出入等業務用の優先車両動線を設けスムーズな搬出入を可能とする。 ・従業員や施設関係者等のためのサービス動線は、来訪者動線との交錯に配慮したものとする。

エンターテインメント施設

	外観・内装の特徴	設置及び運営の方針	ターゲットとする客層	動線計画
結びの庭	<ul style="list-style-type: none"> 敷地中央に位置し、周囲を特徴的な建築物に囲まれた水とみどりが広がる空間により来訪者が開放感を感じることができる景観とする。 	<ul style="list-style-type: none"> オープンスペースでの体験と庭に隣接する施設における体験の両方を通じて、魅力的な来訪者体験を生み出す空間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 庭の中に存在する異なる特徴のオープンスペース等を回遊する動線とすることで、来訪者が散策しやすくなるような計画とする。
フェスティバルパーク	<ul style="list-style-type: none"> ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開けた空間を確保することで、イベント等の開催ができる空間とし、水辺空間にぎわいを創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。
イノベーションパーク	<ul style="list-style-type: none"> ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開けた空間を確保することで、実証実験等の開催ができる空間とし、来訪者に多様な体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。

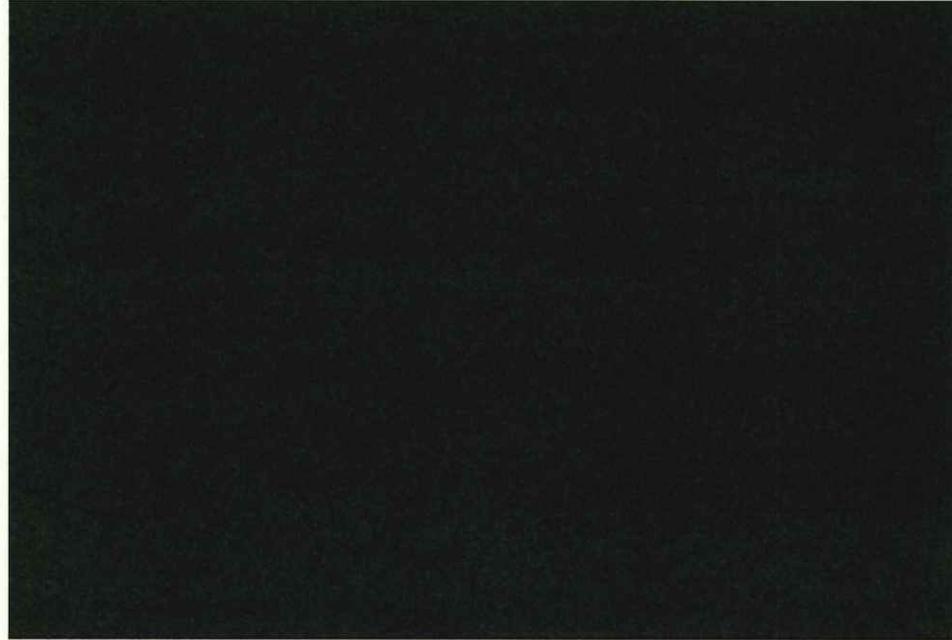
【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目	大阪				
その他観光旅客の来訪・滞在促進施設の種類、機能、規模	【再掲】 (1) 飲食施設の一覧				
	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模（暫定計画値）
	ローカルパートナーダイニング、グローバルパートナーダイニング	飲食施設	飲食機能	延床面積： 7,400～9,100㎡	延床面積： 8,247㎡
ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテイメント施設	飲食施設	飲食機能、ライブ・パフォーマンス機能	延床面積： 3,800～4,700㎡	延床面積： 4,231㎡	

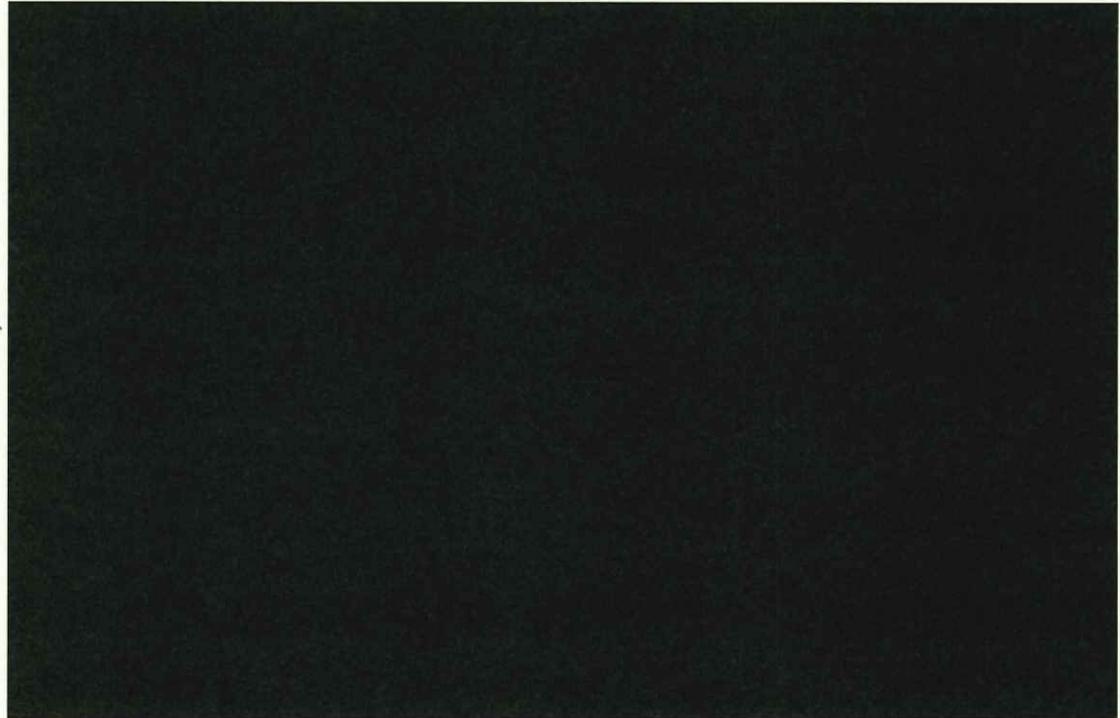
【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

ローカルパートナーダイニング/

グローバルパートナーダイニング 内観



ナイトエンターテイメント施設 外観・内観



飲食施設

	外観・内装の特徴	設置及び運営の方針	ターゲットとする客層	動線計画
ローカル パートナー/ グローバル パートナーダ イニング	<ul style="list-style-type: none"> ・外観については、施設の位置するゾーニングや併設する施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。 ・内装については、非日常的な雰囲気を醸成するデザインの工夫を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の有名シェフやレストランと連携した飲食施設をIR区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界中の美食家や富裕層、ビジネス客からファミリー客まで多様なニーズに対応し、幅広い来訪者をターゲットとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MGM大阪や「結びの庭」といった多くの来訪者が往来する主要施設や主要動線の周辺に配置する。 ・各店舗への搬出入は、IR区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。 ・各店舗区画内キッチンのほか、MGM大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。

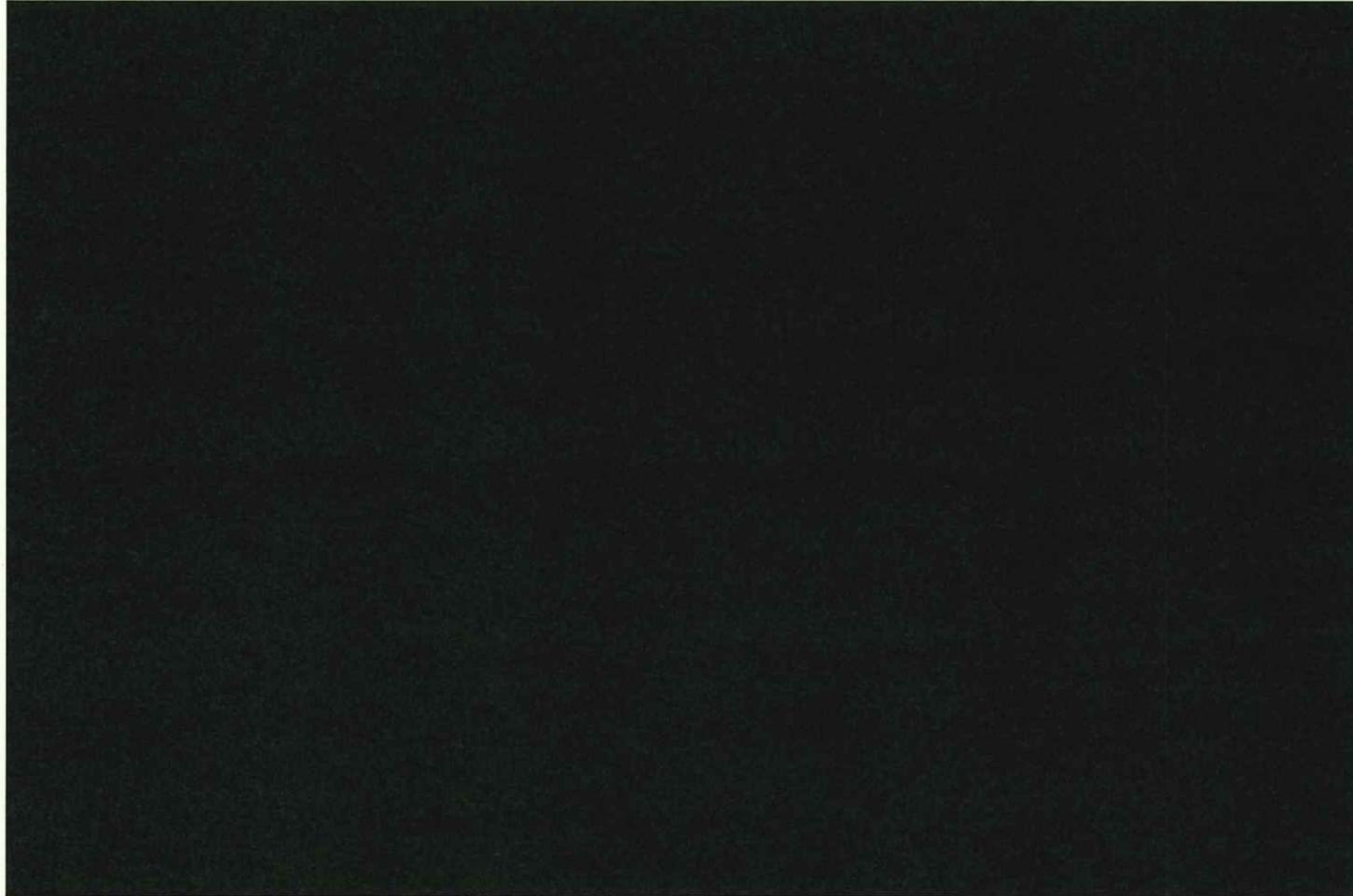
飲食施設

	外観・内装の特徴	設置及び運営の方針	ターゲットとする客層	動線計画
ジャズクラブ、サパークラブ、バーアレー等のナイトエンターテイメント施設	<ul style="list-style-type: none"> ・外観については、ジャズクラブ/サパークラブは「結びの庭」を臨む個性ある建築物とする。また、バーアレーは、小さな酒場や隠れ家的バーが軒を連ねる空間とする。内装については、ジャズクラブ/サパークラブでは音楽やパフォーマンスと相まった特別な雰囲気を提供する。また、バーアレーやその他のナイトエンターテイメント施設は、併設する施設や店舗の位置するゾーニングのコンセプトに合わせながら、独特の非日常空間を創出するデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者のナイトライフを充実させるエンターテイメント性に富んだ「食」の体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層やナイトエンターテイメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者動線は、多くの来訪者が往来する「結びの庭」周辺にジャズクラブ、サパークラブ、バーアレーを配置する。また、宿泊施設のロビー等にナイトエンターテイメント施設を配置する。 ・各店舗への搬出入は、IR区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。 ・各店舗区画内キッチンのほか、MGM大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目	大阪					
その他観光旅客の来訪・滞在促進施設の種類、機能、規模	<p>【再掲】</p> <p>(1) 物販施設の一覧</p>					
	NO.	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模 （暫定計画値）
	1	Luxuryリテール	物販施設	リテール機能	延床面積： 44,500～54,500㎡	延床面積：49,472㎡
2	その他リテール	物販施設	リテール機能	延床面積：370～540㎡	延床面積：415㎡	

Luxuryリテール 内観



物販施設

	外観・内装の特徴	設置及び運営の方針	ターゲットとする客層	動線計画
Luxuryリテール	<ul style="list-style-type: none"> ・外観については、大阪IRの物販施設のシンボルとなるような印象的なデザインのファサードとする。 ・内装については、各所に設置されるパブリックアートと調和する高級感の溢れる仕上げを施し、上質な空間を演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の富裕層をターゲットとする。カップルや家族連れ等カジノを利用しない富裕層に対しても充実したショッピング体験を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者動線については、富裕層が多く宿泊し、カジノをはじめとした多様な施設が集積するMGM大阪の下層に設定する。 ・搬出入動線は、MGM大阪の下層に設置されるサービスヤードからの動線とする。 ・サービス動線については、各施設のバックヤードと共用する。
その他リテール	<ul style="list-style-type: none"> ・外観は併設する建物に準ずる。 ・内装については、各施設の内装と統一した店舗デザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の利用者が多く集まる、アクセスしやすい場所に施設を配置することで利便性に配慮した来訪者動線とする。 ・搬出入動線は、併設する建物のサービスヤードからの動線とする。 ・サービス動線については、各施設のバックヤードと共用する。

【参考資料】 評価基準13 その他観光旅客の来訪・滞在促進施設

項目	大阪					
その他観光旅客の来訪・滞在促進施設の種類、機能、規模	<p>【再掲】</p> <p>(1) その他施設の一覧</p>					
	NO.	施設	種類	機能	規模（計画値）	規模 （暫定計画値）
	1	エネルギーセンター	プラント	エネルギー供給機能	延床面積： 9,400～11,600㎡	延床面積：10,511㎡
	2	駐車場	駐車場	駐車機能	延床面積： 84,800～137,100㎡	延床面積：110,989㎡
3	共通バックヤード	バックヤード	バックヤード	延床面積： 98,200～153,500㎡	延床面積：125,866㎡	

その他施設

	外観・内装の特徴	設置及び運営の方針	ターゲットとする客層	動線計画
エネルギーセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・外観については、IR区域内の周辺景観に配慮したファサードとする。 ・内装については、設置する機器に適した内装とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の運営で消費するエネルギーや燃料の消費の継続的な低減を図るために、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入したエネルギーセンターを設置し、大阪IR全体でのエネルギー消費の最適化や環境負荷低減に取り組む。 ・施設内で製造した熱源や変電した電気は、IR区域内に設置した共同溝内に配管、配線して、各施設に供給する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設については、安全面、セキュリティ面への配慮から来訪者の立入制限区域とし、従業員や施設関係者等の移動を想定したサービス動線とする。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付き屋外駐車場の外観及び内装については、周囲との調和に配慮した形状とする。 ・屋内駐車場の外観については、配置する建物に準じる。また、内装については、機能性を重視した仕様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は、来訪者の利便性に考慮しIR区域内に分散配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な車両動線の実現のために、各駐車場の外にサイネージを設置し、駐車スペースの空き状況の見える化をする。また、敷地内においては駐車場ゲートまでに十分な滞留長を確保する。
共通バックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・外観については、バックヤードエリアが極力外観に表れないよう配慮する。 ・内装については、カラーリングの切り替えやサイン計画等により、従業員の移動に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR内の各施設で利用するバックヤード機能を、来訪者動線との分離に配慮した上で適切に配置する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の移動や、来訪者動線との分離に配慮した動線計画とする。

実施体制及び実施方法

	運営体制、参画企業とその実績	従業員の確保・育成
エンターテインメント施設	<ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者による直接運営とする。ショーコンテンツの制作等の専門性を要する業務や、セキュリティや清掃といった特定の業務については外部のパートナーと連携し、IR事業者内の担当部署がマネジメントを行う。 ・IR事業者内の担当部署が、専門的な知見及び実績のあるコンテンツ・プロバイダーと連携してパフォーマー等との交渉や誘致を行い、年間カレンダーを作成する。マーケティングやプロモーションを実施しながらイベント企画やチケット販売を行うことで、クオリティの高い魅力的なコンテンツの創出をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国やマカオで複数のシアター運営実績を有するMGMが、経験に基づいて作成したガイドラインをIR事業者に提供し、開業準備期間を通じて、施設運営に携わるメンバーにこれらの知見の定着を図る。初期段階においては、音響・照明やチケットング、会場管理等の高度な専門性が必要となる人材を、MGM及びオリックスグループの既存事業から確保することも想定している。開業後には、実際の運営を通じて長期的な人材育成を行うことで、IR事業者における持続的な運営体制を構築する。
飲食施設	<ul style="list-style-type: none"> ・MGMのラスベガスでの飲食施設運営の知見を活かし、IR事業者による直営を中心とする。一部、第三者へのリース方式や運営委託方式を戦略的に導入する。連携先は、大阪・関西のシェフやレストラン、国際的なコンテストでの実績を有する国外のシェフやレストラン等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熟練度を要する調理工程には、国内外より高度技術を有した人材を確保する。同時に、セントラルキッチン方式を採用し調理工程を効率化することで、熟練度に関係なく幅広い人材を確保する。 ・熟練度が高い人材によるOJTを通じて、熟練度の浅い人材の育成を推進する。また、調理師学校や地域の複数の大学と連携し、長期的な観点で、人材発掘と育成に取り組む。
物販施設	<ul style="list-style-type: none"> ・Luxuryリテールは各ハイブランドへのリース方式による運営、その他リテールはIR事業者による直営または第三者へのリース方式や運営委託とする。MGMIはラスベガスやマカオで大規模なLuxuryリテール運営の実績を有しており、既に複数のハイブランドから関心表明を受領している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直営店舗及びテナント対応業務を担う従業員に関してはIR事業者で雇用する。リース方式による運営においては、各テナントにて従業員を確保する。 ・IR事業者で雇用する従業員は、高度な専門性や業務経験を有する人材を、MGM及びオリックスグループの既存事業や外部から確保する。また、開業後は、実際の運営を通じて長期的な人材育成を行うことで、IR事業者における持続的な運営体制を構築する。

評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
17. MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)	大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①MICEの開催件数(その増加件数・伸び率を含む。) ②国内外からIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。) ③送客施設の機能による他地域への観光客数 ④各事項に関する推計方法 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <ul style="list-style-type: none"> ①MICE開催件数の増加 ②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数 ③送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数 ・評価に当たっては、効果を最大化するための取組の内容を確認しつつ、各数値の伸び率や推計方法にも留意するものとする。

(参考)IRの基本方針における関連記述

第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

2 目標

(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること

我が国のMICE競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつ、アジア最大の開催国の地位を維持する、としているところである。

これらのことを踏まえ、日本型IRにおいて、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目標とする。

(2) 世界中から観光客を集めること

政府の観光戦略の目標として、「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とするといったことが掲げられているところである。

日本型IRにおいて、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集めることにより、政府の観光戦略の目標達成を後押しすることを目標とする。

(3) 来訪者を国内各地に送り出すこと

我が国においては、外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中しており、東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域を含めた各地への誘客が課題となっているところである。

日本型IRにおいて、国内各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、来訪客を国内各地に送り出すことにより、国内各地の観光地への訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の訪問の増加に貢献することを目標とする。

【参考資料】評価基準17 ①MICEの開催件数

(参考) シンガポールIRにおける国際会議の開催件数

各数値の出所)

- ICCAデータベース(2021.9.30時点)

- シンガポールIRにおける国際会議の開催件数(ICCA基準)は、下記図表の通り。
- なお、IR開業前の2009年におけるシンガポール全体での国際会議の開催件数は82件。
 - ✓ 開業3年目(2012年)のマリーナベイサンズにおける開催件数(17件)は、2009年のシンガポール全体での国際会議の開催件数の約20%に相当。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
MBS	11件	10件	17件	14件	12件	22件	17件	15件	17件	12件
RWS	4件	10件	6件	6件	2件	4件	0件	2件	5件	2件

(参考) パシフィコ横浜におけるMICE開催件数

- 国内最大級のMICE施設であるパシフィコ横浜では、年間で合計800件前後の催事を開催。
 - ✓ パシフィコ横浜のConventionの開催件数は、MICE施設の中では国内1位。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
Convention	93件	91件	100件	104件	180件
うちICCA基準	14件	10件	10件	11件	11件
Exhibition	55件	65件	66件	68件	68件

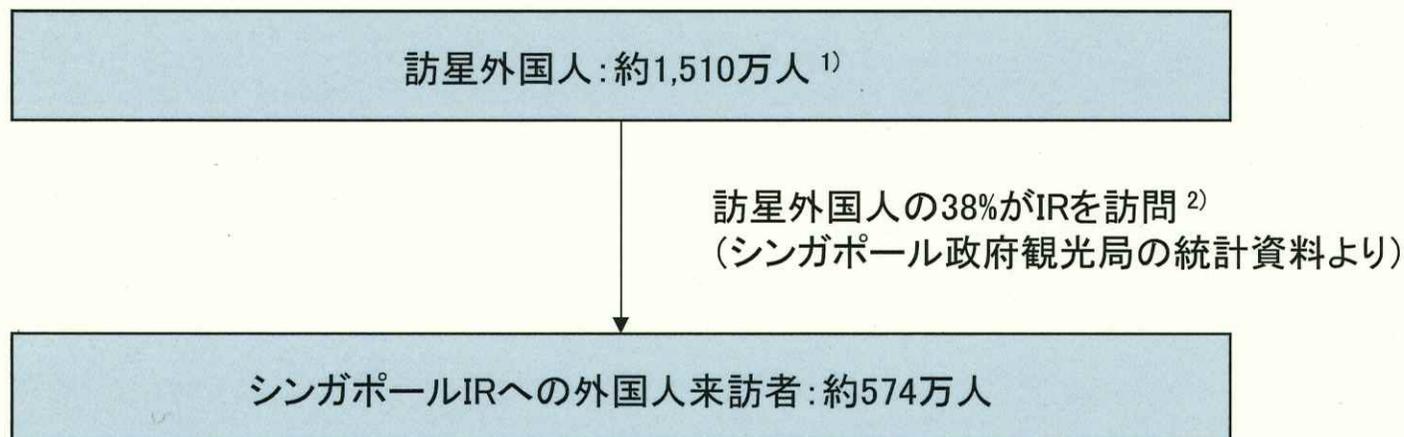
各数値の出所)

- C: パシフィコ横浜アニュアルレポート、ICCAデータベース(2021.9.30時点)
- Ex: パシフィコ横浜アニュアルレポート

【参考資料】評価基準17 ②国内外からIR区域への来訪者数

(参考)シンガポールIRへの来訪者数(2014年)

- シンガポールIRへの来訪者数(2014年:開業5年目)は、下記図表の通り。



1) シンガポール政府観光局「Annual Report on Tourism Statistics 2014」

2) シンガポール政府観光局「Annual Report on Tourism Statistics 2014」

(参考)国内大規模観光施設の来訪者数(2018年度)

	東京ディズニーリゾート	ユニバーサルスタジオ ジャパン	ハウステンボス
当該施設への来訪者数	約3,256万人 (ランド:約1,791万人、 シー:約1,465万人)	約1,430万人	約255万人
うち日本人	約2,943万人	約1,286万人	約238万人
うち外国人	約313万人	約144万人	約16万人

出所)各社アニュアルレポート等

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪																								
④① そのMICEの推計方法の開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）及び	<p>1. 国際会議の開催件数の見込み</p> <p>(1)開催件数</p> <p>・ミーティング(M)、インセンティブツアー(I)及びコンベンション(C)の開催件数(開業3年日期)は、年間485件程度を見込む。</p>																								
	<p style="text-align: center;">【図表1：国際会議の開催件数（年間見込み）】</p> <table border="1" data-bbox="376 432 1921 730"> <thead> <tr> <th>催事種別</th> <th>催事タイプ</th> <th>開催件数</th> <th>平均参加者規模</th> <th>平均参加日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M、I</td> <td>日本国外の本部による主催</td> <td>約19件</td> <td>約750人</td> <td>3.0日程度</td> </tr> <tr> <td>M、I</td> <td>日本国内の本部による主催</td> <td>約437件</td> <td>約750人</td> <td>2.0日程度</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)</td> <td>約29件 (約9件)</td> <td>約750人</td> <td>2.5日程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計/平均</td> <td>計約485件</td> <td>平均約750人</td> <td>平均2.1日程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)ICCA基準に基づく開催件数</p> <p>・ICCA基準の国際会議の開催件数(開業3年日期)は年間9件程度を見込む。</p> <p>・主に、大阪・関西が強みを有する産業領域(ウェルネス、スポーツ、テクノロジー、環境、エネルギー及び観光等)の国際会議の誘致・開催を想定。</p>	催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数	M、I	日本国外の本部による主催	約19件	約750人	3.0日程度	M、I	日本国内の本部による主催	約437件	約750人	2.0日程度	C	国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)	約29件 (約9件)	約750人	2.5日程度	合計/平均		計約485件	平均約750人
催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数																					
M、I	日本国外の本部による主催	約19件	約750人	3.0日程度																					
M、I	日本国内の本部による主催	約437件	約750人	2.0日程度																					
C	国際団体等が主催する国際会議 (うち、ICCA基準の国際会議)	約29件 (約9件)	約750人	2.5日程度																					
合計/平均		計約485件	平均約750人	平均2.1日程度																					

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪				
④① そのMICE 推計方法 の開催件数 (その増加 件数・伸び 率を含む。) 及び	2. 展示会・見本市の開催件数の見込み (1) 開催件数 ・エキシビジョン／イベント(E)の開催件数(開業3年目期)は年間46件程度を見込む。				
	【図表2：展示会等の開催件数(年間見込み)】				
	催事種別	催事タイプ	開催件数	平均参加者規模	平均参加日数
	E	一般展示会・イベント	約30件	約7,500人	2.0日程度
		ローカルイベント	約14件	約10,000人	1.3日程度
		eスポーツイベント	約1件	約7,500人	2.2日程度
		フードイベント	約1件	約7,500人	1.7日程度
	合計／平均 (うち、ISOの「展示会」の定義に合致)		計約46件 (約44件)	平均約8,261人	平均1.7日程度
	(2) ISOの定義に基づく開催件数 ・ISOの「展示会」の定義に合致する展示会・見本市(開業3年目期)は、年間44件程度(eスポーツイベント、フードイベントは除く。)を見込む。 ・主に、大阪・関西が強みを有する産業領域(ウェルネス、スポーツ、テクノロジー、環境、エネルギー、観光等)の展示会、主催者より 関心表明書を取得している展示会、IR事業者が主催者と既にリレーションを有する展示会及び大阪IRで新たに創出予定の展示会の 誘致・開催を想定。				

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪					
④① その MICE の 推計 方法 の 開催 件数 (その 増加 件数・ 伸び 率を 含む) 及び	3. MICEの開催件数の増加件数・伸び率の見込み					
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪IRの立地に伴い、大阪におけるMICE開催件数(開業3年目)は、国際会議については約1,387件から約2,310件と67%程度増加し、展示会・見本市については約170件から約216件と27%程度増加するものと見込む。 なお、IR区域の後背圏における増加件数・伸び率については、官民の緊密な誘致・開催連携等により、大阪IRの立地の直接的な相乗効果が見込まれる区域として、大阪市内の主要なMICE施設における開催件数を対象としている。 					
	(1) ミーティング及びインセンティブツアーの増加件数・伸び率(年間見込み)					
		現状 (2018年度実績)	開業1年目	開業2年目	開業3年目	(参考追記)
	大阪IR	—	約175件、100% (約175件)	約257件、147%程度 (約432件)	約24件、6%程度 (約456件)	開業3年目までの 増加件数計 (大阪IR) M、I:456件 (大阪の他施設) M、I:258件
	大阪の他施設	(1,183件)	0件、0% (約1,183件)	約129件、11%程度 (約1,312件)	約129件、10%程度 (約1,441件)	
	合計	(1,183件)	約175件、15%程度 (約1,358件)	約386件、28%程度 (約1,744件)	約153件、9%程度 (約1,897件)	
	(2) コンベンションの増加件数・伸び率(年間見込み)					
		現状 (2019年度実績)	開業1年目	開業2年目	開業3年目	(参考追記)
	大阪IR	—	約11件、100% (約11件)	約17件、155%程度 (約28件)	約1件、4%程度 (約29件)	開業3年目までの 増加件数計 (大阪IR) C:29件 うちICCA基準:9件 (大阪の他施設) C:180件 うちICCA基準:0件
うちICCA基準	—	約3件、100% (約3件)	約6件、200%程度 (約9件)	約0件、0%程度 (約9件)		
大阪の他施設	(204件)	約96件、47%程度 (約300件)	約42件、14%程度 (約342件)	約42件、12%程度 (約384件)		
うちICCA基準	(21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)		
合計	(204件)	約11件、5%程度 (約311件)	約59件、19%程度 (370件)	約43件、12%程度 (約413件)		
うちICCA基準	(21件)	約3件、14%程度 (約24件)	約6件、25%程度 (約30件)	約0件、0%程度 (約30件)		

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪					
④① そのMICEの 推計方法 の開催件数 (その増加件数・ 伸び率を含む。)及び	(3) エキシビジョン/イベントの増加件数・伸び率 (年間見込み)					
	内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期	(参考追記) 開業3年目期までの 増加件数計 (大阪IR) E:46件 (大阪の他施設) E:0件
	大阪IR	-	約17件、100% (約17件)	約26件、153%程度 (約43件)	約3件、7%程度 (約46件)	
	うちISO基準	-	約15件、100% (約15件)	約26件、173%程度 (約41件)	約3件、7%程度 (約44件)	
	大阪の他施設	(170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)	
	うちISO基準	(136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)	
	合計	(170件)	約17件、10%程度 (約187件)	約26件、14%程度 (約213件)	約3件、1%程度 (約216件)	
うちISO基準	(136件)	約15件、11%程度 (約151件)	約26件、17%程度 (約177件)	約3件、2%程度 (約180件)		

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪
④① MICEの開催件数(その増加件数・伸び率を含む。)及び	<p>4. MICE開催件数等の推計方法</p> <p>(1) ミーティング、インセンティブツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪国際会議場における、2018年度の国内会議の開催件数は1,183件であった。開業初年度までは当該件数が続くと想定し、開業初年度における「大阪の他施設」の開催件数は約1,183件と見込んだ。 2014年度から2018年度において、大阪国際会議場における国内会議の開催件数は2015年度の1,441件が最大であった。大阪IRの開業後は、大阪国際会議場との連携を強化し、大阪全体でのMICE開催件数を増加させることをめざしており、開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は2018年度の実績である約1,183件から約1,441件まで増加すると見込んだ。なお、開業2年目期は初年度と3年目期の平均値を見込んだ。 <p>(2) コンベンション</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市における、2019年度の国際会議の開催件数は204件であり、2015年度から2018年度で約47%増加(2015年度の開催件数は139件)している。当該増加率を踏まえ、開業初年度における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度の開催件数に対して、さらに約47%増加するものと想定し、300件程度と見込んだ。なお、開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度における京都市の国際会議の開催件数(383件)を超過し、約384件まで増加するものと想定した。なお、開業2年目期は初年度と3年目期の平均を見込んだ。 日本における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は527件であり、2010年度から2019年度で約51%の増加(2010年度の開催件数は349件)であった。一方、大阪市における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は21件であり、同期間で約11%の増加(2010年度の開催件数は19件)に留まることから、開業初年度までは、当該件数(21件程度)が継続するものと想定した。 2010年度から2019年度において、大阪市におけるICCA基準の国際会議の開催件数は、2016年度の31件が最大であったことを踏まえ、開業3年目期の大阪IRを含めた大阪全体での開催件数は約30件を目標とし、大阪IRでの開催件数は、30件から「大阪の他施設」で開催される件数(21件)を差し引いて9件程度と見込んだ。 <p>(3) エキシビジョン／イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪国際見本市会場における2019年度の催事開催件数は243件※1であった。開業初年度以降における「大阪の他施設」の開催件数は、当該件数が続くものと想定した。 ※1 新型コロナウイルス感染症の影響等によりキャンセルが生じた28件を含む。 近年、複数の展示会が同時開催されるケースが増えていることに鑑み、大阪IRでは合同展(同一主催者・団体が同一の会場で同一の期間に開催し出展面積、出展社・団体数及び来場者数を一体的に管理している複数の展示会)を1件とカウントする方法を採用している。他方で、大阪国際見本市会場は合同展を個別にカウントしているため、約30%を重複分と想定し、73件(243件×30%)を差し引いた上で、年間の展示会開催件数を約170件と見込んだ。 大阪国際見本市会場は、資格試験、入学試験、就職支援イベント、コンサート、握手会等のイベントを幅広く開催している。但し、これらイベントはISO基準の展示会に該当しないため、約20%にあたる約34件(170件×約20%)をISO基準以外の展示会と想定した。

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

(参考)解説-評価17-1_MICE開催件数の設定根拠

国際会議

1. ミーティング・インセンティブツアー

(1)年間開催件数(485件(開業3年目期))。内、ミーティング・インセンティブツアーが456件、コンベンションが29件)

- ・国際会議場施設は、ミーティング、インセンティブツアー及びコンベンション全ての用途で利用されるため、合算した開催件数(485件)で妥当性を検証した。

■
■
■
■
■
■
■
■

(2)平均参加者規模(750人)

■
■
■

(3)平均開催日数(海外主催:3.0日、国内主催:2.0日)

■
■
■

2. コンベンション

(1)年間開催件数(29件(開業3年目期))

- ・上述の通り。

(2)平均参加者規模(750人)

■
■
■

(3)平均開催日数(2.5日)

■
■

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

(参考)解説-評価17-1_MICE開催件数の設定根拠

展示会・見本市

3. エキシビジョン・イベント

(1) 開催件数(46件)

■	[Redacted]
	[Redacted]

(2) 平均参加者規模(8,261人)

■	[Redacted]
	[Redacted]

(3) 平均参加日数(1.7日)

■	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

(参考)解説-評価7-2_誘致対象となるMICEイベント一覧

1. 国際会議場施設

- ・ICCA基準の国際会議の開催件数(開業3年目期)は年間9件程度を見込む。
- ・主に、大阪・関西が強みを有する産業領域(ウェルネス、スポーツ、テクノロジー、環境、エネルギー及び観光等)の国際会議の誘致・開催を想定。
- ・誘致対象とする主なICCA基準の国際会議は以下の通り。

No	国際会議名称 (ICCA基準)	領域	主催者	参加者数	開催頻度
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪					
④② その推計方法 国内外からのIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。)及び	1. IR区域への来訪者数の見込み					
	<ul style="list-style-type: none"> IR区域への来訪者数(開業3年目期)については、国内旅行者数で約1,358万人、訪日外国人旅行者数で約629万人の合計約1,987万人を見込む。 開業1年目期から開業2年目期は1,123万人(147.3%)の増加、開業2年目期から開業3年目期は102万人(5.4%)の増加を見込む。 					
	【図表3：IR区域への来訪者数の増加人数・伸び率(見込み)】					
	内訳		現状値 (2019年度)	開業1年目期 第8期	開業2年目期 第9期	開業3年目期 第10期
	IR区域への来訪者数 (万人)		—	762	1,885	1,987
	海外		—	241	597	629
	国内		—	521	1,288	1,358
	国内(宿泊)		—	107	265	279
	国内(日帰り)		—	414	1,024	1,079
	増加人数 (万人)			(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計		—	—	1,123	102	
海外		—	—	355	32	
国内		—	—	767	70	
伸び率			(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)		
海外・国内計		—	—	147.3%	5.4%	
海外		—	—	147.3%	5.4%	
国内		—	—	147.3%	5.4%	

(参考)開業3年目期のIR区域への来訪者数

マリーナベイサンズ:509万人

リゾートワールドセントーサ:243万人

(出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目

大阪

2. 来訪者数の増加人数・伸び率の見込み

- IR区域の後背圏の来訪者数の見込み** (増加人数・伸び率) は、「IR区域への来訪者数」のうち「日帰り客」を除いた上で、事業計画において設定した純増分(大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分)として想定した。
 - 後背圏に「大阪府」が含まれることにより、「IR区域外の大阪府」を必然的に来訪(移動途中での交通機関の利用、観光施設、飲食施設への立寄り)は必然する「宿泊者」(国内・国外を含む。)は、全て後背圏への来訪者とみなした。
 - 日帰り客は、後背圏の来訪者としてはみなさず、これを控除した。

【図表5：IR区域の後背圏への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年)	増加人数・伸び率		
		開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		第8期	第9期	第10期
IR区域の後背圏への来訪者数 (万人)	11,965	—	—	—
海外	2,270	—	—	—
国内	9,695	—	—	—
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	142	209	19
海外	—	96	141	13
国内	—	46	68	6
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	1.2%	147.3%	5.4%
海外	—	4.2%	147.3%	5.4%
国内	—	0.5%	147.3%	5.4%

④②国内外からのIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。)及びその推計方法

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪
④② 国内外からのIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。)及び	<p>3. 来訪者数の推計方法</p> <p>カジノ事業の売上は大阪IRの売上の約80%を占め、IRの収益性に最も大きな影響を与えるため、需要予測では、最初にカジノ施設への来訪者を予測した上で、カジノ施設以外の施設の来訪者数の予測を実施した。</p> <p>カジノ施設以外の施設(宿泊施設、劇場等)の需要予測については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に予測した。個別の推計方法は、以下のとおり。</p> <p>(1)MICE施設への来訪者数の推計方法</p> <p>MGMの実績、国内MICEパートナーの知見及び国内の主要MICE施設で開催された事例を踏まえ、年間開催回数と平均来訪者数の設定を行い推計した。</p> <p>(2)魅力増進施設への来訪者数の推計方法</p> <p>施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、IR利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。</p> <p>(3)送客施設への来訪者数の推計方法</p> <p>施設特性(ショーケース機能とエントランス近くの配置)とMGMが有する経験から、旅行者区分ごとに来訪率の設定を行い推計した。</p> <p>(4)宿泊施設への来訪者数の推計方法</p> <p>大阪府内の宿泊施設の稼働率や海外のIRにおける類似宿泊施設の稼働率を考慮し、宿泊施設の客室数と稼働率及び客室あたりの宿泊者数の設定を行い推計した。</p> <p>(5)来訪及び滞在寄与施設への来訪者数の推計方法</p> <p>施設ごとに、収容キャパシティ、想定イベント回数、IR利用者に占める当該施設の利用率、面積あたりの来訪者数等の設定を行い推計した。</p> <p>(6) カジノ施設への来訪者数の推計方法</p> <p>カジノ施設への来訪者数については、平成27年国勢調査の都道府県・市区町村別主要統計表の人口統計や日本政府観光局の訪日外客統計等の統計情報及びMGMの既存IR施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者(日帰り)、国内旅行者(宿泊)、訪日外国人旅行者のセグメント別に推計した。</p> <p>a. 国内旅行者数(日帰り)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日帰り客の来訪地域を大阪IRから所要時間3時間圏と定め、成人1人あたりのカジノへの年間来訪数を想定して、推計した。なお、推計には、第三者であるゲーミング・コンサルタントがグラビティ・モデル(カジノの市場規模、特に日帰り客となる近隣地域からの来訪者数を予測するツールとして、その効果が実証されているモデル)を用いて行った予測も参考とした。 <p>b. 国内旅行者数(宿泊)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の宿泊旅行者数の統計による大阪府外の地域から大阪府への宿泊旅行者数に、訪問率を設定して推計した。 <p>c. 訪日外国人旅行者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外からの来訪者については、近畿地域を訪れている現在の訪日外国人旅行者数から大阪IRへの来訪者数を推計し、加えて大阪IRの開業により増加する旅行者数を試算した。 既存の日本政府観光局や大阪観光局のデータによる訪日外国人旅行者数に、訪問率を設定して推計した。訪問率は、海外のIRを参考に設定した。

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪									
③送客施設の機能による他地域への観光客数及び④その推計方法	1. 送客施設の機能による他地域への観光客数 <ul style="list-style-type: none"> 送客施設機能(コンシェルジュ機能)によって他地域へ送り出す観光客の数(開業3年目期)については、年間約4.3万人を見込む。 上記の約4.3万人は、コンシェルジュ機能の利用により、他地域へ送り出す観光客の数の見込みを推計した。その他、送客施設に隣接して整備する大規模なバスターミナルや、海上アクセス拠点等から、観光事業者及び関西の交通事業者等との連携により、日本各地への送客をめざす。 									
	<p style="text-align: center;">【図表6：送客施設の機能による他地域への観光客数（年間見込み）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;"></th> <th style="width: 20%;">開業1年目期</th> <th style="width: 20%;">開業2年目期</th> <th style="width: 25%; border: 2px solid red;">開業3年目期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他地域への観光客数</td> <td style="text-align: center;">約1.7万人</td> <td style="text-align: center;">約4.1万人</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">約4.3万人</td> </tr> </tbody> </table>				開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期	他地域への観光客数	約1.7万人	約4.1万人
	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期							
他地域への観光客数	約1.7万人	約4.1万人	約4.3万人							
	2. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法 <ul style="list-style-type: none"> 旅行会社が運営する類似施設(観光案内所)、類似サービス(滞在型観光地におけるツアーデスク等)のデータ及び旅行会社からのヒアリングに基づき、国内旅行者(日帰り)、国内旅行者(宿泊)及び訪日外国人旅行者に対して、利用者の割合を設定した。 上記のとおり設定した割合に基づき、大阪IRへの来訪者約1,987万人のうち約9%強(約184万人)が送客施設に来訪し、その他送客施設来訪者のうち約14%(約26万人)がコンシェルジュ機能を利用すると想定した。そのうち、約4.3万人がコンシェルジュ機能を利用し、他地域を観光すると想定した。 									

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪
----	----

④ 各事項の推計結果を実現するための方策

(1) 大阪IRのマーケティング戦略

a. IR全体のマーケティング戦略

- ・ 大阪・関西を世界有数の観光・MICEデスティネーションとし、国内外から多様な来訪者を呼び込み、日本の観光先進国化に寄与するためのマーケティング・プロモーション戦略を策定する。
- ・ 7つの要素からなるマーケティング・プロモーション戦略の策定・実行により、ハイエンドの観光客及びMICE・ビジネス客を惹きつけるデスティネーションとしての認知を獲得する。特に、VIP・プレミアムマスの市場シェアを獲得し、大阪・関西への来訪者数を増加させるとともに、旅行消費額を増加させ、地域経済の持続的な成長を支援する。
- ・ マーケティング・プロモーション戦略を効果的に実行するため、IR事業者内に専門チームを設置するとともに、専門的知見・人材を有するMGM及びオリックスからもサポートを受ける。また、PR、ブランドマーケティング、ソーシャルメディア、MICE、エンターテインメント、F&B（フード・アンド・ビバレッジ：飲食）等の各領域において外部専門家を活用する。
- ・ 上記の取組みにより国内外からのIR区域への来訪を促進し、推計結果との比較・評価を踏まえて、各種方策の継続的な見直し・強化を実施する。

【図表7：大阪IRのマーケティング・プロモーションの全体フレームワーク】



b. IR施設等の魅力の維持・向上

- ・ 来訪者が何度来ても飽きることがなく、来訪の度に新しい魅力を感じられるよう、大阪IRが有する様々な施設やサービス・コンテンツを、必要な再投資によって継続的に更新・発展させる。

④各事項に関する推計方法

【参考資料】 評価基準17 MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果

項目	大阪
④各事項に関する推計方法	<p>4. 各事項の推計結果を実現するための方策</p> <p>(3) 送客施設の機能を最大化するための方策 送客施設の設置・運営に際して次のような工夫を行うことで、送客施設への誘客強化、来訪者に対する日本観光への関心・興味の喚起、来訪者への効率的・効果的な予約手配、大阪IRから広域への利便性の高い交通アクセス等の実現を図り、大阪・関西、日本各地へと観光客を効果的に送り出す。(詳細は、評価基準9を参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送客施設は、各種交通機関から直接的なアプローチが可能な、関西ゲートウェイゾーンの中心部に配置するとともに、視認性の高い外観デザインと多くの人アクセスしやすい施設計画とする。 ・日本観光の興味を喚起する様々なショーケース機能、幅広いサービスを実現させるコンシェルジュ機能、また、関西のみならず日本全国とつながる交通機能をシームレスに接続し、来訪者が思い立ったらすぐに旅を始めることができる環境を創出する。 ・来訪者それぞれの旅のスタイルに応じた観光情報を、最先端技術の活用や体験型、来訪者の嗜好に合わせたテーマ別など、多様なショーケースを通じて提供する。 ・対面型やデバイス型など特徴の異なる多様なコンシェルジュを配置するとともに、大阪観光を短時間で楽しめるツアーや、関西を楽しむ日帰りツアー等の多様な観光商品を取り揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスを実現する。 ・関西の交通事業者と連携して、大阪IRと主要交通拠点等を結ぶ陸・海・空の交通網を整備し、各方面との相互アクセスを強化する。また、大阪市がIR区域に隣接して整備する新駅及び交通広場に隣接した位置に大阪府内最大級のバスターミナルを整備することにより、送客効果の向上と利便性の強化を図る。

評価基準18 地域経済への効果

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
18. 地域経済への効果 (50点)	IR区域への来訪による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 ⑤各事項に関する推計方法 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、地域経済への効果に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の数の見込み ・評価に当たっては、各項目の推計方法の妥当性を確認しつつ、IR区域への来訪者による旅行消費額の伸び率や、効果を最大化するための取組の内容にも留意するものとする。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪																																
提案の要約	<p>(「提案の要約 評価基準18」から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> IR施設に対する投資として、約1兆828億円を見込む。 IR区域への来訪者による旅行消費額は約6,637億円(開業3年目期、以下同じ)を見込み、開業1年目期から開業3年目期までの増加額は、約4,111億円、伸び率は約163%を見込む。 IR施設において雇用する従業員の数は、ヘッドカウントベースで約1.5万人を見込む。 <p style="text-align: right;">(申請内容をもとに、事務局にて作成)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">初期投資額(建設費用)</th> <th style="width: 33%;">旅行消費額(IR区域内・開業3年目)</th> <th style="width: 33%;">従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">約7,871億円</td> <td style="text-align: center;">約6,637億円</td> <td style="text-align: center;">約15,000人</td> </tr> </tbody> </table>			初期投資額(建設費用)	旅行消費額(IR区域内・開業3年目)	従業員数	約7,871億円	約6,637億円	約15,000人																								
初期投資額(建設費用)	旅行消費額(IR区域内・開業3年目)	従業員数																															
約7,871億円	約6,637億円	約15,000人																															
①を構成する各施設の推計する投資の金額の見込み(IR施設を含む)	<p>1. IR施設の投資の金額の見込み (単位: 億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項目名</th> <th style="width: 30%;">初期投資額 (消費税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建設関連投資</td> <td style="text-align: right;">7,871</td> </tr> <tr> <td> (1) 建築物整備費</td> <td style="text-align: right;">6,530</td> </tr> <tr> <td> ① 建築工事費</td> <td style="text-align: right;">5,703</td> </tr> <tr> <td> カジノ施設</td> <td style="text-align: right;">424</td> </tr> <tr> <td> 1号: 国際会議場施設</td> <td style="text-align: right;">235</td> </tr> <tr> <td> 2号: 展示等施設</td> <td style="text-align: right;">220</td> </tr> <tr> <td> 3号: 魅力増進施設</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td> 4号: 送客施設</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td> 5号: 宿泊施設</td> <td style="text-align: right;">1,947</td> </tr> <tr> <td> 6号: 来訪及び滞在寄与施設</td> <td style="text-align: right;">2,775</td> </tr> <tr> <td> ② 建築関連費用</td> <td style="text-align: right;">827</td> </tr> <tr> <td> (2) その他建築関連投資</td> <td style="text-align: right;">1,341</td> </tr> <tr> <td>2. その他初期投資額</td> <td style="text-align: right;">2,957</td> </tr> <tr> <td>初期投資総額 (=1.+2.)</td> <td style="text-align: right;">10,828</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 主な初期投資額の考え方及びポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設費は、施設計画の施設ごとの工事原価を積算して算出。また、土地賃借費用及び保証金を含む。 開業準備投資には、開業前の人件費、教育訓練費及びマーケティング費用等を含む。 			項目名	初期投資額 (消費税抜)	1. 建設関連投資	7,871	(1) 建築物整備費	6,530	① 建築工事費	5,703	カジノ施設	424	1号: 国際会議場施設	235	2号: 展示等施設	220	3号: 魅力増進施設	94	4号: 送客施設	9	5号: 宿泊施設	1,947	6号: 来訪及び滞在寄与施設	2,775	② 建築関連費用	827	(2) その他建築関連投資	1,341	2. その他初期投資額	2,957	初期投資総額 (=1.+2.)	10,828
項目名	初期投資額 (消費税抜)																																
1. 建設関連投資	7,871																																
(1) 建築物整備費	6,530																																
① 建築工事費	5,703																																
カジノ施設	424																																
1号: 国際会議場施設	235																																
2号: 展示等施設	220																																
3号: 魅力増進施設	94																																
4号: 送客施設	9																																
5号: 宿泊施設	1,947																																
6号: 来訪及び滞在寄与施設	2,775																																
② 建築関連費用	827																																
(2) その他建築関連投資	1,341																																
2. その他初期投資額	2,957																																
初期投資総額 (=1.+2.)	10,828																																

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪					
す① する 投I 資R の施 金額設 の対 見す 込み 投資 額を 含む の金 額の 見込 み⑤ その 推計 方法 構成 する 各施 設に 対	3. IR施設全体に対する投資による経済波及効果					
	(単位：億円)					
		建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
		IR施設（建設）	8,061	3,796	2,379	14,237
		IR施設（開業準備）	994	416	244	1,655
		合計	9,055	4,212	2,624	15,892
		(1) 経済波及効果の推計方法				
		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)を用いて推計した。 ・IR施設(建設)は、IR施設の建設において発生する需要。事業計画において設定した建設費等をベースに推計した。 ・IR施設(開業準備)は、IR施設の開業準備において発生する需要。事業計画において設定した開業前人件費、什器購入費等をベースに推計した。 				
		4. 建設フェーズにおける雇用創出効果				
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設フェーズにおける雇用効果は、直接効果・間接効果の合計で、約11.6万人を想定する。 				
	【図表1：建設フェーズにおける雇用創出効果】					
	(単位：人)					
	建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計	
	IR施設（建設）	66,006	21,528	16,400	103,933	
	IR施設（開業準備等）	7,885	2,900	1,699	12,483	
	合計	73,891	24,428	18,099	116,416	
	(1) 雇用創出効果の推計方法					
	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年(2005年)産業連関表」(総務省)の雇用表と同一の比率で雇用されていると仮定して推計した。 					

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪																																																									
② IR区域への来訪者による旅行消費額 (経済波及効果含む)	2. IR区域の後背圏における旅行消費額の現状値 <ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者の後背圏における旅行消費額の現状値は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁)のうち、「観光・レジャー目的」における近畿地域の旅行消費額に基づいて推計した。 国内旅行者の後背圏における旅行消費額の現状値は、「旅行・観光消費動向調査(2019年1~12月期確報)」(国土交通省観光庁)のうち、「観光・レクリエーション目的」における近畿地域の旅行消費額に基づいて推計した。 																																																									
	【図表2：後背圏における旅行消費額の現状値】 (単位：億円)																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 678 660 726">内訳</th> <th data-bbox="660 678 705 726">府県</th> <th data-bbox="705 678 1568 726">旅行消費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 726 660 1085" rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">訪日外国人旅行者</td> <td data-bbox="660 726 705 774">1</td> <td data-bbox="705 726 1568 774">福井県</td> <td data-bbox="1568 726 1568 774">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 774 705 821">2</td> <td data-bbox="705 774 1568 821">滋賀県</td> <td data-bbox="1568 774 1568 821">27</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 821 705 869">3</td> <td data-bbox="705 821 1568 869">京都府</td> <td data-bbox="1568 821 1568 869">2,301</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 869 705 917">4</td> <td data-bbox="705 869 1568 917">大阪府</td> <td data-bbox="1568 869 1568 917">7,109</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 917 705 965">5</td> <td data-bbox="705 917 1568 965">兵庫県</td> <td data-bbox="1568 917 1568 965">311</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 965 705 1013">6</td> <td data-bbox="705 965 1568 1013">奈良県</td> <td data-bbox="1568 965 1568 1013">214</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1013 705 1061">7</td> <td data-bbox="705 1013 1568 1061">和歌山県</td> <td data-bbox="1568 1013 1568 1061">88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="660 1061 705 1085">合計</td> <td data-bbox="1568 1061 1568 1085">10,059</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1085 660 1452" rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内旅行者</td> <td data-bbox="660 1085 705 1133">1</td> <td data-bbox="705 1085 1568 1133">福井県</td> <td data-bbox="1568 1085 1568 1133">938</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1133 705 1181">2</td> <td data-bbox="705 1133 1568 1181">滋賀県</td> <td data-bbox="1568 1133 1568 1181">1,194</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1181 705 1228">3</td> <td data-bbox="705 1181 1568 1228">京都府</td> <td data-bbox="1568 1181 1568 1228">4,191</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1228 705 1276">4</td> <td data-bbox="705 1228 1568 1276">大阪府</td> <td data-bbox="1568 1228 1568 1276">6,111</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1276 705 1324">5</td> <td data-bbox="705 1276 1568 1324">兵庫県</td> <td data-bbox="1568 1276 1568 1324">4,562</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1324 705 1372">6</td> <td data-bbox="705 1324 1568 1372">奈良県</td> <td data-bbox="1568 1324 1568 1372">854</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1372 705 1420">7</td> <td data-bbox="705 1372 1568 1420">和歌山県</td> <td data-bbox="1568 1372 1568 1420">1,378</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="660 1420 705 1452">合計</td> <td data-bbox="1568 1420 1568 1452">19,229</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="577 1452 705 1505">総計</td> <td data-bbox="1568 1452 1568 1505">29,288</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	府県	旅行消費額	訪日外国人旅行者	1	福井県	10	2	滋賀県	27	3	京都府	2,301	4	大阪府	7,109	5	兵庫県	311	6	奈良県	214	7	和歌山県	88	合計		10,059	国内旅行者	1	福井県	938	2	滋賀県	1,194	3	京都府	4,191	4	大阪府	6,111	5	兵庫県	4,562	6	奈良県	854	7	和歌山県	1,378	合計		19,229	総計		29,288	
内訳	府県	旅行消費額																																																								
訪日外国人旅行者	1	福井県	10																																																							
	2	滋賀県	27																																																							
	3	京都府	2,301																																																							
	4	大阪府	7,109																																																							
	5	兵庫県	311																																																							
	6	奈良県	214																																																							
	7	和歌山県	88																																																							
	合計		10,059																																																							
国内旅行者	1	福井県	938																																																							
	2	滋賀県	1,194																																																							
	3	京都府	4,191																																																							
	4	大阪府	6,111																																																							
	5	兵庫県	4,562																																																							
	6	奈良県	854																																																							
	7	和歌山県	1,378																																																							
	合計		19,229																																																							
総計		29,288																																																								

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪																																	
② IR区域への来訪者による旅行消費額 (経済波及効果含む)	3. 来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額(旅行消費額)の見込み、増加率・伸び率 (IR開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)まで)																																	
	【図表3：IR区域に滞在している間に支出する金額】																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内訳</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>開業1年目期</th> <th>開業2年目期</th> <th>開業3年目期</th> </tr> <tr> <th>第8期</th> <th>第9期</th> <th>第10期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪日外国人旅行者</td> <td>億円</td> <td>1,375</td> <td>3,419</td> <td>3,623</td> </tr> <tr> <td>国内旅行者(宿泊)</td> <td>億円</td> <td>346</td> <td>862</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>国内旅行者(日帰り)</td> <td>億円</td> <td>806</td> <td>1,996</td> <td>2,104</td> </tr> <tr> <td>対前年増加額</td> <td>億円</td> <td>—</td> <td>3,750</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>対前年伸び率</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>148.4</td> <td>5.8</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	単位	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期	第8期	第9期	第10期	訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623	国内旅行者(宿泊)	億円	346	862	910	国内旅行者(日帰り)	億円	806	1,996	2,104	対前年増加額	億円	—	3,750	361	対前年伸び率	%	—	148.4	5.8
	内訳			単位	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期																											
		第8期	第9期		第10期																													
訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623																														
国内旅行者(宿泊)	億円	346	862	910																														
国内旅行者(日帰り)	億円	806	1,996	2,104																														
対前年増加額	億円	—	3,750	361																														
対前年伸び率	%	—	148.4	5.8																														
4. 旅行消費額の計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ IR施設への来場者の内訳については、事業計画により算定した。 ・ 消費単価の設定については、以下の統計に基づいて設定した。なお、訪日外国人旅行者の消費単価については、IR施設(カジノ)への国別の来場者数の構成割合に基づいて算定した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪日外国人旅行者:「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁) ➢ 国内旅行者:「旅行・観光消費動向調査(2019年1~12月期確報)」(国土交通省観光庁) ・ IR施設内での消費単価については、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画に想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除すことにより推計した。来訪者がIR区域に滞在している間に支出する金額については、IR区域への来訪者数に、IR区域内に滞在している間に支出する一人あたり消費額を乗じて算出した。 																																		

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目

大阪

② IR区域への来訪者による旅行消費額
(経済波及効果含む)

5. IR区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み

- 「IR区域の後背圏における旅行消費額」については、IR区域への滞在期間中におけるIR施設外での消費支出に、IR区域の滞在期間外での近畿圏(2府5県)での消費支出を加えたものとした。

【図表6：IR区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み】

内訳	単位	現状値	増加額・伸び率		
			※第8期～第10期は増加額の累計		
			開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
		2019年	第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	10,059	3,050	7,542	7,946
国内旅行者	億円	19,229	929	2,297	2,422
国内旅行者(宿泊)	億円	-	430	1,063	1,121
国内旅行者(日帰り)	億円	-	499	1,234	1,301
海外・国内合計	億円	29,288	3,978	9,839	10,368
対前年増加額 (第8期は対現状値増加額)	億円	-	3,978	5,861	529
対前年伸び率 (第8期は対現状値伸び率)	%	-	13.6	147.3	5.4

6. IR区域の後背圏における旅行消費額の計算方法

- 事業計画に基づき、IR区域への来訪者数及び旅行者の一人あたり消費額を以下のとおり設定し、両者を乗じて算出した。
- IR施設外における近畿圏(2府5県)での消費単価については、観光統計上の消費単価から、事業計画で想定しているIR施設滞在日数分に相当する消費額を減じることで推計した。
- 旅行者の一人あたり消費額は、各年、ほぼ横ばいと設定した。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪				
② I R 区域への来訪者による旅行消費額 （経済波及効果含む）	7. IR運営による 経済波及効果				
	【図表9：I R運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県））】				
	指標	単位	金額		
			開業1年目 第8期	開業2年目 第9期	開業3年目 第10期
	生産誘発額	億円	4,333	10,790	11,443
	対前年増加額	億円	-	6,457	652
	伸び率	%	-	149.0	6.0
	直接効果	億円	2,665	6,636	7,037
	対前年増加額	億円	-	3,971	401
	伸び率	%	-	149.0	6.0
	間接効果	億円	1,668	4,154	4,405
	対前年増加額	億円	-	2,486	251
	伸び率	%	-	149.0	6.0
	間接1次波及効果	億円	1,028	2,561	2,716
	対前年増加額	億円	-	1,533	155
	伸び率	%	-	149.0	6.0
	間接2次波及効果	億円	640	1,594	1,690
	対前年増加額	億円	-	954	96
	伸び率	%	-	149.0	6.0
	雇用効果	人	35,125	87,383	92,515
対前年増加数	人	-	52,258	5,132	
伸び率	%	-	148.8	5.9	
誘発税収額	億円	492	1,233	1,313	
対前年増加額	億円	-	740	80	
伸び率	%	-	150.3	6.5	

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪
② IR区域への来訪者による旅行消費額 （経済波及効果含む）	<p>8. 経済波及効果の推計方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済波及効果は、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)を用いて算出した。 ・ 直接効果の算定方法については以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IR施設内の需要については、IR事業者による施設運営によって直接的に発生する需要を合算したものとした。具体的には、MICE施設以外のIR施設については、投資計画におけるカテゴリ別売上額をベースに算出し、またMICE施設については投資計画における想定開催回数・来場者数から主催者・出展者の事業費を算出し、これらを合算して算出した。 ➢ IR施設外の需要については、IR区域外の近畿圏で観光客が支出する額のうち、大阪IRによって初めて大阪に来訪する人数分のみを計上するものとし、これを近畿圏内・IR区域外における直接効果として算出した。 ・ 一次波及効果及び二次波及効果については、上記で算出した直接効果を用いて算出した。 ・ 誘発税収額については、経済波及効果の算定結果をベースに、「平成17年近畿地域産業連関表」(経済産業省近畿経済産業局)における粗付加価値額(営業余剰、間接税等)と実税収額から算定した実効税率を乗じて算出した。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪
<p>③</p> <p>IR施設において雇用する従業員の数の見込み</p>	<p>1. 雇用する従業員の数の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪IRにおいて雇用する従業員数は、開業3年目期におけるHC(ヘッドカウント、頭数のことをいう。)ベースで、約1.5万人を見込む。 <p>2. 雇用する従業員数の推計方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MGMが有する米国やマカオにおけるIR運営データに基づき、事業ごとに必要な従業員を積み上げ、日本国内及び大阪IRに係る事情に合わせて推計した。なお、主要事業の従業員数は、以下の考え方に基づく。 <p>(1) 主な施設等における推計の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> a. カジノ施設 <ul style="list-style-type: none"> テーブルゲームの台数、電子ゲームの台数及び各ゲームのポジション(席等の1人がプレイする場)数に対する従業員数の割合とした。 b. 宿泊施設 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の総客室数及び稼働客室数(総客室数×客室稼働率)に対する従業員数の割合とした。 c. 飲食施設 <ul style="list-style-type: none"> 提供食数(想定顧客数)に対する従業員数の割合とした。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪
④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果	<p>3. 経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容</p> <p>(1) 大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICE開催及びこれによる産業強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR施設とIR区域の後背圏の産業の共創関係を構築し、IR事業の実施による地域の産業振興・強化に寄与するため、大阪・関西が強みを有する10の産業領域を設定し、同産業領域に関するMICEイベントの誘致・創出に注力し、年間50件(10領域×5件)の開催をめざす。これにより、これらの産業における関西の関係者とグローバル企業との交流を促すこと等で、ビジネスマッチングの機会を増加させ、産業の成長・グローバル化の実現を図る。 ・ 大阪府・市の上位計画、関西の経済団体の提言及び大阪でのMICE誘致に知見のあるPCO(会議運営事業者)の意見等に基づき、10の産業(スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光)を大阪・関西が強みを有する産業領域として、MICEイベントの誘致・創出に取り組む。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

項目	大阪
④ その他の 区域整備 計画の 実施により 見込まれる 経済的 社会的 効果	<p>(2) 大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み</p> <p>a. MICE施設へのイノベーション促進施設の設置</p> <p>(a) MICE施設内に来場する国内外から多くのビジネス客との交流等を通じて、イノベーション創出やビジネスの国際化を支援する施設(関西イノベーション・ラボ)を設置する。</p> <p>(b) ビジネス支援プログラムの誘致及び開催やビジネス交流の機会の提供により、関西のベンチャーエコシステムの強化につなげることをめざす。</p> <p>b. IRを活用したイノベーションの創出支援</p> <p>新たなサービスの実証フィールドとしてのIR施設の活用・提供、MICEによるビジネス集客機会を活用した情報発信等、IRを活用したビジネスイノベーション機会の創出に取り組む。</p> <p>c. 中小企業・スタートアップ企業の支援</p> <p>(a) 地域の金融機関との連携を通じて、資金面や情報面での支援を提供し、中小企業による大阪IRとの取引関係構築の支援に取り組む。</p> <p>(b) 上記取組みを通じて、地元企業・中小企業に対して大阪IRへの参入機会を提供し、大阪IRと取引関係を構築する事業者の裾野を広げるとともに、地元からの調達促進を図る。</p> <p>d. 地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディングの向上</p> <p>(a) 地元産品の調達: 大阪IRによる継続的な調達を通じて、地元企業と持続的な取引を行い、その発展に寄与する。調達先の選定においては、地域の金融機関や経済団体等と連携し、地元企業から積極的な調達を行う。</p> <p>(b) 地域資源の発掘: 工芸をはじめとする伝統産業をテーマとした魅力増進施設(関西ジャパンハウス)を設置し、大阪・関西、日本の伝統工芸を発信し、伝統産業の振興・発展に寄与する。</p> <p>(c) 地域ブランディングの向上: ジャパン・フードパビリオンにおける大阪・関西の豊かな食文化の紹介、消費促進及び産業団体や人材育成機関との連携を通じて、「食」に関わるツーリズム及び人材育成に取り組む、地域の食産業のブランド向上及び持続的な発展への貢献を図る。</p> <p>e. 大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起</p> <p>大阪IRが導入する会員ポイントプログラムの活用等、効率的なマーケティングを行い、IR区域への来訪者の地域への送客や周遊促進を図るとともに、IR区域の後背圏の地域における消費促進寄与に取り組む。</p> <p>f. 質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化</p> <p>(a) 女性、シニア、障がい者など多様な人材に対する柔軟な働き方を提供する。継続的な職業訓練等や働きやすい労働環境整備を通じて、就労層の拡大や就業率の向上をめざし、地域の人材基盤の強化に貢献する。</p> <p>(b) 教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供等により、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成に取り組む、大阪・関西の人材基盤の拡大・強化を支援する。</p> <p>g. 夢洲及びベイエリア一帯の活性化</p> <p>(a) 夢洲2期・3期とも連携した体制を構築し、国際観光拠点としての夢洲全体のまちづくりを見据えたエリアマネジメントの展開により、夢洲の価値向上に寄与する。</p> <p>(b) 舞洲・咲洲と連携したスポーツ振興の推進や、市内・空港等を結ぶ交通網の整備を通じて、ベイエリア一帯の活性化に取り組む。</p> <p>h. 地域社会と連携した地域経済振興</p> <p>地域の民間事業者や経済団体、地方自治体等、産官学民の関係者と積極的に連携し、MICE、観光送客、調達等の分野で地域課題の解決及び持続的な成長に資する取組みを継続的に推進する。</p>

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

(参考)シンガポールIRの地域経済への効果について

(初期投資額、旅行消費額、従業員数)

- シンガポールIRの初期投資額、旅行消費額(IR区域への来訪者が当該IR区域に滞在している間に支出する金額)、従業員数はそれぞれ下記図表の通り。

	初期投資額	旅行消費額(IR区域内)		従業員数
		2012年 (開業3年目)	2014年 (開業5年目)	
マリーナベイサンズ	約4,870億円	約2,991億円	約4,339億円	— (直接雇用のみ:9,500人)
リゾートワールドセントーサ	約5,220億円	約1,988億円	約2,530億円	約11,000人

注1) 旅行消費額は、各社アニュアルレポート、過去のヒアリング結果等をもとに算出した推計値
 (*「IR施設の売上＝旅行消費額(IR区域内)」を原則としつつ、IR施設の売上が賃料収入となっている
 項目(物販・飲食施設における消費額)については、推計を実施)詳細は次頁

注2) 通貨レートはそれぞれ以下の数値を使用

- ✓ 2010年: 1USD＝87円
- ✓ 2012年: 1USD＝81円、1Sドル＝65円/Sドル
- ✓ 2014年: 1USD＝107円、1Sドル＝84円/Sドル

(出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

大阪IR	初期投資額		旅行消費額 (IR区域内・開業3年目)	従業員数
	(1)建設関連投資	(2)開業準備投資を 含む総額		
	約7,871億円	約1兆828億円	約6,637億円	約15,000人

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

(参考)シンガポールIRの後背圏における外国人旅行消費額の伸び率(推計値)

シンガポールには、「国内旅行消費額」に関する統計が存在しないため、旅行消費額の伸び率については、「外国人旅行消費額の伸び率」の数値を参考として記載

- シンガポールIRの外国人来評者がIR区域内外で消費する金額の総額は、下記図表の通り。
- なお、IR開業前の2009年における訪星外国人旅行消費額は約124億ドル(約8,082億円)。

シンガポールIR	内訳	IR開業前 (2009年)	外国人旅行消費額 (IR区域内+IR区域外)		対IR開業前 (2009年)伸び率	
			開業3年目 (2012年)	開業5年目 (2014年)	開業3年目 (2012年)	開業5年目 (2014年)
	シンガポールIR 合計	約124億S ドル	約88億ドル	約90億ドル	71%	73%

(出典)シンガポール政府観光局の公表情報を基に事務局作成

注1)各社アニュアルレポート、過去のヒアリング結果等をもとに算出した推計値

注2)伸び率の算出にあたっては、通貨レートの変動の影響を除くため、ドルベースで計算を実施。

(単位:億円)

大阪IR	内訳	現状値 (2019年)	開業1年目	開業2年目	開業3年目	対現状値伸び率		
						開業1年目	開業2年目	開業3年目
	訪日外国人旅行者(IR区域外)	10,059	3,050	7,542	7,946			
	訪日外国人旅行者(IR区域内)	—	1,375	3,419	3,623			
	IR区域外・IR区域 内合計		4,425	10,961	11,569	43.99%	108.97%	115.01%

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

(参考) 観光関連施設等における消費増を基にした経済波及効果事例

観光関連施設や大規模再開発などについて、施設内外における消費額や建設費(新規需要)を基に経済波及効果(生産誘発額)の推計を行っている事例を以下に整理。

	大阪IR	ベンチマーク			
		ハウステンボス	パシフィコ横浜	東京ビッグサイト	
対象地域	近畿圏(2府5県)	長崎県	全国	全国	東京都
対象としている消費	施設内消費+施設外消費(純増分のみ)	施設内消費+施設外消費	施設内消費+施設外消費	施設内消費+施設外消費	
新規需要発生時期	開業3年目	2000年(開業9年目)	2017年度	2006年度(開業10年目)	
生産誘発額(億円)	11,443	2,068	2,307	7,547	4,626
直接効果(億円)	7,037	1,175	1,057	2,983	2,327
間接1次波及効果(億円)	2,716	543	775	2,583	1,296
間接2次波及効果(億円)	1,690	350	475	1,981	1,003
雇用効果(万人)	9.2	—	2.0	4.9	2.7
税込誘発額(億円)	1,313	—	273	629	96(都税)

解説資料、p.17 (3)IR運営による経済波及効果について①需要算定の基本方針

(3) IR運営による経済波及効果について ①需要算定の基本方針

- IR運営による経済波及効果については、事業者の運営によって直接的に発生する需要をベースに地域経済へのインパクトを算定することを原則とする。(あくまでもIR事業の運営に直接的に由来する需要のみを算定する。)
- IR区域内で発生する需要(売上・消費支出)については、IRによって直接的に発生するものであり、その全てを計上する。
- 後背圏(IR区域外)で発生する需要については、IRへの来訪者のうち純増分(大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分)のみを計上する。

需要算定の基本方針

(1) 区域整備計画における需要算定の考え方

・IRの運営によって直接的に発生する需要をベースに、地域経済へのインパクトを算定する。(あくまでもIR事業の運営に直接的に由来する需要のみ)

(2) 算定方針

- ① IR施設内で発生する需要については、IRの運営によって直接的に発生するものであり、その全てを計上する。
- ② 後背圏(IR区域外)で発生する需要については、IRへの来訪者のうちの純増分(大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分)のみを計上する。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.18 (3)IR運営による経済波及効果について ②IR区域内の需要算定の考え方

(3) IR運営による経済波及効果について ② IR区域内の需要算定の考え方

- ・ IR区域内の各施設の需要算定の設定については、以下のとおりである。
- ・ 各施設の売上高や支出額については、原則として全て需要に計上するものとする。

	需要算定の考え方	需要算定へのインプット
カジノ施設	カジノ施設については、これまでにない新たな集客魅力を提供する機能として、ゲーミング売上高からカジノ納付金及びIR区域内で発生するコンプ・ポイント費用を控除した額を全て計上する。	・年間ゲーミング売上高からカジノ納付金及びIR区域内で発生するコンプ・ポイント費用を控除した額
1号施設 (国際会議場)	MICE（国際会議場利用催事）については、これまでにない新たな需要を創出するものとして、IRにおいて開催される催事における消費支出については全て計上する。	・主催者支出額の年間合計
2号施設 (展示等施設)	MICE（展示等施設利用催事）については、これまでにない新たな需要を創出するものとして、IRにおいて開催される展示会・見本市に関する消費支出については全て計上する。	・主催者支出額、出展者支出額の年間合計
3号施設 (魅力増進施設)	魅力増進施設については、これまでにない独自の集客魅力を提供する機能として、売上高を全て計上する。	・年間売上高
4号施設 (送客施設)	利用者による需要は発生する想定だが、送客施設として売上は見込んでいない。	－
5号施設 (宿泊施設)	宿泊施設については、夢洲という同種施設の立地がない新たなエリアにおいて整備される、これまでにない施設であり、売上高を全て計上する。（既存市街地と競合するものではなく、IR区域内に宿泊できない来訪者が既存市街地の宿泊施設を利用するなど、需要を押し上げる。）	・年間売上高
6号施設 (来訪及び滞在寄与施設)	来訪及び滞在寄与施設については、夢洲という同種施設の立地がない新たなエリアにおいて整備される、これまでにない施設であり、売上高を全て計上する。（既存市街地と競合するものではなく、むしろ既存市街地への送客を通じて、既存市街地の需要を押し上げる。）	・年間売上高

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.22 (3)IR運営による経済波及効果について ⑤算定方法(IR区域内(MICE以外))

最終需要算出の過程で、商業マージン・
運輸マージンを考慮しているか、要確認

直接効果

項目	最終需要 (億円)	域内自給率	生産誘発額 (億円)	投入係数から算出		労働力係数	労働力誘発量 (人)
				粗付加価値誘発額 (億円)	雇用者所得①		
農林水産業	73	0.34230	25	14	3	0.91851	2,282
鉱業	0	0.02910	0	0	0	0.05117	0
飲食料品	157	0.43891	69	28	9	0.04085	281
繊維製品	312	0.23030	72	24	17	0.05081	366
製材・木製品・家具	0	0.36019	0	0	0	0.06328	0
パルプ・紙・板紙・加工紙	0	0.44874	0	0	0	0.03496	0
化学製品	0	0.30026	0	0	0	0.01194	0
石油・石炭製品	0	0.55368	0	0	0	0.00204	0
プラスチック製品	0	0.41493	0	0	0	0.03940	0
窯業・土石製品	0	0.50080	0	0	0	0.04390	0
鉄鋼製品	0	0.68856	0	0	0	0.00854	0
非鉄金属製品	0	0.23089	0	0	0	0.02362	0
金属製品	0	0.58871	0	0	0	0.04432	0
一般機械	0	0.36726	0	0	0	0.02702	0
電気機械	0	0.23793	0	0	0	0.02612	0
輸送機械	0	0.22894	0	0	0	0.04336	0
精密機械	0	0.18104	0	0	0	0.04408	0
その他の製造工業製品	541	0.45507	246	109	65	0.05765	1,419
建設	0	0.99876	0	0	0	0.08257	0
公益事業	0	0.92477	0	0	0	0.02027	0
商業	290	0.54274	158	108	62	0.09643	1,520
金融・保険・不動産	4	0.99197	4	3	1	0.01803	7
運輸	23	0.57842	13	8	5	0.07613	101
情報通信	0	0.70407	0	0	0	0.06967	0
公務・教育・研究	0	0.93122	0	0	0	0.06702	0
医療・保健・社会保障・介護	0	0.99206	0	0	0	0.09953	0
対事業所サービス	0	0.89024	0	0	0	0.09256	0
対個人サービス	3,012	0.81187	2,445	1,414	700	0.04751	11,619
その他	0	0.88190	0	0	0	0.00361	0
計	4,412		3,032	1,709	861		17,595

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.19 (3)IR運営による経済波及効果について ③IR区域の後背圏での需要算定の考え方

(3) IR運営による経済波及効果について ③ IR区域の後背圏での需要算定の考え方

- 後背圏（IR区域外）での需要については、IR滞在日程内及びIR滞在日程外における後背圏（IR区域外）での消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上するが、IRへの来訪者のうちの純増分（大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）のみを計上する。

	IR滞在日程内	IR滞在日程外
IR区域内	IR区域内の各施設での売上（MICE以外）、消費支出（MICE）を計上	
後背圏（IR区域外）	<ul style="list-style-type: none">IR滞在日程内における、後背圏（IR区域外）での施設利用に関する消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上（IR区域内の宿泊施設ではなく、市内の他の宿泊施設に泊まった際の消費支出（宿泊費及び飲食費）、IR区域への交通費の支出）	<ul style="list-style-type: none">IR滞在日程外での、消費需要（一人当たり消費額×来訪者数）を計上（例：IR区域滞在後に京都に移動して宿泊・滞在した際の消費支出等）

「後背圏（IR区域外）での需要」については、IR来訪者のうちの純増分（大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）のみを計上する。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.23 (3)IR運営による経済波及効果について⑤算定方法(IR区域内(MICE))

(3) IR運営による経済波及効果について ⑤算定方法 (IR区域内(MICE))

- 第10期における「IR区域内(MICE)」に係るカテゴリーごとの消費額の算定、各産業分野への配分の設定、域内需要算定による直接効果の算定結果については以下のとおりである。

IR区域内(MICE)に係る直接効果の算出プロセスについて

ステップ(1)：単価×来訪者数による消費額の積み上げ

観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」で算出された単価をベースに設定した単価に来訪者数を乗じて、消費額を算出する。

ステップ(2)：各費目の消費額の合計と産業分野への配分

(1)で算出した各費目の消費額の合計を、各産業分野への配分方法に従って配分する。(観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」を参照)

ステップ(3)：各産業分野の域内需要算定による直接効果の算出

(2)で算出した各産業分野の最終需要に域内自給率を乗じて、域内需要を算出し、それらを合計して直接効果を算出する。

カテゴリー	費目	単価(円)	来場者数(人)	消費額(億円)
Innovation Lab(Meeting)	主催者支出	183,428	2,450	4
Convention Services (Meeting+Convention)	主催者支出	263,748	753,205	1,987
Exhibition	主催者支出	8,881	659,916	59
	出展者支出	28,406		187
合計				2,237

費目	(1)の費目別合計(億円)	各産業分野への配分方法
Meeting	1,386	対個人サービス90%、その他の製造工業製品10%と設定した。
Convention	605	対事業所サービス56%、対個人サービス26%、その他の製造工業製品9%、運輸6%、商業3%と設定した。
Exhibition	246	主催者支出については、対事業所サービス87%、その他の製造工業製品6%、運輸5%、対個人サービス2%と設定した。出展者支出については、対事業所サービス71%、運輸10%、その他の製造工業製品7%、対個人サービス5%、その他7%と設定した。
合計	2,237	

産業分野	最終需要(億円)	域内自給率	域内需要(億円) (合計が直接効果)
対個人サービス	171	81.2%	139
対事業所サービス	1,771	89.0%	1,577
商業	16	54.3%	9
運輸	57	57.8%	33
その他の製造工業製品	208	45.5%	95
その他	14	88.2%	12
合計	2,237	83.3%	1,864

直接効果



産業連関分析にインプット

※単価については観光庁「平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業」で算出されている催事種類別の1トリップ当たりの単価をベースに設定した。

※来訪者数については、開催期間中における実参加者数(登録者数)として設定した。

※Convention ServicesについてはMeetingとConventionを複合させた催事の開催を想定した。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.25 (3)IR運営による経済波及効果について⑤算定方法(後背圏(訪日外国人旅行者))

(3) IR運営による経済波及効果について ⑤算定方法(後背圏(訪日外国人旅行者))

- 第10期における「後背圏(訪日外国人旅行者)」に係るカテゴリごとの消費額の算定、各産業分野への配分の設定、域内需要算定による直接効果の算定結果については以下のとおりである。

訪日外国人旅行者の後背圏(IR区域外)における消費に係る直接効果の算出プロセスについて

ステップ(1)：単価×来訪者数による消費額の積み上げ

観光統計等に基づき算定した消費単価に来訪者数(純増分)を乗じて、訪日外国人旅行者の後背圏(IR区域外)消費額を算出する。

ステップ(2)：各費目の消費額の合計と産業分野への配分

(1)で算出した各費目の消費額の合計を、各産業分野の配分方法に従って配分する。

ステップ(3)：各産業分野の域内需要算定による直接効果の算出

(2)で算出した各産業分野の最終需要に域内自給率を乗じて、域内需要を算出し、それらを合計して直接効果を算出する。

カテゴリ	費目	単価(円)	来訪者数(人) 【純増分】	消費額 (億円)
訪日外国人旅行者 (IR滞在日程外)	宿泊			
	飲食費	21,535	2,500,161	538
	宿泊費	29,343		734
	買物代	33,060		827
	娯楽等サービス費	4,002		100
	交通費	10,333		258
訪日外国人旅行者 (IR滞在日程内)	宿泊			
	飲食費	2,246	2,500,161	56
	宿泊費	18,345		459
	買物代	0		0
	娯楽等サービス費	0		0
	交通費	7,450		186
合計				3,158

費目	(1)の費目別合計 (億円)	各産業分野への配分方法
飲食費	595	対個人サービス50%、農林水産業17%、 飲食料品33%と設定した。(原価率を 50%程度と想定)
宿泊費	1,192	対個人サービス45%、その他の製造工業製 品58%と設定した。(原価率を58%程度 と想定)
買物代	827	農林水産業10%、飲食料品29%、化 学製品1%、繊維製品8%、窯業・土石 製品1%、その他の製造工業製品2%、 その他49%とし(観光庁「旅行・観光消 費動向調査」での観光客の買物代内訳 を参照)、「その他」以外の各分野につ いては平成17年産業連関表より作成した 産業分野別の商業マージン及び運輸マ ージンによって、商業及び運輸部分にも振り 分けた。「その他」については商業とした。
娯楽等サービス費	100	対個人サービス100%と設定した。
交通費	445	運輸100%と設定した。
合計	3,158	

産業分野	最終需要 (億円)	域内自給率	域内需要(億円) (合計が直接効果)
対個人サービス	1,117	81.2%	907
商業	238	54.3%	129
飲食料品	287	43.9%	126
運輸	468	57.8%	271
精密機械	19	18.1%	3
電気機械	27	23.8%	6
化学製品	258	30.0%	78
繊維製品	63	23.0%	14
その他の製造工業製品	586	45.5%	267
農林水産業	95	34.2%	32
合計	3,158	58.1%	1,834

直接効果

↓

産業連関分析にインプット

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.27 (3)IR運営による経済波及効果について⑤算定方法(後背圏(国内旅行者))

(3) IR運営による経済波及効果について ⑤算定方法(後背圏(国内旅行者))

- 第10期における「後背圏(国内旅行者)」に係るカテゴリごとの売上及び各産業分野への配分の設定、域内需要算定による直接効果の算定結果については以下のとおりである。

国内旅行者の後背圏(IR区域外)における消費に係る直接効果の算出プロセスについて

ステップ(1): 単価×来訪者数による消費額の積み上げ

観光統計等に基づき算定した消費単価に来訪者数(純増分)を乗じて、国内旅行者の後背圏(IR区域外)消費額を算出する。

カテゴリー	費目	単価(円)	来訪者数(人) 【純増分】	消費額 (億円)
国内旅行者 (IR滞在日程外)	飲食費	3,657	1,206,520	44
	宿泊費	7,160		86
	買物代	3,858		47
	娯楽等サービス費	6,396		77
	交通費	6,441		78
国内旅行者 (IR滞在日程内)	飲食費	483	1,206,520	6
	宿泊費	5,739		69
	買物代	0		0
	娯楽等サービス費	0		0
	交通費	6,441		78
合計				485

ステップ(2): 各費目ごとの合計額と産業分野への配分

(1)で算出した各費目の消費額の合計を、各産業分野への配分方法に従って配分する。

費目	(1)の費目別合計 (億円)	各産業分野への配分方法
飲食費	50	対個人サービス50%、農林水産業17%、 飲食料品33%と設定した。 <u>(原価率を50%程度と想定)</u>
宿泊費	156	対個人サービス45%、その他の製造工業 製品55%と設定した。 <u>(原価率を55%程度と想定)</u>
買物代	47	農林水産業10%、飲食料品29%、化学 製品1%、繊維製品8%、窯業・土石製品 1%、その他の製造工業製品2%、その他 49%とし、(観光庁「旅行・観光消費動向 調査」での観光客の買物代内訳を参照)、 「その他」以外の各分野については平成 17年産業連関表より作成した産業分野別 の商業マージン及び運輸マージンによって、 商業及び運輸部分にも振り分けた。「その他」 については商業とした。
娯楽等サービス費	77	対個人サービス100%と設定した。
交通費	155	運輸100%と設定した。
合計	485	

ステップ(3): 各産業分野の域内需要算定による直接効果の算出

(2)で算出した各産業分野の最終需要に域内自給率を乗じて、域内需要を算出し、それらを合計して直接効果を算出する。

産業分野	最終需要 (億円)	域内自給率	域内需要(億円) (合計が直接効果)
対個人サービス	188	81.2%	153
商業	30	54.3%	16
飲食料品	25	43.9%	11
運輸	156	57.8%	90
化学製品	0	30.0%	0
繊維製品	2	23.0%	0
その他の製造工業製品	70	45.5%	32
農林水産業	12	34.2%	4
窯業・土石製品	0	50.1%	0
合計	485	63.4%	307

直接効果
↓
産業連関分析にインプット

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

参考)独立行政法人 日本芸術文化振興会
「日本博」経済波及効果推計ガイドライン(令和3年3月)、p.11

2-2-2 参加者の付帯的消費

アンケート調査結果等をもとに回答者一人あたりの消費額を求め、全参加者数に掛け合わせたものがその事業の付帯的消費(最終需要)となります。

参加者の付帯的消費について、以下の表中の数値を用いて推計します。

【表 2-4 参加者の付帯的消費の振り分け例】

アンケート調査結果を項目(種別)ごとに、域内または域外へ、さらに産業連関表の部門へ振り分けます。

調査結果の内容			振り分け内容	
費目	種別	金額(万円)	域内・域外	産業連関表の部門
交通費	鉄道	5,000	域内移動分・域外からの移動分	運輸・郵便
	バス			
	タクシー			
	船舶			
	航空			
宿泊費	旅館・ホテル代	8,000	域内・域外で宿泊	対個人サービス
飲食・食事費	レストラン・食堂	11,000	域内・域外で食事	対個人サービス
飲み物食べ物の購入	弁当やお菓子購入	6,000	域内・域外で食料品を購入	飲食料品
お土産代(注)	菓子類・食品	11,000	域内でお土産を購入	飲食料品
お土産代	小物・雑貨類(布製)	2,000		繊維製品
お土産代	小物・雑貨類(紙製・木製等)	2,000		パルプ・紙・木製品
お土産代	(記入内容に応じて分類)	3,000		域内・域外でお土産を購入
娯楽費	他の文化施設・寺社等の入館料・拝観料など(当該事業入場料は除く)	2,000	域内ですらを観光	他に分類されない会員制団体
合計		50,000		

(注) 地域の特産品や、その事業と関連するものなどを考慮して、品目構成は適宜変更してください。

なお、お土産の内訳については、アンケート調査の記入に応じて分類します。表 2-4 では、一部「(記入内容に応じて分類)」とし、産業連関表の部門別では「その他の製造工業製品」に振り分けています。

参考)神奈川県観光産業に関する基礎調査(平成20年実施)報告書
第5章 経済波及効果の推計(平成21年3月)、p.158

※「飲食店」、「旅館・その他の他宿泊所」は、大分類としては「対個人サービス」に属する

⑦観光消費総額の部門への振り分け

項目	部門への振り分け
飲食費	飲食店 100%
宿泊費	旅館・その他の他宿泊所 100%
電車代・タクシー代・バス代 ※訪問者調査の交通機関利用人数比率で配分。	鉄道輸送 88.0% 道路輸送 12.0%
駐車場・ガソリン・レンタカー代	運輸付帯サービス 100%
周遊券など	鉄道輸送 100%
土産品購入費 ※訪問者調査の土産物についての自由回答より内容を区分し、購入者単価と購入者数を推計し算出。	農林水産業 8.3% 食料品 40.2% 繊維製品 26.4% パルプ・紙・木製品 6.3% その他の製造工業製品 12.1% 窯業・土木製品 4.3% 金属製品 2.3% 電気機械 0.1%
施設入場料・施設利用料	娯楽サービス 100%
その他	その他の対個人サービス 100%

なお、観光客が購入する土産品等の商品価格は出荷時の価格に商業マージンや国内貨物運賃が加算された購入者価格となる。しかし、産業連関表による分析を行う上では、購入者価格ベースの売上高表示を生産者価格ベースへと置き換えることが望ましい。

神奈川県産業連関表には、「商業マージン表」「国内貨物運賃表」が附帯していないことから、日本の「2000年産業連関表」(総務省)の附帯表で代用し、購入者価格を生産者価格に変換した上で推計を行った。

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.21 (3)IR運営による経済波及効果について⑤算定方法(IR区域内(MICE以外))

(3) IR運営による経済波及効果について ⑤算定方法 (IR区域内(MICE以外))

- 第10期における「IR区域内(MICE以外)」に係るカテゴリごとの売上及び各産業分野への配分の設定、域内需要算定による直接効果の算定結果については以下のとおりである。

IR区域内(MICE以外)に係る直接効果の算出プロセスについて

ステップ(1) : カテゴリごとの売上と各産業分野への配分

事業計画に基づく以下のカテゴリの売上額について、各産業分野への配分方法に従って配分する。

カテゴリ	売上合計 (億円)	各産業分野への配分方法
ゲーミング・飲食・宿泊・エンターテイメント 商業・その他	4,412	対個人サービス68%、商業7%、飲食料品4%、運輸1%、繊維製品7%、その他の製造工業製品12%、農林水産業2%（情報通信及び金融・保険・不動産については僅少）と設定した。（端数処理の関係上、上記の合計は100%を超えている。）

ステップ(2) : 各産業分野の域内需要算定による直接効果の算出

(1)で算出した各産業分野の最終需要に域内自給率を乗じて、域内需要を算出し、それらを合計して直接効果を導出する。

産業分野	最終需要 (億円)	域内自給率	域内需要(億円) (合計が直接効果)
対個人サービス	3,012	81.2%	2,445
商業	290	54.3%	158
飲食料品	157	43.9%	69
運輸	23	57.8%	13
繊維製品	312	23.0%	72
その他の製造工業製品	541	45.5%	246
農林水産業	73	34.2%	25
情報通信	0	70.4%	0
金融・保険・不動産	4	99.2%	4
合計	4,412	68.7%	3,032

直接効果



産業連関分析にインプット

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

解説資料、p.22 (3)IR運営による経済波及効果について ⑤算定方法(IR区域内(MICE以外))

労働力係数の
算出根拠を要確認

直接効果

項目	最終需要 (億円)	域内自給率	生産誘発額 (億円)	投入係数から算出	投入係数から算出	労働力係数	生産誘発額×労働力係数×100
				粗付加価値誘発額 (億円)	雇用者所得①		労働力誘発量 (人)
農林水産業	73	0.34230	25	14	3	0.91851	2,282
鉱業	0	0.02910	0	0	0	0.05117	0
飲食料品	157	0.43891	69	28	9	0.04085	281
繊維製品	312	0.23030	72	24	17	0.05081	366
製材・木製品・家具	0	0.36019	0	0	0	0.06328	0
パルプ・紙・板紙・加工紙	0	0.44874	0	0	0	0.03496	0
化学製品	0	0.30026	0	0	0	0.01194	0
石油・石炭製品	0	0.55368	0	0	0	0.00204	0
プラスチック製品	0	0.41493	0	0	0	0.03940	0
窯業・土石製品	0	0.50080	0	0	0	0.04390	0
鉄鋼製品	0	0.68856	0	0	0	0.00854	0
非鉄金属製品	0	0.23089	0	0	0	0.02362	0
金属製品	0	0.58871	0	0	0	0.04432	0
一般機械	0	0.36726	0	0	0	0.02702	0
電気機械	0	0.23793	0	0	0	0.02612	0
輸送機械	0	0.22894	0	0	0	0.04336	0
精密機械	0	0.18104	0	0	0	0.04408	0
その他の製造工業製品	541	0.45507	246	109	65	0.05765	1,419
建設	0	0.99876	0	0	0	0.08257	0
公益事業	0	0.92477	0	0	0	0.02027	0
商業	290	0.54274	158	108	62	0.09643	1,520
金融・保険・不動産	4	0.99197	4	3	1	0.01803	7
運輸	23	0.57842	13	8	5	0.07613	101
情報通信	0	0.70407	0	0	0	0.06967	0
公務・教育・研究	0	0.93122	0	0	0	0.06702	0
医療・保健・社会保障・介護	0	0.99206	0	0	0	0.09953	0
対事業所サービス	0	0.89024	0	0	0	0.09256	0
対個人サービス	3,012	0.81187	2,445	1,414	700	0.04751	11,619
その他	0	0.88190	0	0	0	0.00361	0
計	4,412		3,032	1,709	861		17,595

【参考資料】 評価基準18 地域経済への効果

参考) 国土交通省 観光庁 『旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究』(2021年3月)、p.300

(c)雇用効果（雇用誘発者数）

雇用効果は、産業連関表の従業者総数に対応し、個人業主や家族従業者、有給役員や臨時・日雇いを含んだ総数である。生産誘発額に雇用係数を乗じて行う。なお、T S Aの第7表は、観光産業における就業者数であり、これとは概念が異なる。

雇用誘発者数＝生産誘発額×雇用係数

雇用係数＝従業者総数／国内生産額

評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク
19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)	<p>(ア)及び(イ)の効果を早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。</p> <p>(※)(ア)は評価基準⑰を、(イ)は評価基準⑱を指す</p>	<p>①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数</p> <p>②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額</p> <p>③各事項に関する推計方法</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> IRを来訪する訪日外国人の旅行者数及び旅行消費額について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、数値の大きさのほかIR施設の早期開業などにより政府の観光戦略への貢献が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、効果を最大化するための取組(開業時期の確実性含む)を確認しつつ、各項目の推計方法にも留意するものとする。

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目	大阪			
③その推計方法 ①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び	1. 国外からのIR区域への来訪者数の見込み <ul style="list-style-type: none"> IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数は、下表のとおり開業3年日期には約629万人の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の約10%を占め、政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれる。 			
	【図表1：来訪者数推移の想定】			
	内訳	開業1年日期	開業2年日期	開業3年日期
	IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数	約241万人	約597万人	約629万人
	増加人数	—	約355万人	約32万人
前年度からの伸び率	—	147.3%程度	5.4%程度	
		2031/3期		

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目	大阪			
③その推計方法 ②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び	<p>1. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額(IR区域を来訪する訪日外国人旅行者(約629万人)が、日本滞在中に支出する消費総額)は、下表のとおり開業3年目期には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。 <p style="text-align: center;">【図表2：IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目期 第10期)</td> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">11,570</td> </tr> </table> <p>2. 推計方法</p> <ul style="list-style-type: none"> IR区域への来訪者の内訳は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」(国土交通省観光庁)に基づき推計した。 一人あたり消費額は、観光統計上の近畿地域旅行における平均消費単価・平均旅行日数を基に、IR施設外の近畿地域における消費単価及びIR施設内における消費単価を算出し、合算することにより推計した。 IR施設外における近畿地域での消費単価は、観光統計上の消費単価から、事業計画上想定しているIR施設滞在日数分に相当する消費額を減じることで推計した。 IR施設内における消費単価は、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来訪者数で除することにより推計した。 	IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目期 第10期)	億円	11,570
IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目期 第10期)	億円	11,570		

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

項目	大阪
③その推計方法 ②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び	<p>3. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組の内容</p> <p>(1)ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高品質の宿泊施設、比類ないエンターテイメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、MICE来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。 • 地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行うことで、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊及び消費を促進する。 <p>(2)MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> • MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のVIP及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのVIP及び富裕層の誘致をめざす。 • MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。 <p>(3) MICEによるビジネスコミュニティへの訴求最大化</p> <ul style="list-style-type: none"> • MGMのMICEセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス(GSO)、グローバルのMICE関連事業者とのパートナーシップ及び国内PCOとのMICE誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるMICE・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(参考)シンガポールIRへの外国人来訪者数・旅行消費額(推計値)

	2014年 (開業5年目)
① IR区域を来訪する訪星外国人旅行者数	約573万人
② IR区域を来訪する訪星外国人旅行者による旅行消費額 (IR区域内+IR区域外)	約7,551億円

注)シンガポール政府観光局の統計資料をもとに算出した推計値

注)通貨レートは「2012年: 1ドル=65円」、「2014年: 1ドル=84円」として計算

大阪IR	開業2年目 (2031/3期)	開業3年目
①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数	約597万人	約629万人
②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (IR区域内+IR区域外)	■■■■■ ■■■■■	約1兆1,570億円

(参考)国内同種施設の外国人来訪者数・旅行消費額(2018年度)

	東京ディズニー リゾート	ユニバーサル スタジオ ジャパン	ハウステンボス
① 当該施設を来訪する 訪日外国人旅行者数	約313万人	約144万人	約16万人
② 当該施設を来訪する 訪日外国人旅行者による旅行消費額 (施設内+施設外)	約4,610億円	約2,120億円	約250億円

出所)各社アニュアルレポートや観光庁「訪日外国人消費動向調査」等をもとに算出

大阪IR	開業2年目 (2031/3期)	開業3年目
①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数	約597万人	約629万人
②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (IR区域内+IR区域外)	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	約1兆1,570億円

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(参考)解説-評価18-2_地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料
IR区域の後背圏への来訪者数の見込み

- IR区域への来訪者(訪日外国人旅行者及び国内旅行者(宿泊))のうち、純増分(大阪IRがなくても来訪したと想定される人数を除いた分)については下表のとおり(事業計画より設定)。

IR区域への来訪者数(訪日外国人旅行者及び国内旅行者(宿泊))

		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者 (万人)	純増分	96	237	250
	それ以外	145	360	379
	合計	241	597	629
国内旅行者(宿泊) (万人)	純増分	46	114	121
	それ以外	61	150	158
	合計	107	265	279

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(参考) 解説-評価18-2_地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料
IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額

- IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の算定結果については以下のとおりである。
- なお、一人当たり消費額の算定プロセスの詳細については、別添資料(1)「消費額単価の算定結果(詳細)」を参照。

第10期の消費額単価 (p15を参照)

(単位:円)

	IR区域内単価③	後背圏 (IR区域外) 単価		合計
		後背圏単価(2)② IR滞在日程内	後背圏単価(1) IR滞在日程外	
訪日外国人旅行者	57,597	28,041	98,273	183,911
国内旅行者 (宿泊)	32,624	12,663	27,512	72,799
国内旅行者 (日帰り)	19,491	0	12,054	31,545

訪日外国人旅行者による旅行消費額の算定

	①一人当たり消費額(円)	②来訪者数(万人)	③旅行消費額(億円) (=①×②)
訪日外国人旅行者	183,911	629	11,570

図表 2

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある。

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(参考)解説-評価18-2_地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料
消費額単価の算定結果(詳細) (1)観光統計に基づく平均単価の算出 ①訪日外国人旅行者

- 観光庁の観光統計(*)から、IRを訪れる訪日外国人旅行者の平均単価を算出する。なお、ゲーミングのみ国籍別の来訪者数が想定されているが、IR全体において同程度の構成比であると仮定する。
- 算出した平均単価を、観光統計における全国籍・地域の訪日外国人旅行者一人当たりの旅行支出の構成比に沿って、各費目に按分する。

国籍構成比を加味した平均単価の算出

国籍	平均単価 (円)
中国	212,810
韓国	76,138
台湾	118,288
香港	155,951
米国	189,411
他	178,007
国籍構成比を加味した平均単価	169,121

算出した平均単価を統計に基づき按分

費目	構成比	平均単価 (円)
交通費	10.5%	17,783
宿泊費	29.9%	50,497
飲食費	21.9%	37,060
買物代	33.6%	56,893
娯楽等サービス費・その他	4.0%	6,887
合計		169,121

(*)「訪日外国人の消費動向 2019年 年次報告書」(国土交通省観光庁)

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある。

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(参考) 解説-評価18-2_地域経済への効果、2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献についての解説資料
消費額単価の算定結果(詳細) (2) 後背圏単価、IR区域内単価①の算出

- 観光統計から算出した平均単価をIR区域内／外の滞在日数(観光統計における平均滞在日数及び事業計画から、IR区域内は2.17日、後背圏(IR区域外)は3.01日と設定した。)で按分することで、IR区域内／外における各旅行者の消費単価を算出する。
- 但し、交通費については後背圏(IR区域外)でのみ消費されたものとし、按分しない。

(円)	訪日外国人旅行者				国内旅行者(宿泊)			
	平均単価(統計)	後背圏単価(1)	後背圏単価(2)①	IR区域内単価①	平均単価(統計)	後背圏単価(1)	後背圏単価(2)①	IR区域内単価①
滞在日数	5.18日	3.01日	2.17日	2.17日	2日	1日	1日	1日
交通費	17,783	10,333	7,450	0	12,883	6,441	6,441	0
宿泊費	50,497	29,343	21,154	21,154	14,319	7,160	7,160	7,160
飲食費	37,060	21,535	15,525	15,525	7,314	3,657	3,657	3,657
買物代	56,893	33,060	23,834	23,834	7,716	3,858	3,858	3,858
娯楽等サービス費	6,887	4,002	2,885	2,885	12,792	6,396	6,396	6,396
合計	169,121	98,273	70,848	63,398	55,025	27,512	27,512	21,071

※端数処理のため、上記合計は各項目の合計と異なることがある。

【参考資料】 評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

(参考) 区域整備計画 評価基準20

② I R事業の工程

- ・ I R事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・ 大阪府・市及び I R事業者は、世界最高水準の I R 及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表8： I R事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定※ ¹ 行政手続き・調査・準備工事の着手※ ²
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手※ ³
2029年夏～秋頃 <u>2029年秋～冬頃</u>	7～8年目	工事の完了※ ³ <u>I R施設の開業※³</u>
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、I R事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

評価基準21 財務の安定性

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク						
21. 財務 の安定性 (50点)	財務面から みて安定的 であり、業績 が下振れし た場合にも 適切に対応 し、長期的に 事業を継続 できることが 求められる。	①IR施設の維持管 理及び設備投資 の内容並びにこ れらに要する費 用の額 ②収支計画及び資 金計画(収入等 の前提となる指 標やその設定条 件含む) ③財務の状況が悪 化した場合の措 置(想定リスクと 対処方針)	なし	<p>・以下①～③について、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、財務面からみて安定的かつ長期的に事業を継続できるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、申請者が想定する事業期間における財務の安定性に係る考え方や、国内外の類似事例にも留意するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="954 517 2141 1490"> <thead> <tr> <th data-bbox="954 517 1211 644">①収入等の前提 となる指標やそ の設定条件</th> <th data-bbox="1211 517 1794 644">②収益性と安全性 (財務三表より確認)</th> <th data-bbox="1794 517 2141 644">③財務の状況が悪化し た場合の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 644 1211 1490"> ・IRを構成する 各施設毎の来 訪者数や、収 入等の単価の 算出根拠につ いて、具体性・ 実現性がある か確認する </td> <td data-bbox="1211 644 1794 1490"> ・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <確認する指標> (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ </td> <td data-bbox="1794 644 2141 1490"> ・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む </td> </tr> </tbody> </table>	①収入等の前提 となる指標やそ の設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化し た場合の措置	・IRを構成する 各施設毎の来 訪者数や、収 入等の単価の 算出根拠につ いて、具体性・ 実現性がある か確認する	・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <確認する指標> (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ	・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む
①収入等の前提 となる指標やそ の設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化し た場合の措置								
・IRを構成する 各施設毎の来 訪者数や、収 入等の単価の 算出根拠につ いて、具体性・ 実現性がある か確認する	・財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <確認する指標> (収益性) ・営業収益 ・EBITDA(償却前営業利益) ・EBITDAマージン(EBITDA÷営業収益) ・営業利益 ・営業利益率(営業利益÷営業収益) ・当期純利益 ・ROE(当期純利益÷株主資本) ・ROA(総資本利益率) (安全性) ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定比率 ・EBITDA有利子負債倍率 ・フリー・キャッシュ・フロー ・当座比率 ・インタレスト・カバレッジ・レシオ	・財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する ・想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する (※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む								

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪		
I R 施 設 並 び に の 維 持 管 理 及 び 設 備 投 資 の 額 の 内 容	1. IR施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額 事業計画に反映している 運営開始以降のIR施設の維持管理及び設備投資の金額は 、下表のとおり。 開業3年目期において、約92億円を見込む。また、開業までに投資するIR施設の整備費は約1兆828億円を想定している (評価基準18を参照)。		
	【図表1：維持管理及び設備投資の費用見込み】		
	(単位：億円)		開業3年目期
	I R施設の整備を行うための資本的支出		27
	経常修繕・大規模修繕・ 施設建替え	カジノ施設	2
		1号：国際会議場施設	1
		2号：展示等施設	1
		3号：魅力増進施設	1
		4号：送客施設	0
		5号：宿泊施設	8
6号：来訪及び滞在寄与施設		14	
事業共通施設		0	
収益的支出（施設関連）		65	
施設の修理・維持管理・ 保守関連費用等	カジノ施設	2	
	1号：国際会議場施設	0	
	2号：展示等施設	0	
	3号：魅力増進施設	0	
	4号：送客施設	-	
	5号：宿泊施設	0	
	6号：来訪及び滞在寄与施設	1	
	事業共通施設	61	
合計（資本的支出+収益的支出）		92	

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪
収 支 計 画	<p>1. 収支計画</p> <p>(1) 収支計画の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 認定区域整備計画第8期(2030年3月期)に開業を想定。 ▪ 開業3年目期のIR事業全体の売上高は約5,200億円、当期純利益は約750億円を見込む。 ▪ カジノ部門が収益の約8割を占める。 ▪ 主な営業費用は、カジノ部門では納付金及び人件費、非カジノ部門では人件費となっている。 <p>(2) 財政状況(資産・負債)の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 中核株主に加え、中核株主以外の少数株主の出資により、事業期間を通じて安定的な財務状況が維持される見込み。 ▪ また、開業3年目期末の自己資本比率は約60%となる見込み。 <p>(3) 予定損益の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 開業3年目期においては、カジノ事業からの収益は約4,200億円(全体収益の80%程度)、非カジノ事業からの収益は約1,000億円(全体収益の20%程度)を見込む。 ▪ カジノ事業の売上高の前提となるカジノ施設来訪者数は、国内人口、国内旅行者数、訪日外国人旅行者数等の直近の推移、先行する海外IRにおける集客実績等を踏まえて試算した結果、開業3年目期に年間約1,610万人を見込む。 ▪ 非カジノ事業については、カジノ施設以外の中核施設やコンテンツ更新、開発への再投資等により、漸進的・段階的な収益の増加をめざす。 <p>(4) 予定キャッシュ・フローの見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。 ▪ 運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業2年目期から金融機関に対する借入返済を本格化。 ▪ 開業2年目期に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、IR施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪
資金計画 1 / 2	<p>2. 資金計画</p> <p>(1) 資金調達計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金調達総額は約1兆800億円^{※1}であり、株主による出資(自己資本)により約5,300億円(約49%)、金融機関からの借入により約5,500億円(約51%)^{※2}を調達する想定^{※3}。 <p>※1 資金調達総額は消費税(控除対象外消費税を除く。)を含まない。 ※2 金融機関からの借入金額は消費税ローン及び運転資金用コミットメントラインを含まない。 ※3 出資と借入の資金調達額の内訳は、資金調達環境の影響や金融機関の融資方針等により、今後変更の可能性がある。</p> <p>(2) 資金調達の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 中核株主である合同会社日本MGMリゾート^{※1}及びオリックス株式会社のほか、関西企業を中心とする中核株主以外の複数の少数株主^{※2}による出資に加え、Mandated Lead Arranger(主幹事行)となる株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーションに参加する複数の金融機関からのプロジェクトファイナンス(シニアローン)での借入により資金調達を行う予定。 <p>※1 合同会社日本MGMリゾートは、MGMリゾート・インターナショナルの完全子会社である。 ※2 各少数株主の議決権割合は5%未満であり、認可主要株主には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、開発期間にかかる消費税については、消費税還付金を返済原資とする消費税ローンを金融機関より調達する予定。 さらに、季節要因等による一時的な運転資金の増加、感染症の大流行等の緊急事態等に対して資金繰りの柔軟性を確保するため、金融機関より運転資金用コミットメントラインの設定を受ける予定。

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪
資金計画 2 / 2	<p>(3) 資金調達方法及び資金拠出の蓋然性</p> <p>a. 合同会社日本MGMリゾート及びMGMリゾート・インターナショナル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同会社日本MGMリゾートによる出資金額の調達は、完全親会社であるMGMリゾート・インターナショナルが手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。 ・ MGMリゾート・インターナショナルは、潤沢な手元流動性(2021年9月末時点の手元流動性は約64億ドル※)を有するとともに、資金拠出が主に想定される2022年から2025年までの間においても十分なフリーキャッシュ・フローを創出できる事業計画を有しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。また、手元資金以外にも、必要に応じて借入等による資金調達が可能であり、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。 ※海外子会社等を除く米国本社の現金等、リボルビングクレジットの数値 <p>b. オリックス株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オリックス株式会社による出資金額の調達は、手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。 ・ オリックス株式会社は、潤沢な手元流動性(2021年9月末時点の手元流動性は約1兆737億円)を有する安定した財務基盤を維持しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。また、負債調達力も十分に有しており、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。 <p>c. 中核株主以外の少数株主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核株主以外の少数株主による出資金額の調達は、各少数株主の手元資金又は借入により行う。 ・ 関西企業を中心とする複数の少数株主から、IR事業者の資本金の約20%に相当する出資総額のコミットを取得している。 <p>d. 金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資額約5,500億円について、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からのコミットメントレターを取得している。

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪
財務の状況が悪化した場合の措置 1 / 3	<p>1. 財務状況を悪化させるリスクと対処方法</p> <p>(1) 財務状況を悪化させるリスク</p> <p>大阪IRのリスクに関しては、保険アドバイザーによる分析とともに、MGMの複数の国及び地域でのIRの運営経験、IR事業の特性や夢洲の立地・地盤状況を踏まえて抽出している。そのうち、主なものは以下のとおり。</p> <p>a. 建設中・運営中共通のリスク</p> <p>(a) 法令制度変更リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ関連税含むIR関連税制の制定・変更、納付金や入場料等の増額、IR整備法、カジノ管理委員会規則、大阪府・市の条例を含めた法令の制定・変更等のリスク <p>(b) 経済環境の変化によるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費の高騰、人件費の増加、需要が計画上の数値よりも下振れする等のリスク <p>(c) インフラ整備リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガス、水道、交通等のインフラ整備遅延による費用増加リスク <p>(d) 不可抗力(火災・地震等)による損害リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、地震、テロ、事故、疫病等による損害等のリスク <p>b. 建設中のリスク</p> <p>(a) スケジュール遅延リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR事業に必要な許認可の取得の遅れや不認可、アクセス道路(橋・トンネル)の不通による工事の遅延、事業用地の沈下対策、液状化対策、夢洲内での他の工事及び催事との輻輳等による工事の遅延、環境汚染等のリスク <p>(b) 建設コスト増加リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (a)に記載の遅延要因、沈下等の地盤対策や経済環境の変化等による建設コストの増加リスク <p>c. 運営中のリスク</p> <p>(a) 許認可に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ免許、区域整備計画の非更新リスク <p>(b) 従業員関連リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の増大や労働力不足、労災、不正行為、反社会的勢力との結びつきによるIR事業者の損害リスク <p>(c) 需要低迷リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国人顧客の来日・来阪人数の減少(特にVIPとプレミアムマス顧客)等の地政学リスク、競合施設開業リスク、日本政府の規制強化(入場規制強化等)、マイナンバーカードの普及が進まない等の影響による日本人顧客数の計画未達等の需要低迷リスク <p>(d) 与信リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VIPへの貸付金の回収不能リスク <p>(e) 不可抗力以外のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天、風評被害、レピュテーションリスク、地盤沈下対策、サイバーテロ等による収益減、費用増

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪
財務 の 状 況 が 悪 化 し た 場 合 の 措 置 2 / 3	<p>(2) 各リスクの対処方法 大阪IRに関して抽出した各リスクの対処方法は、IR事業者として行う対応策と関係者と協働して行う対応策に大別して整理している。 なお、IR事業特有のリスクとしてギャンブル等依存症に関するリスクがあるが、当該リスクの対処方法の詳細は評価基準25を参照。</p> <p>a. 事業者として行う対応策</p> <p>(a) 保険の付保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険を手厚く設定し、様々なリスクの金銭的損害に備える。保険の詳細は評価基準22を参照。 <p>(b) 保守的かつ健全な事業計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堅実な収益・費用の計画や緊急時の資金繰りに配慮した計画を作成。業績が事業計画を下回るケースとして様々なストレスケースを想定したシミュレーションを実施(詳細は後述参照)。 <p>(c) 最善の見通しに基づくスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計会社や建設会社の検証も踏まえ、現時点で最善の見通しに基づく建設スケジュールの策定。 <p>(d) 地震、水害等の災害に強い施設設計・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、水害等の災害に強い施設設計・配置設計とする。また、エネルギーの安定供給にも配慮。 <p>(e) 継続的な従業員の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク発生時の適切な行動及び不正行為の防止のため、継続的な研修を実施。 <p>(f) 運営上の対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを顕在化させないための対応や総合防災センターの設置。 ・ 食料・飲料・医薬品を備える。 <p>(g) 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスからの事業サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックスからIR事業者に対し、設立時より様々なサポートを提供。 <p>b. 関係者と協働して行う対応策</p> <p>(a) 規制当局や他の行政機関との継続的なコミュニケーション</p> <p>想定をはるかに超える緊急事態が発生した場合や、法令・許認可に変更等が発生した場合には、事業を継続するために、大阪府・市や国と連携した対応や協力が不可欠である。日頃から常に綿密なコミュニケーションを図る。</p> <p>(b) 事業計画の見直し</p> <p>想定外のリスクが発生し、計画外の変更が必要となった場合、事業計画及び施設計画、そして最終的に区域整備計画の見直しを実施することになる。これらの修正計画の内容について大阪府・市と協議を行うとともに、必要に応じて区域整備計画の変更認定を申請する。</p> <p>(c) 合同会社日本MGMリゾート及びオリックスからの緊急時の支援</p> <p>緊急時の資金供給に関しては、合同会社日本MGMリゾート及びオリックスが資金提供できる条項を株主間契約に織り込んでいる。</p>

【参考資料】 評価基準21 財務の安定性

項目	大阪
財務 の 状 況 が 悪 化 し た 場 合 の 措 置 3 / 3	<p>(3) 業績が事業計画を下回るケース(ストレスケース)の対応策 事業計画を策定するに当たり、業績が事業計画を下回るケース(ストレスケース)として、ショックケースとダウンケースの2種類のケースを想定しシミュレーションを実施。そのような場合にも、長期的に事業を継続できることを検証済みである。</p> <p>a. ショックケース(一時的に大きな収入減が発生) 大地震等の大きな災害、感染症を含む疫病、経済危機、隣国との外交不安等により、一時的な施設閉鎖や来訪者数がゼロになる可能性が想定される。過去の海外IR事業では半年以上の施設全面閉鎖の事例は存在しないことから、最大12か月間、売上がゼロでも事業存続可能となる手元流動性必要額を約1,000億円と試算し、当該金額が確保できるよう以下の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 平常時から緊急時用の現預金を確保 (b) 借入返済準備金を確保 (c) 金融機関からの運転資金コミットメントラインを設定 <p>b. ダウンケース(業績が計画を下回る状態が継続) 計画上の需要見込みと実需要の乖離、近隣に競合施設が複数できること、交通環境の著しい変更(空港の廃止等)等の要因により、需要や収入が事業計画を下回る状況が中・長期間続く可能性が想定される。試算の結果、カジノ事業の需要が事業計画上の見込みより25%程度計画を下回ったとしても、以下を含めた理由及び対策により、一定程度の事業耐性があることを検証済みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR事業は変動比率が高い収益モデルであること ・ 需要乖離の程度に応じて適宜採用人数等の調整等により人員配置の最適化を早期に実施

【参考資料】評価基準21 財務の安定性

【ベンチマーク】シンガポールIRにおける売上推移

<マリーナベイサンズ(2010年4月に部分開業、2011年2月に全面開業)>

(億円)	1年目 (2010年)	2年目 (2011年)	3年目 (2012年)	4年目 (2013年)	5年目 (2014年)	6年目 (2015年)	7年目 (2016年)	8年目 (2017年)	9年目 (2018年)	10年目 (2019年)
カジノ売上	943	1,912	1,836	2,331	2,751	2,825	2,377	2,854	2,427	2,385
非カジノ売上	179	450	496	597	683	777	697	716	993	1,028
IR全体売上	1,122	2,362	2,332	2,928	3,434	3,603	3,074	3,570	3,420	3,413
カジノ売上 比率	84%	81%	79%	80%	80%	78%	77%	80%	71%	70%

【補足】2015年までのカジノ売上は、カジノ粗収益(一般的に、顧客の賭金総額から払戻金を除いたもの)の額を記載

<リゾートワールドセントーサ(2010年1月に部分開業、2012年12月に全面開業)>

(億円)	1年目 (2010年)	2年目 (2011年)	3年目 (2012年)	4年目 (2013年)	5年目 (2014年)	6年目 (2015年)	7年目 (2016年)	8年目 (2017年)	9年目 (2018年)	10年目 (2019年)
カジノ売上	1,538	1,733	1,536	1,723	1,861	1,555	1,264	1,433	1,389	1,309
非カジノ売上	224	326	361	520	551	578	507	529	690	672
IR全体売上	1,762	2,060	1,898	2,244	2,412	2,133	1,771	1,962	2,079	1,981
カジノ売上 比率	87%	84%	81%	77%	77%	73%	71%	73%	67%	66%

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

4 カジノ事業の収益のIR施設の整備等への活用の在り方

IR整備法第15条第3項において、IR事業者は、カジノ事業の収益の活用に当たって、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価の結果に基づき、当該収益をIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならないこととされている。

こうした規定が設けられている趣旨は、カジノ事業がIR区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、IR事業に求められる公益性を達成するためには、カジノ事業の収益を十分に活用して、IR区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を行うことにより、IR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められることを踏まえたものである。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク								
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 想定されるリスク事象の種類及び程度 ② 整備・運営における防災・減災対策等 ③ 予定する保険の詳細 	あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点	<p>■ 防災・減災対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針について、以下①～④で例示する観点など、防災・減災等の取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1205 686 2141 1481"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 686 1487 820">① 防災・減災対策</th> <th data-bbox="1487 686 1776 820">② サイバーセキュリティの確保</th> <th data-bbox="1776 686 1986 820">③ テロ対策</th> <th data-bbox="1986 686 2141 820">④ 保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 820 1487 1481"> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td data-bbox="1487 820 1776 1481"> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td data-bbox="1776 820 1986 1481"> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 </td> <td data-bbox="1986 820 2141 1481"> <ul style="list-style-type: none"> ・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td> </tr> </tbody> </table>	① 防災・減災対策	② サイバーセキュリティの確保	③ テロ対策	④ 保険	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。
① 防災・減災対策	② サイバーセキュリティの確保	③ テロ対策	④ 保険									
<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 ・災害対応の拠点となる機能がある。 ・非常時に活動するための資機材等が備わっている。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での取組みを参考とした対策である。 ・関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。 									

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①、②で例示する観点など、感染症対策のための取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1245 778 2132 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 778 1644 836">①感染症対策</th> <th data-bbox="1644 778 2132 836">②保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 836 1644 1289"> <ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 </td> <td data-bbox="1644 836 2132 1289"> <ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①感染症対策	②保険	<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。
①感染症対策	②保険							
<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 							

(参考)「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

4 区域整備計画の記載事項、申請手続

(1) 区域整備計画の記載事項

ウ ……特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項

(ウ) その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策

……地域の実情に即して、自然災害時における避難計画の策定、テロ対策のための体制や資機材の確保などIR区域の整備に伴い必要となる関連施策及び措置を記載すること。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

(参考) 基幹的広域防災拠点(国が整備)について

- ・ 大規模かつ広域的な災害が発生した際に、広域的な救助活動や全国や世界からの物資の受け入れといった災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的な広域防災拠点。
- ・ 東京圏: 東京湾臨海部(有明の丘地区、東扇島地区)、大阪圏: 堺泉北港堺2区

【主な機能、施設】

防災センター(災害応急活動用の機材、資材等を備える)、ベースキャンプ用地、荷捌きエリア、ヘリポート 等

■ 東京湾臨海部(有明の丘地区、東扇島地区)

有明の丘地区

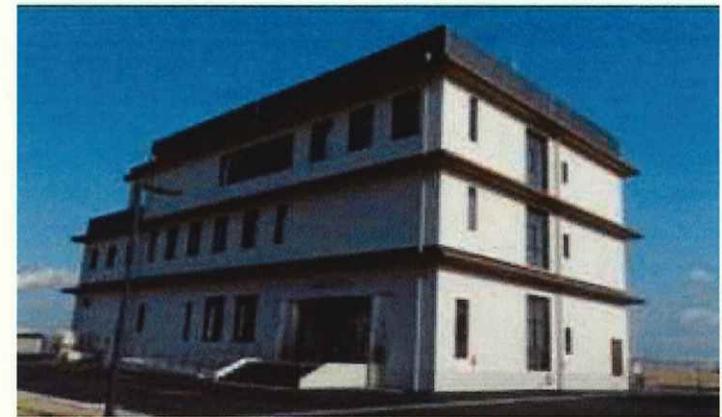
- 【有明の丘地区本部棟】
(国営公園体験学習施設(国土交通省)との合築)
建築面積: 約6,100㎡
延床面積: 約9,500㎡
地上2階建て
- 【本部会議室】
- 【オペレーションルーム】
- 災害医療支援スペース
- ヘリポート
- 癌研有明病院
- 活動部隊ベースキャンプ等
- 平常時は「東京臨海広域防災公園」として一般利用(約13.2ha)
所在: 東京都江東区有明3丁目

東扇島地区

- 【東扇島地区物流コントロールセンター】
建築面積: 約450㎡
延床面積: 約640㎡ 地上2階建て
- 【オペレーションルーム】
- ヘリポート
- 緊急物資荷捌きエリア
- 舟運基地
- 活動部隊ベースキャンプ等
- 【首都圏臨海防災センター】
(国土交通省)
- 平常時は「東扇島東公園」として一般利用(約15.8ha)
所在: 神奈川県川崎市川崎区東扇島

■ 大阪圏(堺泉北港堺2区)

(近畿圏臨海防災センター(国土交通省近畿地方整備局))



- ・ 近畿圏臨海防災センター整備費: 12億円
- ・ 支援施設棟、倉庫棟、車庫棟で構成。
支援施設棟: 災害応急活動用の防災機材の設備・保管。
車庫棟: 災害応急活動用の車両等を保管。
倉庫棟: 災害応急活動用に施設内の通路に敷設する資材を保管。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

(参考)サイバーセキュリティの確保の事例について

(国際空港)

- ・ 国内外から多数の来訪者を迎える国際空港では、高度なセキュリティを備えたシステムを導入しているほか、サイバーセキュリティ専門の部門を設置し、監視・インシデント対応・従業員教育などの対策を行っている。

カテゴリ	事例	取組内容
ハード面の対策	羽田空港	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度なセキュリティを備えた「クラウドSSOアクセス制御サービス*」を導入(*単一のID・パスワードを入力して複数のアプリケーションやWebサービスにログインできるようにするシステム。同システムの導入により、外出先から社内システムにアクセスする際のセキュリティ性を担保できる)
ソフト面の対策	羽田空港	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイバーセキュリティの強化に向けて専門の部門を設置：情報セキュリティ委員会、CSIRT(Computer Security Incident Response Team) ・ SOC (Security Operation Center) による日常的な管理・監視を実施
	成田空港	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイバーセキュリティ対策専門の部門(NAA CSIRT)を設置。 ・ 具体的な活動内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ サイバー攻撃に係る対応業務(インシデント対応) ✓ セキュリティ対策推進計画の立案・実行 ✓ 情報セキュリティ対策に関する訓練／教育 ✓ 情報セキュリティに係る社外との情報交換及び情報収集 ✓ 「国土交通省所管重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係るガイドライン」への対応

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

(参考)シンガポールIRにおける感染症対策について

IR	感染症対策
マリーナベイサンズ	<ul style="list-style-type: none"> 消毒の実施 感染症検査施設の設置 非接触型サービスの提供 宿泊者の人数制限 非ワクチン接種者の入場規制 シンガポール政府認定「SGクリーン認証」の取得(消毒・衛生管理の徹底を証明)
リゾートワールド セントーサ	<ul style="list-style-type: none"> 消毒の実施 防護器具の確保 除菌装置の設置 シンガポール政府認定「SGクリーン認証」の取得(消毒・衛生管理の徹底を証明)

(入場者への検温:セントーサ)



(客席の消毒:サンズ)



(ソーシャルディスタンスの確保:セントーサ)



(入場ゲートの消毒:セントーサ)



【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

(参考)我が国の関係団体が策定した「感染防止のためのガイドライン」について

区分	ガイドライン
国際会議場	・「新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン」(日本コンベンション協会)(2022年1月31日版)
展示場	・「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」(日本展示会協会)(2022年7月5日版)
劇場	・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(全国公立文化施設協会)(2021年10月15日版)
送客施設	・「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(日本旅行業協会他)(2021年11月22日版)
宿泊施設	・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会他)(2021年11月22日版)
遊戯施設	・「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年3月22日版)
	・「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」(2021年9月16日版)

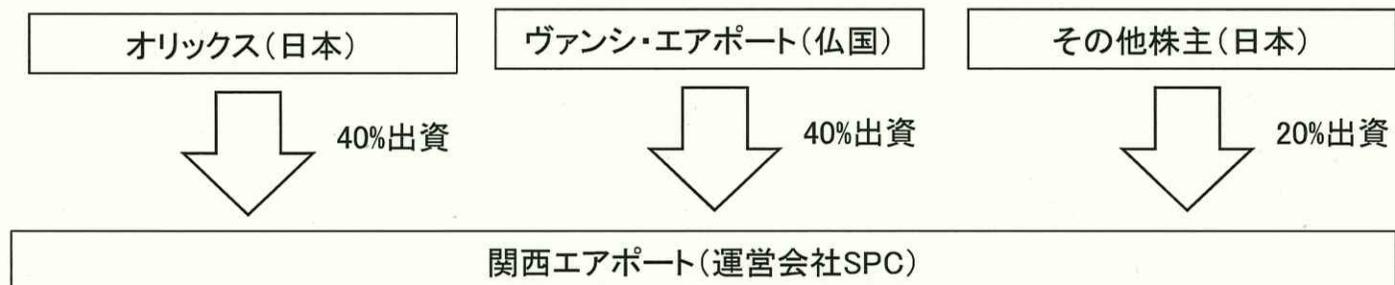
【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

1/2

(参考)関係者の役割分担(関空エアポートの意思決定)について

- 関西エアポートは、オリックス(日本)、ヴァンシ・エアポート(仏国)が主要株主として、40%ずつ出資しており、また、山谷佳之CEO、ブノア・リュロCo-CEO両氏が代表権を有している。

関西エアポートの出資構造



※オリックス、ヴァンシ・エアポートからは、取締役を含む職員の派遣

関西エアポートの取締役

(誤)関空エアポート⇒(正)関西エアポート

役職	氏名
代表取締役社長 CEO	山谷 佳之(オリックスから派遣)
代表取締役副社長 Co-CEO	ブノア・リュロ(フランス民間航空局、在日フランス大使館、関西エアポートCTO歴任)
社外取締役	井上 亮(オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループCEO)
社外取締役	グザビエ・ユイヤード(ヴァンシ 会長兼CEO)
社外取締役	入江 修二(オリックス株式会社 取締役兼専務執行役事業投資本部長)
社外取締役	ニコラ・ノートバール(ヴァンシ・コンセッションズ CEO、ヴァンシ・エアポート 社長)
社外取締役・監査等委員	尾崎 輝郎(尾崎輝郎公認会計士事務所)
社外取締役・監査等委員	中村 克己(株式会社キトー 取締役、ブラックストーン シニアアドバイザー)
社外取締役・監査等委員	彌園 豊一(関西電力株式会社 取締役 代表執行役副社長)

台風21号被害(2018年)を巡る関西エアポートの対応

- ・ 2018年9月、台風21号が関西国際空港を直撃し、高潮による旅客ターミナル等への冠水・浸水被害が発生。
- ・ この際、運営会社である関西エアポートは、オリックス出身の山谷社長と、ヴァンシ出身のムノト副社長が、共同経営体制をとっていたため、言語の壁による意思疎通の遅さ等に起因する意思決定の迅速性に欠ける対応が発生。
- ・ 事態を重くみた同社は、同年12月、災害対策に関する対応を発表。危機管理体制を見直し、最終意思決定を同社社長に一元化するなど、意思決定・責任分担を明確する改善を図った。

(同社の意思決定に関する主な取組)

- ・ 関係機関との連携強化として、全ての緊急事態において総合対策本部を設置
- ・ 非常時における意思決定の一元化・迅速化及び体制の強化として、
 - 最終意思決定は関空エアポート社長に一元化
 - 各責任者が不在等の場合には、予め定められた第二順位の責任者が必要な意思決定を行い迅速に対応
 - 新関西国際空港株式会社(空港設置管理者)の社長は、対策本部のメンバーとして常駐し、空港管理者として、同社の指揮を支援。また、新関西国際空港株式会社から職員も常駐し、国交省とのリエゾンとして機能。

(誤)関空エアポート⇒(正)関西エアポート

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■想定されるリスク事象の種類及び程度（1/2）

項目	大阪	
	リスク事象の種類	リスクの程度
自然災害	地震	<p>① 上町断層帯による地震 佛念寺山断層、上町断層、長居断層、坂本断層、久米田池断層の全てが活動し、上町断層の北端部から破壊が開始すると仮定し、その最大級（マグニチュード7.8程度）の地震を想定する。夢洲内の震度は最大5強～6弱。</p> <p>② 上町断層帯以外の断層等による地震 上町断層帯以外の断層等で、大阪市に影響を与えると考えられる生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯及び海溝型の南海トラフの活動による<u>東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震</u>を想定する。夢洲内の震度は最大5弱～6弱。</p> <p>発生確率 ① 30年以内に2～3%の発生確率 ② 30年以内に70～80%の発生確率 周辺地域含め甚大な被害の発生が想定される。</p>
	強風	<p>既往最大風速を記録した室戸台風や、第二室戸台風クラスの台風が来襲した場合を想定する。 インフラ機能停止が想定される。</p>
	豪雨	<p>想定し得る最大規模の降雨を想定する。 周辺地域の洪水・浸水、インフラ機能停止が想定される。</p>
	津波	<p>最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波及び発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定する。 夢洲の浸水リスクは低い、インフラ機能停止が想定される。</p>
	高潮	<p>想定し得る最大規模の高潮を想定する。</p>

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■想定されるリスク事象の種類及び程度 (2/2)

項目	大阪							
	非自然災害	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="622 325 1081 469">感染症</td> <td data-bbox="1081 325 2148 469">2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大と同様のパンデミックが国内外で発生した場合、人流の減少による事業への影響が想定される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 469 1081 756">サイバー攻撃</td> <td data-bbox="1081 469 2148 756"> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催時、国賓等のVIPの来場時等に、サイバー攻撃の標的となるリスクが想定される。 標的型攻撃等による情報の窃取に伴う顧客に対する損害賠償リスク、システムへの障害発生による事業中断リスク、施設に対する物理的損害リスク等、施設運営や金銭に関する被害が想定される。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 756 1081 1043">テロ</td> <td data-bbox="1081 756 2148 1043"> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催、国賓等のVIPの来場時に、テロ組織や犯罪者の標的となるリスクが想定される。 銃火器や爆弾、火薬、刃物、車両、ガソリン等を使用した施設や設備の破壊のほか、人命に危害を及ぼす攻撃、身代金要求等、施設運営や人命、金銭に関する被害が想定される。 </td> </tr> </table>	感染症	2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大と同様のパンデミックが国内外で発生した場合、人流の減少による事業への影響が想定される。	サイバー攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催時、国賓等のVIPの来場時等に、サイバー攻撃の標的となるリスクが想定される。 標的型攻撃等による情報の窃取に伴う顧客に対する損害賠償リスク、システムへの障害発生による事業中断リスク、施設に対する物理的損害リスク等、施設運営や金銭に関する被害が想定される。 	テロ	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催、国賓等のVIPの来場時に、テロ組織や犯罪者の標的となるリスクが想定される。 銃火器や爆弾、火薬、刃物、車両、ガソリン等を使用した施設や設備の破壊のほか、人命に危害を及ぼす攻撃、身代金要求等、施設運営や人命、金銭に関する被害が想定される。
感染症	2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大と同様のパンデミックが国内外で発生した場合、人流の減少による事業への影響が想定される。							
サイバー攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催時、国賓等のVIPの来場時等に、サイバー攻撃の標的となるリスクが想定される。 標的型攻撃等による情報の窃取に伴う顧客に対する損害賠償リスク、システムへの障害発生による事業中断リスク、施設に対する物理的損害リスク等、施設運営や金銭に関する被害が想定される。 							
テロ	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な大規模イベントの開催、国賓等のVIPの来場時に、テロ組織や犯罪者の標的となるリスクが想定される。 銃火器や爆弾、火薬、刃物、車両、ガソリン等を使用した施設や設備の破壊のほか、人命に危害を及ぼす攻撃、身代金要求等、施設運営や人命、金銭に関する被害が想定される。 							

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■ 整備・運営における防災・減災対策等

項目	大阪
自然災害 1 / 2	<p>(1) ハード面で実施予定の対策</p> <p>a. 大阪市の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夢洲は、地盤沈下を見込んだ50年後の地盤高でも津波や高潮の想定高さ以上を確保しているほか、アクセスルートとなる橋梁やトンネルの耐震性を確保している。このほか、IR区域における液状化対策や、南側護岸における過去最大規模の台風を想定した越波対策としての法面保護及び胸壁設置を実施していく。 ・ IR区域やその周辺地域等における消防力を強化するため、夢洲内に消防拠点(約40人体制)を設置する。 ・ 無電柱化により、災害時にも継続的にエネルギーを供給できるインフラを整備する。 <p>b. IR事業者の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夢洲においては、津波高以上の地盤高の確保等、想定される災害への各種災害対策が施されている。そうした対策を踏まえて、ハード面における対策を想定。夢洲が南海トラフ地震等の大地震の影響が想定される地域であることを踏まえ、BCP(事業継続計画)における重要施設と位置づける施設には、高い耐震性能を確保する。 ・ 想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定する。また、防災上重要な施設は浸水リスクのより少ないIR区域南側に配置し、電気室等の重要な設備機械室は原則地上階に設置する。さらに、十分な排水容量の確保及び雨水貯留槽の設置等を行い、浸水リスクを軽減する。 ・ インフラ機能の途絶を防ぐため、施設グレードに合わせて非常用発電機等の自立的なユーティリティを確保する。 ・ 災害時においてIR区域内の機能を維持するため、各IR施設に電気や熱を供給するエネルギー供給施設(エネルギーセンター)をインフラ基幹施設として整備する。 ・ 重要度の高い施設は、3日間、インフラ機能を維持するため自立電源の確保を優先的に行う。 ・ IR区域全域の情報を一元化する総合防災対策室(総合防災センター)と、各エリアの監視を24時間・365日行う防災対策室(エリア防災センター)を配置し、災害時の監視機能の分散と集約を適切に行う。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■ 整備・運営における防災・減災対策等

項目	大阪
自然災害 (2 / 2)	<p>(2) ソフト面で実施予定の対策</p> <p>a. 大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市は、緊急事態に備え、IR事業者が周辺交通機関や医療機関等と共同する等して実施する防災訓練等への参画・支援を行う。 ・ 大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR事業者が実施する防災訓練等への指導又は助言を行う。 ・ 大阪府・市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織及び動員体制を整備する。 ・ 大阪府・市は、災害時には、SNSや防災行政無線等を活用し、来訪者への情報発信を行う。 ・ 帰宅困難者支援として、国、大阪府、大阪市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図る等の支援を行う。 <p>b. IR事業者の取組み</p> <p>(a) 防災対策計画の策定及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の初動対応、避難計画、避難者支援マニュアル、外部機関との連絡体制等を定めた防災対策計画を策定する。 ・ IR事業者内において、災害時の組織別のミッションに応じた研修プログラムを整備・実施する。 ・ 関係者による災害レベルや避難段階に応じた防災総合訓練を実施する。 <p>(b) 情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR区域全域において、訪日外国人旅行者や子どもにも理解しやすいピクトグラムを用いる。 ・ 災害発生時はIR区域全域で多言語による非常放送を行い、災害や被害状況の情報を提供する。 ・ デジタルサイネージやWebサイト、SNS等にて多言語による情報発信を積極的に行う。 <p>(c) 帰宅困難者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する帰宅困難者全員が、災害発生から3日間以上安全に過ごすための備蓄品を保管する。 ・ 年齢、性別、国籍、文化等が異なる多様な人々が、安全かつ衛生的に過ごせる環境の提供に配慮する。 ・ 障がい者、高齢者、訪日外国人旅行者、子ども等の要配慮者には、緊急医療支援の要請、多言語による情報提供、アレルギーや宗教等の事情に応じた適切な食料提供、年齢・性別に応じた衛生用品の提供、プライバシー確保のための避難場所の区分け等を行う。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■ 整備・運営における防災・減災対策等

項目	大阪
非 自 然 災 害 1 / 2	<p>(1) 感染症対策</p> <p>IR事業者は、来訪者、従業員及び地域コミュニティの健康と安全を最優先とし、国、大阪府・市等の関係者と連携し、その方針に従い、安全な事業継続を図る。MGMIは、米国等で運営するIR施設において、ハード・ソフトで新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の取り組みを実施し、安全・安心のIR施設運営を行ってきた。それらの知見・経験を大阪IRにおいても活用する。</p> <p>a. ハード面で実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷暖房空調(HVAC)制御システムを導入し、適切な換気を実施することで、空気感染のリスクを抑制するほか、時勢に応じたテクノロジーの活用等により、効果的な感染症対策に取り組む。 マスク、フェイスシールド、消毒液、検温装置等の感染症対策用品を適切に確保・配備する。 <p>b. ソフト面で実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務プロセスをマニュアル化した標準作業手順書を作成した上で、全従業員に対する継続的なトレーニングを実施する。 WebサイトやSNS等を通じて、来訪者向けに感染症対策に関する情報発信を行う。 感染拡大フェーズにおいては、関係当局の指示に従うとともに、来場抑制等の必要な対応、運営再開方針を含む安全計画やガイドラインの策定等を行い、計画的かつ安心・安全な形での運営再開を図る。 <p>(2) サイバーセキュリティの確保</p> <p>a. 大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み</p> <p>大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR事業者が実施するサイバーセキュリティ対策への指導又は助言を行う。</p> <p>b. IR事業者の取組み</p> <p>IR事業者は、情報システムの安全性・信頼性を確保し、IRの安定的・継続的な運営を維持するため、適切なサイバーセキュリティ体制を構築の上、継続的に以下のような対策を実施する。</p> <p>(a) ハード面で実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視ソフトウェアとプログラムを導入する。 IoT機器導入時は、ファームウェア更新サポートの有無等を確認する等、セキュリティに配慮したデバイスを使用する。 公開サーバシステムは、侵入テストを行い、インターネットを介した脅威に対処するよう努める。 <p>(b) ソフト面で実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視、監査、インシデント対応、従業員の教育、啓発プログラム等、運用面での対策に努める。 「サイバーセキュリティに関する基本方針」及びその運用に係る「業務標準手順」を策定し、個人情報を含むデータ保護・診断、様々な脅威情報に基づくリスク分析と対処に努める。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■ 整備・運営における防災・減災対策等

項目	大阪
非 自 然 災 害 2 / 2	<p>(3) テロ対策</p> <p>a. 大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大阪府・市は、平素からの備えとして、大阪府国民保護計画等に基づく組織・体制の整備、関係機関等との連携、物資及び資材の備蓄・整備等を推進するとともに、IR事業者や関係機関等と共同して国民保護訓練等のテロ対処訓練を実施する。 • 大阪市は、テロ発生時には、防災行政無線をはじめSNS等の多様な情報伝達手段を活用した避難誘導により、夢洲における滞在者等の安全確保を図る。 • 大阪市消防局は、国際会議・大規模イベント開催時には、消防特別警戒体制を構築し、夢洲消防拠点に特殊災害機動部隊等のテロ災害への対応に必要な部隊配備を行う。 • 大阪府公安委員会及び大阪府警察は、テロ等を引き起こすおそれのある勢力等に関する情報収集・分析、公共交通機関等の重要施設や不特定多数の者が集まる大規模集客施設等に対する警戒警備、国際海空港における水際対策等の各種テロ対策に加え、大阪府テロ対策パートナーシップ協議会等による官民一体のテロ対策を推進する。 <p>b. IR事業者の取組み</p> <p>IR事業者は、テロ抑止効果を考慮した建物構造及びレイアウト設計とするほか、警察等の関係者と連携し、以下のようなテロの未然防止に取り組む。</p> <p>(a) ハード面で実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 車両突入防止対策、ゲストエリアと関係者エリアの区分け、セキュリティ・コントロールの設置等、車両や不審人物の侵入を阻止する。 • 警戒強化時等に活用できるスペースを確保する。 • 屋外各部及び建物内の共用部分等における周囲からの見通しの確保や必要最小限のゴミ箱設置等により、不審物・爆発物や化学物質等の放置対策を行う。 <p>(b) ソフト面で実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 警戒レベルの設定や爆弾、化学、放火等のテロの種類に応じたマニュアルを策定する。 • 警戒レベル別訓練、不審物発見時及び不審者来訪時の対応訓練等を実施し、対応能力の維持・向上に努める。 • 巡回等、日々の警備業務において、不審者や不審物等の早期発見に努め、テロの未然防止に向けた活動を推進する。 • 警察との連携や関西国際空港等とのネットワークを活用した情報収集体制を構築する。 • 大阪府テロ対策パートナーシップ協議会の活動を支援し、官民一体のテロ対策を推進する。

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■整備・運営における防災・減災対策等

項目	大阪											
危機管理体制及びIR区域周辺の滞在者や住民への配慮	<p>(1) IR事業者の危機管理体制等</p> <p>a. 内部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> IR事業者の内部体制は、迅速な意思決定が行われるようリスクレベルに応じた段階的なピラミッド型の組織構造とする。 災害等発生時は直ちに緊急対策本部を設置し、IR区域内の状況報告と外部機関との情報連携を行う。 <p>b. 外部関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 平常時から定期的な情報共有を行うことによって危機に備える。 緊急時に備えた緊急連絡網を整え、緊急時における具体的な協力支援内容を定める。 <p>c. 夢洲島内連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 夢洲島内の消防拠点及び警察署と、平常時・緊急時を問わずスムーズに情報連携を行える体制を整備する。 災害発生時における物流ゾーン等の帰宅困難者の避難受入れ等も含め、IR区域が夢洲島内の主要防災拠点としての役割を果たすことをめざす。 <p>(2) 関係者の役割分担</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 730 846 786">関係者</th> <th data-bbox="846 730 1800 786">役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 786 846 1026">IR事業者</td> <td data-bbox="846 786 1800 1026"> <ul style="list-style-type: none"> IR区域における自主的な防災・減災対策等の実施 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する防災・減災対策等への協力 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1026 846 1201">大阪府</td> <td data-bbox="846 1026 1800 1201"> <ul style="list-style-type: none"> IR事業者の管理監督等 IR事業者、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 府域における防災・減災対策等の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1201 846 1289">大阪市</td> <td data-bbox="846 1201 1800 1289"> <ul style="list-style-type: none"> 市域における防災・減災対策等の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1289 846 1401">大阪市消防局</td> <td data-bbox="846 1289 1800 1401"> <ul style="list-style-type: none"> 市域における防災・減災対策等の実施 IR事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1401 846 1505">大阪府公安委員会及び大阪府警察</td> <td data-bbox="846 1401 1800 1505"> <ul style="list-style-type: none"> 府域における防災・減災対策等の実施 IR事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言 </td> </tr> </tbody> </table>	関係者	役割分担	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> IR区域における自主的な防災・減災対策等の実施 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する防災・減災対策等への協力 	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> IR事業者の管理監督等 IR事業者、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 府域における防災・減災対策等の実施 	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 市域における防災・減災対策等の実施 	大阪市消防局	<ul style="list-style-type: none"> 市域における防災・減災対策等の実施 IR事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言等 	大阪府公安委員会及び大阪府警察
関係者	役割分担											
IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> IR区域における自主的な防災・減災対策等の実施 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 大阪府、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する防災・減災対策等への協力 											
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> IR事業者の管理監督等 IR事業者、大阪市、大阪市消防局、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 府域における防災・減災対策等の実施 											
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 市域における防災・減災対策等の実施 											
大阪市消防局	<ul style="list-style-type: none"> 市域における防災・減災対策等の実施 IR事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言等 											
大阪府公安委員会及び大阪府警察	<ul style="list-style-type: none"> 府域における防災・減災対策等の実施 IR事業者が実施する防災・減災対策等への指導又は助言 											

【参考資料】評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■整備・運営における防災・減災対策等

項目	大阪
費用の見込み	<p>(1) 大阪府・市における費用の見込み 大阪府・市において見込む主な防災・減災対策の費用は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・先行準備: 約35億円※1・開業後: 約4億円/年※2 <p>※1 夢洲内に設置する消防拠点にかかる先行準備に必要となる費用の見込み額約20億円及び南側護岸の越波対策にかかる総事業費約15億円(令和4年度予算要求時点)の合計。</p> <p>※2 夢洲内に設置する消防拠点にかかる開業後に必要となる費用の見込み額。その他の費用は、IR事業の進捗状況等を踏まえて今後の予算編成過程において検討する。</p> <p>(2) IR事業者における費用の見込み IR事業者において見込む防災・減災対策等の費用は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・建設時: 約45億円・運営時: 約3億円/年

評価基準22 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策

■ 予定する保険の詳細

項目	大阪																																			
<ul style="list-style-type: none"> 施設規模及び事業利益に応じてリスクを包括的にカバーする保険を付保する。予定している主な保険内容は下表のとおり。 具体的な保険内容は、海外の既存IR事業での取組み等を踏まえて、保険仲介及びリスクマネジメント事業をグローバルに展開する保険アドバイザーが作成した保険プラン等も踏まえ、MGMの経験や日本固有の事情を考慮して決定する。 	【図表1：主な保険内容（予定）】																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">主な保険名</th> <th style="width: 50%;">保険対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">財物保険</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企業財産保険（財物）</td> <td>火災・落雷・破裂・爆発等による施設・動産の損害</td> </tr> <tr> <td>テロ行為による施設・動産の損害</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企業財産保険（利益）</td> <td>財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等</td> </tr> <tr> <td>テロ行為に伴う営業利益の損失等</td> </tr> <tr> <td>地震保険（財物）</td> <td>地震・津波・噴火による施設・動産の損害</td> </tr> <tr> <td>地震保険（利益）</td> <td>財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等</td> </tr> <tr> <td>テロ保険</td> <td>テロ行為、騒擾等による財物の損害</td> </tr> <tr> <td>クライム（企業犯罪被害）保険</td> <td>従業員による詐欺行為等及び第三者の犯罪行為による損害</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運送保険</td> <td>偶発な事故による、所有貨紙幣等の損害</td> </tr> <tr> <td>貨紙幣の偽造、変造による損害</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">賠償責任保険</td> </tr> <tr> <td>企業総合賠償責任保険</td> <td>業務に関わる他人の身体障害・財物損壊に起因する損害賠償[※] ※生産物・完成作業、人格権侵害、自動車管理者、受託物、医療費用、使用者を除く。</td> </tr> <tr> <td>サイバーリスク保険</td> <td>情報漏洩や不正アクセスに起因する賠償責任や、ネットワーク中断に起因する逸失利益・営業継続費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">労働災害総合保険</td> <td>労災事故に伴う被災者への補償</td> </tr> <tr> <td>労災被災者に対する使用者としての賠償責任</td> </tr> <tr> <td>自動車保険</td> <td>所有する自動車の運行に起因する賠償責任</td> </tr> <tr> <td>会社役員賠償責任保険</td> <td>被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因する賠償責任</td> </tr> </tbody> </table>		主な保険名	保険対象	財物保険		企業財産保険（財物）	火災・落雷・破裂・爆発等による施設・動産の損害	テロ行為による施設・動産の損害	企業財産保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等	テロ行為に伴う営業利益の損失等	地震保険（財物）	地震・津波・噴火による施設・動産の損害	地震保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等	テロ保険	テロ行為、騒擾等による財物の損害	クライム（企業犯罪被害）保険	従業員による詐欺行為等及び第三者の犯罪行為による損害	運送保険	偶発な事故による、所有貨紙幣等の損害	貨紙幣の偽造、変造による損害	賠償責任保険		企業総合賠償責任保険	業務に関わる他人の身体障害・財物損壊に起因する損害賠償 [※] ※生産物・完成作業、人格権侵害、自動車管理者、受託物、医療費用、使用者を除く。	サイバーリスク保険	情報漏洩や不正アクセスに起因する賠償責任や、ネットワーク中断に起因する逸失利益・営業継続費用	労働災害総合保険	労災事故に伴う被災者への補償	労災被災者に対する使用者としての賠償責任	自動車保険	所有する自動車の運行に起因する賠償責任	会社役員賠償責任保険	被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因する賠償責任
	主な保険名	保険対象																																		
	財物保険																																			
	企業財産保険（財物）	火災・落雷・破裂・爆発等による施設・動産の損害																																		
		テロ行為による施設・動産の損害																																		
	企業財産保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等																																		
		テロ行為に伴う営業利益の損失等																																		
	地震保険（財物）	地震・津波・噴火による施設・動産の損害																																		
	地震保険（利益）	財物でカバーされる事故に伴う営業利益の損失等																																		
	テロ保険	テロ行為、騒擾等による財物の損害																																		
	クライム（企業犯罪被害）保険	従業員による詐欺行為等及び第三者の犯罪行為による損害																																		
	運送保険	偶発な事故による、所有貨紙幣等の損害																																		
		貨紙幣の偽造、変造による損害																																		
	賠償責任保険																																			
企業総合賠償責任保険	業務に関わる他人の身体障害・財物損壊に起因する損害賠償 [※] ※生産物・完成作業、人格権侵害、自動車管理者、受託物、医療費用、使用者を除く。																																			
サイバーリスク保険	情報漏洩や不正アクセスに起因する賠償責任や、ネットワーク中断に起因する逸失利益・営業継続費用																																			
労働災害総合保険	労災事故に伴う被災者への補償																																			
	労災被災者に対する使用者としての賠償責任																																			
自動車保険	所有する自動車の運行に起因する賠償責任																																			
会社役員賠償責任保険	被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因する賠償責任																																			

評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク				
25. 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除 (150点)	最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。	①カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法 ②IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標) ④依存症対策項目の具体的内容 ⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容 ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容 ⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方針	なし	・方針について、以下①、②で例示する観点など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 (評価の観点の例) <table border="1" data-bbox="1218 687 2150 1410"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 687 1684 775">①依存症対策</th> <th data-bbox="1684 687 2150 775">②依存症対策以外の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 775 1684 1410"> (審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td> <td data-bbox="1684 775 2150 1410"> (審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td> </tr> </tbody> </table>	①依存症対策	②依存症対策以外の対策	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。
①依存症対策	②依存症対策以外の対策							
(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。	(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理) ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。							

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

(参考) カジノ施設の特徴(カジノ機器の台数等)

	大阪	長崎	シンガポール		マカオ	米国 ラスベガス	米国 マサチュー セッツ州
			マリーナベイ サンズ	リゾート ワールド セントーサ	ベネチアン マカオ	ベラージオ ラスベガス	アンコール ボストン ハーバー
テーブル ゲーム台数	470台	400台	600台	550台	630台	148台	185台
カジノ機器 台数	6,400台	3,000台	2,300台 *最大2,500台	2,400台 *最大2,500台	1,120台	1,415台	2,700台
カジノ機器 台数比率 (対テーブル)	93%	88%	79%	81%	64%	91%	94%
カジノ施設 床面積	6万 5,166㎡	4万6,480 ㎡	—	—	3万5,000㎡	1万4,000㎡	1万9,000㎡
ゲーミング 区域の床面積	2万 3,115㎡	1万8,106 ㎡	1万5,000㎡	1万5,000㎡	—	—	—
常時収容人数 (事業者による 想定)	1万 1,500人	6,800人	—	—	—	—	—

(参考) 日本国内におけるパチンコ等設置台数(2022年1月末現在)

- ・ 日本最大店舗 : 3,030台(パチンコ、スロットの計。埼玉県さいたま市)
- ・ 大阪府最大店舗: 1,827台(パチンコ、スロットの計。大阪府堺市)

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

(参考) 区域整備計画に示された予算規模(計画をもとに事務局整理)

■大阪府市

④依存症		IR事業者	約9億円/年
		行政	先行準備:約4億円 開業後:約14億円/年
⑤監視、警備	警備	IR事業者	約33億円/年
	監視	IR事業者	約15億円/年
⑥犯罪発生、風俗、青少年、その他	犯罪、風俗	IR事業者	約1.5億円/年
	青少年	IR事業者	約0.1億円/年
	警察、治安、風俗	行政	先行準備:約71億円 開業後:約33億円/年
		IR事業者	約58.6億円/年
		行政	先行準備:約75億円 約47億円/年

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法

項目	大阪
カジノ施設の特徴	<p>(1) 設備上の特徴</p> <p>a. 入退場管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とパスポート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。 ・ キオスクでは、マイナンバーカード又はパスポート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは来訪者の入退場時間を確認・記録する。 ・ 来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのPINコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者該当性照会を行うほか、暴力団員等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。 ・ 従業員によるカジノ施設やバックヤードへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。 <p>b.ゲーミング関連サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。 <p>c. 監視、警備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ施設及びその周辺を最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備により適切に監視するほか、これらの見通しを妨げるものを設置しない。 ・ カジノ関連機器及び監視設備は、物理的及び電磁的な手法によって保護するほか、非常時に機能を維持するための非常用電源設備等を設置する。 <p>d. 依存防止、有害影響排除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法

項目	大阪
業務の実施体制及び実施方法	<p>(2) 従業員の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーラーについては、ディーラースクールの卒業生と海外で働く日本人ディーラーを中心に採用し、教育する方針であるが、日本では新しく、また、カジノ運営に重要な職種であることから、ディーラースクールと適宜提携しながら、人材確保と教育プログラムの強化に取り組む。 ・ 全従業員に向けて研修や訓練等の教育機会を継続して提供するとともに、最適な人員配置を行うことにより、カジノ業務の廉潔性を維持しつつ、国内外からの来訪者を満足させるサービスの実現を図る。 ・ カジノ施設利用者からの相談に対応する従業員について、新入社員から専門職員まで従業員のレベルに応じた予防啓発プログラム等に関する段階的なトレーニングプログラムを実施する。 ・ 防犯関連資格の保有者や日本語及び他の言語での会話が可能なスタッフを雇用するとともに、従業員に対する防犯訓練を実施するほか、継続的な語学教育の場を設け、警備員を含む従業員の語学力向上に努める。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針

項目	大阪							
ギャンブル等依存症対策	<p>IR事業者は、IR関係法令等及びギャンブル等依存症対策基本法等の関係法令を遵守することはもとより、自らの創意工夫とノウハウを最大限活かして責任あるゲーミングに対する積極的な取組みを行うほか、大阪府・市と緊密に連携するとともに、大阪府・市が実施する施策に協力しながら、IR区域におけるギャンブル依存を防止するための取組みを行う。</p> <p>また、大阪府・市は、ギャンブル等依存症対策基本法を受けて、大阪の実状を踏まえ令和2年3月に策定した大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、市町村及び関係機関と連携協力し、有効な対策を着実に実施する。これにより、国の取組みと連携しつつ、依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策を実施する。</p>							
	<p>(1) 関係者の役割分担</p> <table border="1" data-bbox="425 630 1769 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 635 683 689">関係者</th> <th data-bbox="683 635 1762 689">役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 689 683 746">IR事業者</td> <td data-bbox="683 689 1762 746"> <ul style="list-style-type: none"> IR区域におけるカジノ設置及び運営に伴う依存症対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 746 683 922">大阪府</td> <td data-bbox="683 746 1762 922"> <ul style="list-style-type: none"> 府域におけるギャンブル等依存症対策 IR事業者に求める依存症対策の管理監督 調査研究体制の推進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 922 683 976">大阪市</td> <td data-bbox="683 922 1762 976"> <ul style="list-style-type: none"> 市域におけるギャンブル等依存症対策 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 連携協力の方針</p> <p>IR事業者と大阪府・市は、連携協力体制を構築し、主に以下の取組みにおいて互いに密接な連携協力を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ施設における相談者を適切に関係機関につなげるための連携 ・ 大阪・関西における専門人材育成への協力 ・ 調査研究につながる情報やデータ提供など研究推進への積極的な協力、支援 ・ ギャンブル等依存症対策にかかる意見交換・情報共有 ・ 本人又は家族からの申告による利用制限措置等、依存防止措置を的確に実施するための依存防止規程や従業員教育について、IR事業者から大阪府・市へ情報共有と協議を実施 	関係者	役割分担	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> IR区域におけるカジノ設置及び運営に伴う依存症対策 	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 府域におけるギャンブル等依存症対策 IR事業者に求める依存症対策の管理監督 調査研究体制の推進 	大阪市
関係者	役割分担							
IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> IR区域におけるカジノ設置及び運営に伴う依存症対策 							
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 府域におけるギャンブル等依存症対策 IR事業者に求める依存症対策の管理監督 調査研究体制の推進 							
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 市域におけるギャンブル等依存症対策 							

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針

項目	大阪									
治安・地域風俗環境対策(1/2)	<p>IR事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置として、自主的な治安・地域風俗環境対策に取り組むほか、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有及び連絡体制の構築並びにこれらが実施する治安・地域風俗環境対策への協力を行う。</p> <p>また、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、夢洲内にIR区域やその周辺地域等を管轄する警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより警察力の強化を図った上で、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組む。</p>									
	<p>(1) 関係者の役割分担</p> <table border="1" data-bbox="414 624 1906 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 624 752 679">関係者</th> <th data-bbox="752 624 1906 679">役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 679 752 943">IR事業者</td> <td data-bbox="752 679 1906 943"> <ul style="list-style-type: none"> IR区域における自主的な治安・地域風俗環境対策の実施 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する治安・地域風俗環境対策への協力 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 943 752 1158">大阪府</td> <td data-bbox="752 943 1906 1158"> <ul style="list-style-type: none"> IR事業者の管理監督等 IR事業者、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 府域における治安・地域風俗環境対策の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1158 752 1214">大阪市</td> <td data-bbox="752 1158 1906 1214"> <ul style="list-style-type: none"> 市域における治安・地域風俗環境対策の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1214 752 1321">大阪府公安委員会及び大阪府警察</td> <td data-bbox="752 1214 1906 1321"> <ul style="list-style-type: none"> 府域における治安・地域風俗環境対策の実施 IR事業者が実施する治安・地域風俗環境対策への指導又は助言 </td> </tr> </tbody> </table>	関係者	役割分担	IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> IR区域における自主的な治安・地域風俗環境対策の実施 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する治安・地域風俗環境対策への協力 	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> IR事業者の管理監督等 IR事業者、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 府域における治安・地域風俗環境対策の実施 	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 市域における治安・地域風俗環境対策の実施 	大阪府公安委員会及び大阪府警察
関係者	役割分担									
IR事業者	<ul style="list-style-type: none"> IR区域における自主的な治安・地域風俗環境対策の実施 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との情報共有や緊密な連携 大阪府、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等が実施する治安・地域風俗環境対策への協力 									
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> IR事業者の管理監督等 IR事業者、大阪市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等との連絡・調整 府域における治安・地域風俗環境対策の実施 									
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 市域における治安・地域風俗環境対策の実施 									
大阪府公安委員会及び大阪府警察	<ul style="list-style-type: none"> 府域における治安・地域風俗環境対策の実施 IR事業者が実施する治安・地域風俗環境対策への指導又は助言 									

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針

項目	大阪
治安・地域風俗環境対策(2/2)	<p>(2) 連携協力の方針</p> <p>a. 情報共有及び連絡体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR事業者は、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有等を行うため、IR施設等内に警察が自由に利用できる専用の施設や警察その他の関係機関との専用回線を設置する。 ・ また、管轄警察署等との定期的な連絡会議を開催するほか、防犯カメラ映像やIR施設等の配置図、防犯設備の情報、行事予定等の各種警察活動に必要な情報及び資料を提供する等、警察の要請に対し誠実に対応する。 ・ 大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR事業者の自主警備体制等に対し指導又は助言を行うとともに、これらが実施する防犯訓練への協力等を行う。 ・ また、カジノ施設から暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者を排除するための照会をIR事業者から受け付ける等、緊密な連絡体制を確保する。 <p>b. 国や都道府県等が実施する施策への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR事業者は、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標)

項目	大阪									
<p>区域認定された年度以降、毎年度、以下の方法により大阪府域における「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」を調査・算出し、その推移を踏まえつつ有効な取組みにつなげる。</p> <p>1. 調査・算出方法</p> <p>(1) 判定基準 SOGSの判定基準に従い、過去1年以内に3～4点に該当する「問題ギャンブラー」の割合と、過去1年以内に5点以上に該当する「病的ギャンブラー」の割合の合計を算出する。</p> <p>(2) 調査地域 大阪府内全域とする。 設定した根拠は、カジノの利用者が広域に及ぶため、カジノ設置の影響も広域となる。また、本計画に記載した大阪府・市の対策のほとんどが府域全体に及ぶ対策である。これらより、本割合の算出については大阪府内全域を対象とする。</p> <p>(3) 調査対象 満18歳以上の男女(外国籍も含む。)</p> <p>(4) 調査数 国やシンガポール等の海外の事例を踏まえつつ、過年度の有効回答率の実績等も勘案し、IR開業前後での経年変化を把握できるよう、必要な調査数の設定を行う。</p> <p>(5) 抽出方法 住民基本台帳から層化二段無作為抽出</p> <p>(6) 調査方法 紙媒体の調査票を郵送し、回答者が郵送かWEBかを選択できることとする。</p> <p>2. 実測値及び将来目標値について</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">実測値</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">将来目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2031年度(令和13年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)</td> <td style="text-align: center;">区域認定された年度内を目途に測定</td> <td style="text-align: center;">実測値から低減をめざす</td> </tr> </tbody> </table>		実測値	将来目標			2031年度(令和13年度)	ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)	区域認定された年度内を目途に測定	実測値から低減をめざす
	実測値	将来目標								
		2031年度(令和13年度)								
ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)	区域認定された年度内を目途に測定	実測値から低減をめざす								

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■依存症対策項目の具体的内容

項目	大阪1/3
【費用の見込み：約9億円／年】（1/3） IR事業者の実施する依存症対策	<p>カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行、再発を防止するため、以下のとおり、最先端のICT技術等と、人と人のふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策を行う。</p> <p>(1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課</p> <p>a. 事前（発生抑制策）</p> <p>(a) 入場回数制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 最先端のICT技術（生体認証等）等の活用により、カジノ施設の厳格な入退場管理を実施する。マイナンバーカード利用者が入場する際は、公的個人認証サービスを活用した本人確認及び生体認証情報の読み取りにより、IR整備法第69条第4号及び第5号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。 <p>(b) 入場料等の賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> IR整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）より入場料等を徴収する。 再賦課及び再々賦課された入場料等についても同様とする。 <p>(2) 依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置</p> <p>a. 事前（発生抑制策）</p> <p>(a) 普及啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の発症予防のための正しい知識と基本的な情報の普及、啓発を図るため、青少年への教育、責任あるゲーミング、利用可能な依存防止プログラム、相談機関等に関するリーフレット等を事業者にて作成し、カジノ施設外のIR区域内に備え付ける。 大学生等の若年層に対する予防啓発を図るため、大学内の学生相談室等の機関と連携し、ギャンブル等依存症の予防教育を学内カリキュラムへ採用することを働きかける等を検討する。 責任あるゲーミングを促すために危険なプレイ等の知識習得を目的としたゲーミング教室を開催する。 <p>(b) 相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> カジノ施設の利用者や家族等からの相談に応じるため、カジノ施設内及びカジノ施設外のIR施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、プレイヤー（顧客）に対する簡易なカウンセリングを行う。合わせて、年齢を問わず匿名でも対応可能な電話、メール、SNS等での相談体制の構築についても検討を行う。 <p>(c) 治療及び回復支援につなげる取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> IR事業者において民間支援団体との間で連携体制をとることに努める。 ギャンブル等依存症の相談者を大阪アクションセンター（OAC）に加盟する機関・団体等につなげて円滑かつ確実な相談対応ができるよう、これらの関係機関と良好な連携体制の構築に努める。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■依存症対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費用の IR事業 者の見 込みの 実施 約9億 円／年 依存症 対策 3】	<p>(d) その他事業者独自の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視認とICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努める。最先端のICT技術については、現在の研究や今後の技術革新の状況を踏まえて導入を検討する。 ・ 本人申告によるカジノでの賭け金額及び滞在時間の上限設定を可能にするプログラムとして、プレイマネジメントツールを導入する。 ・ MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム(健全なギャンブル行動を利用者に促すためのツールであり、利用者とのコミュニケーションと利用者に対する啓発、従業員への教育を包括的に実現するためのプログラム)を、日本の文化や習慣等に合わせ、適宜改編し、導入する。 ・ ゲーミング教室等を通じて、プレイ時の注意点、初心者向けのゲームの基礎知識、特性、リスクの知識等の習得を促し、安全なプレイを推進する。 ・ 多様な分野で活躍する専門家を委員として創設したギャンブル等依存症対策委員会から、IR開業後もIR事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受ける。 ・ アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わない等、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。 ・ 大阪におけるギャンブル等依存症に係る専門人材の育成への協力のため、地方自治体の依存症対策担当者や研究者等を対象とした、カジノ施設でのインターンシップを実施する。 ・ 依存症対策に関する従業員トレーニングを実施する。 ・ 大阪IRにおいて、責任あるゲーミング・プログラムの実践方法や方針の改善を目的とした国際会議の開催をめざす。 <p>b. 事後(発生後対処策)</p> <p>(a) 依存防止規程に基づく利用制限措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者及び家族の申出等による利用制限措置として、排除プログラム制度(①本人申告又は家族申告によりカジノ施設内への入場を禁止するプログラム、②本人申告又は家族申告によりカジノ施設への入場回数を制限するプログラム)を構築の上、適切に講じる。 <p>(b) 治療及び回復支援につなげる取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症の相談・治療・回復支援にかかわる相談機関・医療機関等・民間支援団体等についての情報提供に関して、IR区域内にこれらの情報が掲載されたリーフレット等を備え付け、ギャンブル等依存症の本人や家族等への周知を図る。 ・ 治療や専門的な対応については、OATISやOAC(「2. 大阪府・市が実施する依存症対策」において詳述する。)の相談機関等につなげる。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■依存症対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費用の見込み：約9億円／年】 IR事業者の実施する依存症対策	<p>(3) 日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制特定資金貸付業務に伴う更なるのめり込み、債務の累増を未然に防ぐために必要な規制や、広告及び勧誘によるカジノ行為への過度な誘引防止のための規制を適切に行う。</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <p>(a) 貸付業務の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資金貸付業務に関する規制を遵守し、本邦内に住居を有しない外国人及び1,000万円以上をIR事業者が管理する口座に預け入れている者を除き、貸付業務は行わない。 ・ 貸付に当たっては、法令に従って、顧客の返済能力等に関する調査を実施し、顧客ごとに貸付限度額を定めるとともに、利用制限措置の対象者に対する貸付を禁止する。 <p>(b) 広告及び勧誘の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ事業に関する広告を行う際は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を表示・説明するとともに、IR区域外(政令で定める施設を除く。)では、カジノ事業に関する広告物を表示しない。 ・ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害することのないよう配慮した表示又は広告を実施する。広告・勧誘規制遵守のために、従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任等の措置を講じる。 ・ 顧客情報を用いて勧誘又はコンプリメンタリーの提供を行う場合は、利用制限措置対象者に対して行わないよう、適切な情報管理と対策を講じる。 <p>(4) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR事業者は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート(及び親会社のMGM)とオリックス株式会社が両社において実施しているように、透明性のある事業運営と規範遵守のための枠組みを確立し、コンプライアンス遵守に基づいて有害な影響排除を適切に実施していく。 ・ MGMは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきた。例えば、米国では、MGMによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されている。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■ 依存症対策項目の具体的内容

項目	大阪
〔費用の見込み〕 大阪府・市が実施する約4億4千万円、開業後約	<p>カジノ施設の設置及び運営に伴い、適切な対策を講じなければ、ギャンブル等依存症である者の増加が想定されることから、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組みを進めるとともに、IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置と連携して、依存症対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画では、「普及啓発の強化【Ⅰ】」、「相談支援体制の強化【Ⅱ】」、「治療体制の強化【Ⅲ】」、「切れ目のない回復支援体制の強化【Ⅳ】」「大阪独自の支援体制の構築【Ⅴ】」の5つの基本方針に沿ってギャンブル等依存症対策を推進することとしており、これに基づきカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置を講じていく。 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき実施する施策及び措置の具体的な内容は、以下のとおりである。</p> <p>a. 事前(発生抑制策)と事後(発生後対処策)共通 (a) 大阪独自の支援体制の構築【Ⅴ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的なギャンブル等依存症対策を推進するための支援拠点として、令和2年度に、予防・相談支援、人材育成及び連携体制の確保等を総合的に行う「依存症総合支援センター」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター」が連携することにより、大阪依存症包括支援拠点(OATIS: Osaka Addiction Treatment Inclusive Support)を形成した。 今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点(「(仮称)大阪依存症センター」)を設置する等、IR開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。 「(仮称)大阪依存症センター」においては、医師、相談員、心理士など多職種による相談と合わせて、自助グループや司法書士等の関係団体による相談をワンストップで提供することで、相談者の抱える様々な問題の整理と支援の方向性を検討し、必要に応じて身近な地域のサービスにつなぐとともに、依存症対策の企画立案、調査・研究、普及啓発、人材確保等を行う。 地域においては、関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター(OAC)により、総合的な支援を行う。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■ 依存症対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費用の見込み：先行準備が約4億円、開業後約1.4億円/年】	<p>b. 事前(発生抑制策)</p> <p>(a) 普及啓発の強化【Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒を対象とした予防啓発のためのプログラムやリーフレットの作成、大学・専修学校等教員や青少年指導員等への研修実施等により、若年層を中心とした予防啓発を充実させる。 シンポジウムやセミナー、イベント、パネル展示、リーフレット等の啓発ツールの活用等により、府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解の促進を図る。 啓発週間に合わせたプロモーション、年間を通じたSNSや街頭ビジョン等を活用した広報・啓発等、府民の依存症問題への関心を喚起する広報・啓発活動を推進する。 依存症関係機関や関連イベントに関する情報、依存症について学べるチュートリアル等を網羅的に掲載するポータルサイトの整備等により、依存症に悩む人が必要な情報につながるができる環境を整備する。 <p>(b) 相談支援体制の強化【Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談拠点における相談員、多重債務等様々な相談窓口担当者等に対する研修や事例検討の実施によって、ギャンブル等依存症についての知識・対応力向上を図る。 府内市町村における依存症専門知識のある精神保健福祉士・心理士等の確保を支援する等、相談体制の整備を支援し、依存症に悩む人が身近な場所で相談対応が受けられる体制を強化する。 依存症に悩む人が必要な時に必要な支援を受けられるよう、相談拠点等の相談員がオンラインでの相談や相談事例等を共有できるシステムを構築するとともに、蓄積したデータを分析することで最適な支援を提供する。 <p>(c) 治療体制の強化【Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科医療機関職員に対するギャンブル等依存症についての研修実施や医療機関に対する専門医療の提供に必要な体制整備への支援等によって、治療が可能な医療機関を拡充する。 依存症治療拠点機関で実施しているギャンブル等依存症の専門治療プログラムを地域の精神科医療機関へ普及する等、地域における依存症治療に必要な基盤整備を進め、依存症専門医療機関との連携促進を図る。 より効果的な依存症の治療方法や、受診者に応じた最適な治療プログラムの創出等、依存症治療の充実をめざし、大学や研究機関等との連携を図る。 <p>(d) 切れ目のない回復支援体制の強化【Ⅳ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府における依存症の本人及び家族等への支援に関して協議・検討するために設置している大阪府依存症関連機関連携会議を通じて、各事業の成果や課題の共有、好事例の共有等を行うことで、連携協力体制を強化する。 自助グループ・民間団体の活動や取組みを、大阪府のホームページやリーフレット等へ掲載したり、セミナーやイベント等で紹介する等、ギャンブル等依存症の本人及び家族等の利用を促進する。 ギャンブル等依存症の問題で悩む本人及び家族等が、相談機関や専門医療機関、自助グループ・民間支援団体等に適切につながるができるよう切れ目のない支援を行うための仕組みづくりを行う。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■依存症対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費用の見込み】 大阪府：先行が円準／備施年約34億円、開業後約	<p>c. 事後(発生後対処策)</p> <p>(a) 相談支援体制の強化【Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師・相談員・心理士等による専門相談、土日を含む相談支援の実施、本人向け集団回復プログラム及び家族サポートプログラムの実施体制の拡充等、個々の事案に応じて面接やオンライン等多様なツールを活用した相談支援を実施する。 <p>(b) 治療体制の強化【Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 依存症治療拠点機関が依存症専門医療機関や地域の医療機関を支援する等、地域において効果的な治療を行う。 <p>(c) 切れ目のない回復支援体制の強化【Ⅳ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪アクションセンター(OAC)のネットワークを通じて、医療・福祉・司法・自助グループ・行政等が情報共有・連携を行うとともに、関係する様々な機関・団体等の顔の見える連携を促進することで、早期発見・早期対応を図り、相談や治療の中断を防止する。 <p>(2) IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行うカジノ行為に対する依存防止のための取り組み</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.に記載のIR事業者の実施する依存防止対策に加え、IR事業者がIR区域内に設置する相談窓口から連絡を受けた場合の適切な相談機関や医療機関の紹介等、IR事業者との円滑な連携・協力体制を確立することで、(1)の大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の取組みに適切につなげることができる体制を構築し、カジノ行為に対する依存防止のために万全の対策を講じていく。 大学、専門医療機関、研究機関等が参画する学術ネットワークを構築し、IR事業者から提供を受ける利用者の行動データの活用やカジノ施設への研究者の派遣、調査研究に対する補助等により、ギャンブル等依存症研究を推進する。 <p>(3) IR区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> カジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせないように、IR区域の周辺地域において、用途制限等によりギャンブル等施設の設置を認めない措置を講ずる。

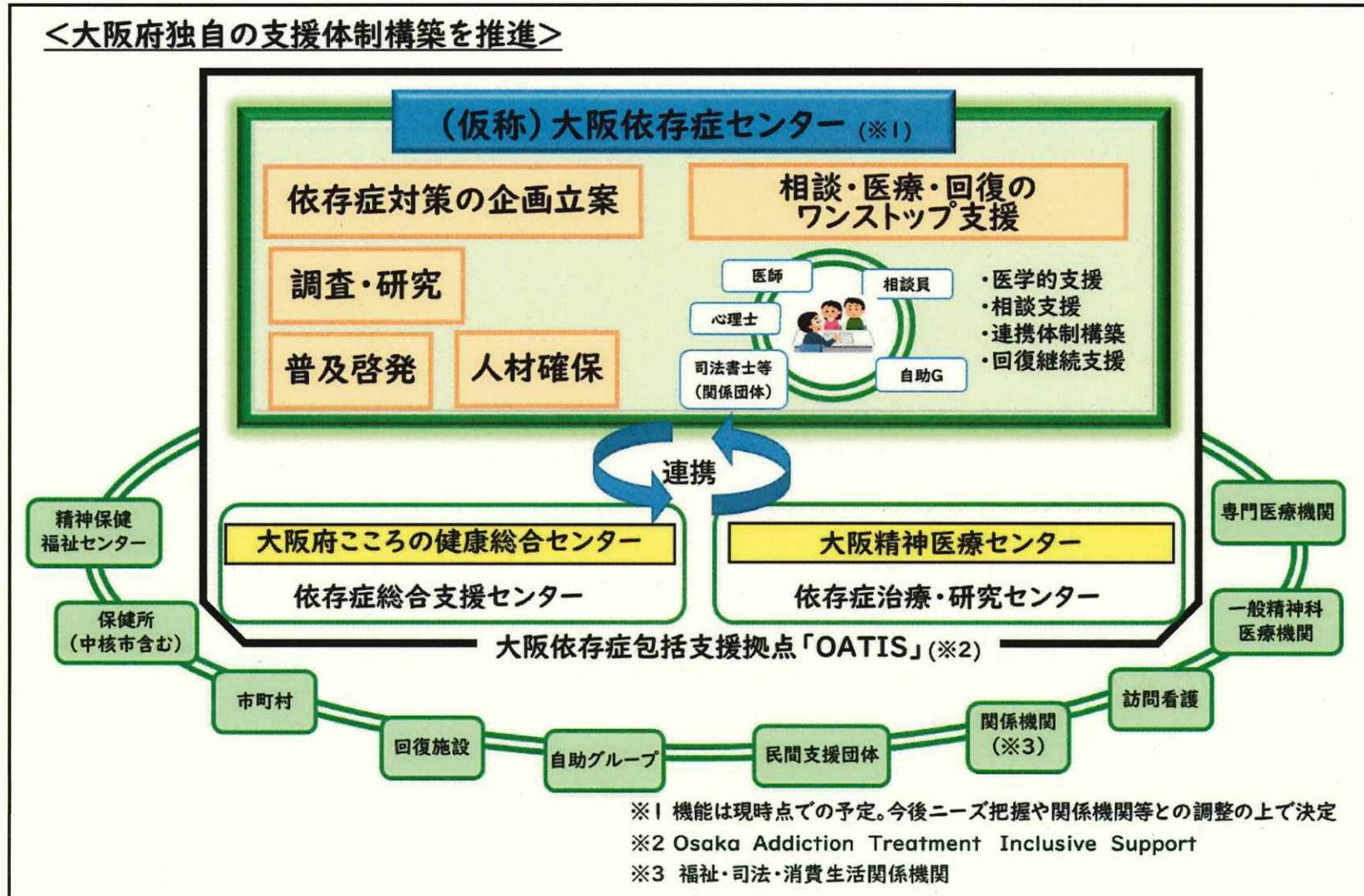
【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

項目

大阪

【図表3：大阪府独自の支援体制】

＜大阪府独自の支援体制構築を推進＞



【費用の見込み：先行準備 大阪府・市が実施する依存症対策 約4億円、開業後 約14億円/年】

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費用の見込み：約33億円／年の警備／2】	<p>(1) 自主警備のための体制の確保</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を効果的に配置するとともに、最新の技術等を活用した警備システム等を導入し、事件・事故等の発生時に迅速かつ適切に対処できる警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、IR区域内にサブセンターを準備する。 • 暴力団員等や20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、カジノ施設及びその周辺における警備を強化する。 • 暴力団員等の実態や手口、これらへの対応方法等については、警察等と連携を図りながら、マニュアルを作成するとともに、従業員に対する研修を実施する。 • IR区域内の各施設や公道へのアクセス部等に、必要に応じて、警備員を配置する。 • 警察等と連携を図りながら、防犯訓練を実施するほか、関係機関等から提供される治安維持のための情報を従業員内で共有し、事件・事故等の未然防止策に活用する。 • IR区域内で開催されるイベントの内容や規模、想定来訪者数、来訪者層、VIPの来訪有無、その日時等を精査し、警備計画を策定するほか、イベント終了時には、分散退場等による混雑緩和を図る。 <p>b. 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 警備員が犯罪行為やトラブル、事故と思われる状況等を確認した場合は、スマートデバイス等の情報機器を通じて、総合防災センターへ現場の状況を正確に共有し、必要に応じて、警察等の関係機関と連携する。 • 感知器や非常通報用押しボタン等の警報を総合防災センターで受信した場合は、警備員へ警報発生箇所への急行及び現場での対処を指示するとともに、必要に応じて、警察等へ速やかに通報し、連携して対応する。 • 被害状況に応じて、総合防災センター内に緊急対策本部を設置し、対応を行う。 • 館内放送やデジタルサイネージにより情報共有、誘導を行い、パニックや二次被害を回避する。 • 警備員は、負傷者の搬送、来訪者等の安全確保や誘導、緊急車両動線の確保等を実施する。 • 事件・事故等の分析、警備体制の検証、専門家からの意見等を踏まえ、必要に応じて、再発防止策の策定、マニュアルの改定を行う。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費カ 用ジ のノ 見施 込設 み及 2：び /約I 2）3R 3区 域 億内 円の 警備 年備 】	<p>(2) 外国語にも対応できる警備員の配置</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、サービス品質の低下や犯罪、トラブル、事故等に巻き込まれる可能性を抑制するため、日本語及び他の言語での会話が可能なスタッフを雇用するほか、継続的な語学教育の場を設け、警備員を含む従業員の語学力向上に努める。 ・ 翻訳機や多言語案内表示等の整備により、訪日外国人旅行者に対する対応力を拡充する。 <p>b. 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部での情報共有を行うとともに、必要に応じて、再発防止策の策定、マニュアルの改定を行う。 <p>(3) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠</p> <p>MGMが米国やマカオで運営するIR施設においても、防災センターを設置し、セキュリティ部担当者が24時間体制で監視・警備するとともに、治安維持のための情報収集や関係機関との情報共有を行うことで、カジノ施設及びIR施設内の安全を確保している。</p>

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容

項目	大阪
【費用の見込み：約15億円／年】 カジノ施設及びIR区域内の監視（治安維持のための防犯カメラの設置を含む）	<p>IR事業者は、暴力団員等の排除やマネー・ローンダリングの防止、防犯環境の整備を図るため、防犯カメラを一体的に管理する防犯カメラシステムを構築した上で、顔認証システム、画像解析システム等の最新技術を活用することにより、以下のとおりカジノ施設及びIR区域内の監視を実施する。</p> <p>(1) カジノ施設の監視</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等や20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、カジノ施設及びその周辺における監視を強化する。 ・カジノサーベランス部は、カジノ施設における不正な行為や盗難等の発生を抑制するため、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、以下の内容を中心に、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ✓顧客や従業員による不審な行動の監視。 ✓プレイヤーのカジノ行為の分析をととした不正な行為の監視。 ✓フロントや事務業務を含むカジノ施設内で行われる高額な取引等の監視。 ・不正対策のためのマニュアル「ゲームプロテクション」を策定する。 <p>b. 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノサーベランス部は、監視した内容を社内のコンプライアンス部へ報告する。 ・セキュリティ部所属の警備員等が駆けつけて対応するとともに、必要に応じて、再発防止策の策定、マニュアルの改定を行う。 <p>(2) IR区域内の監視</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪、トラブル、事故等の発生を抑制するため、目的や用途に応じて防犯カメラを設置した上で、総合防災センターにおいて、IR区域周辺を含めた監視を実施する。 <p>b. 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員の派遣や警察等の関係機関への通報を行う。 ・防犯カメラ映像を分析することで、暴力団や犯罪組織等と推測される団体や人物を確認した場合は、総合防災センターを通じて警察へ情報提供を行い、警察と連携して適切に対応する。 <p>(3) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠</p> <p>MGMが米国やマカオで運営するIR施設においても、カジノサーベランス部に100名以上の従業員を配置し、世界基準で高いレベルの監視設備を導入することにより、顧客や従業員に不審な行動がないか継続的に監視するとともに、最先端技術等を用いた防犯機器で監視体制を維持・管理している。</p>

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容

項目	大阪
IR事業者が実施する対策(1/3)	<p>IR事業者は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等と適切に連携しつつ、以下の治安・地域風俗環境対策に取り組む。</p> <p>なお、各対策においては、実施のために必要な体制を整備した上で、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。</p> <p>(1) 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持【費用の見込み：約1.5億円／年】</p> <p>a. 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止</p> <p>(a) 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団員等のカジノ施設への入場禁止を徹底するため、顧客にこれらの者に該当しない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設及びその周辺における巡回及び監視カメラによる監視を行う。 ・ 暴力団員等に係るデータベースを整備し、入場者の本人特定事項と照合する。 ・ 暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡する。 ・ 暴力団員等によるカジノ施設利用禁止等を表示した書面等を入場者に見やすいように掲げる。 <p>(b) 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ施設内において暴力団員等を発見した場合は、直ちにカジノ施設から退去させる。 ・ 退去させた者の本人特定事項、入場から退去させるまでの経緯についての記録を作成・保存する。 <p>b. マネー・ローンダリング防止のための措置</p> <p>(a) 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策をベースに、IR関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成等のIR整備法において義務付けられた措置を行う。 ・ 顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを防止するため、顧客にこれらの行為を行わない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設における巡回及び監視を行う。 ・ 顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存等の犯罪収益移転防止法において義務付けられた措置を行う。 ・ マネー・ローンダリング対策に関する法令について、専門家を活用した研修を実施し、従業員の知識・対応力の向上を図る。 <p>(b) 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR関係法令等に基づき、顧客との間で行う100万円超の現金取引や疑わしい取引等について、カジノ管理委員会への届出を行う。 ・ 発生事例に基づき、必要に応じて、再発防止策を策定するとともに、マニュアルを改定する。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容

項目	大阪
IR事業者が実施する対策(2/3)	<p>c. 防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計</p> <p>(a) 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 車両突入防止対策として、車両の入場口付近にゲート等を設置するとともに、不審車両のチェックを実施する。 • 建物共用部分や駐車場等のゲストエリアと関係者エリアを区分けし、関係者エリアへの出入口にアクセス・コントロールを設置することで、ゲストの侵入を阻止する。 • 来場するVIPの安全な施設利用のため、MICE施設や主要宿泊施設には、予め一般来訪者とは別のプライベートチェックインが可能なVIP動線を設置する。 • 事件・事故等により一部経路が使用不可になった場合を想定し、複数の避難経路を設けるとともに、屋外の避難スペースを確保する。 • 手荷物検査や金属探知機によるスクリーニング実施に備え、適切な歩行者動線と十分なスペースを確保した上で、会場内におけるスクリーニング実施時には、他のゲストの利便性を損なわず、かつ、会場の入場口手前となる場所に一定のスペースを確保する。 • 死角を減らしたレイアウト設計とすることで監視性を高めるほか、IR敷地内にオープンスペースを確保することに加え、暗くなりやすい場所に照明設備を設けることで、視認性の向上を図る。 • 監視性を確保し、爆発物を含めた危険物等の発見を容易にするため、ゴミ箱は人通りの多い場所に、運営上必要最小限の範囲で設置する。 • カジノ施設においては、防犯カメラ等の監視設備の見通しを妨げるものを設置しない。 <p>(b) 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事故等の分析や専門家からの意見等を踏まえ、必要に応じて、施設や設備等の見直しを行う。 <p>d. 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備</p> <p>(a) 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の住民等からの苦情等を受け付ける担当部署の設置、苦情処理管理システムの導入等の体制を整備し、受け付けた苦情等について、必要に応じて、関係機関に情報提供を行う。 <p>(b) 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 苦情発生時には、その原因を分析した上で、事業運営の改善に努める。 <p>e. 当該措置を適切に実施すると認められる根拠</p> <p>MGMが米国やマカオで運営するIR施設においても、法執行機関やその他の関連政府機関との強力な連携と情報共有を行いながら、強固なマネー・ローンダリング対策の仕組みを構築することで、マネー・ローンダリング発生のリスクを低減するとともに、これまでの運営経験とノウハウを活かしたレイアウト設計とすることで、防犯上の問題を抑止している。</p> <p>また、苦情受付体制を整備した上で、受け付けた苦情のログを記録するとともに、これらの原因分析に基づく改善策を講じる等適切に対応している。</p>

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容

項目	大阪
IR事業者が実施する対策 (3/3)	<p>(2) 青少年の健全育成【費用の見込み:約0.1億円/年】</p> <p>a. 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止等</p> <p>(a) 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 青少年の健全育成を図るため、IR整備法において義務付けられている、20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や、20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を実施する。 ▪ 年齢に応じて利用又は購入できない物品等の管理、対応規程の策定、従業員の教育を行う。 ▪ 青少年が犯罪に巻き込まれやすい状況やパターン等の把握に努め、IR区域内の巡回ポイントに反映するほか、警察、自治体等と連携を図りながら、IR区域周辺(夢洲内)においてもパトロール等を推進する。 <p>(b) 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 警察、自治体等と連携を図りながら、街頭補導や一時保護等の対応を行う。 <p>b. 当該措置を適切に実施すると認められる根拠</p> <p>MGMが米国やマカオで運営するIR施設においても、訓練された従業員による対応が、未成年のカジノへの入場防止等に有効な手段となっている。</p>

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容

項目	大阪
<p>【費用の見込み：大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察が実施する対策約33億円／年】</p>	<p>大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、IR開業に伴い国内外から多くの旅行者が来訪すること等による犯罪やトラブルの増加など治安・地域風俗環境の悪化を懸念する声があることも踏まえ、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等に万全を尽くす必要がある。</p> <p>このため、以下のとおり、夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、大阪府警察の警察職員を増員することにより、警察力の強化を図った上で、IR事業者や関係機関等との緊密な連携協力のもと、治安・地域風俗環境対策に取り組む。</p> <p>(1) 警察力の強化</p> <p>a. 警察署等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR区域やその周辺地域等における警察力を強化するため、IR開業に合わせて夢洲内に警察署、交番等の警察施設を設置する。 <p>b. 警察職員の増員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府内の繁華街等においても国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、IR開業に向けて段階的に警察職員を増員(約340人)した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府警察の施設に適正配置する。 <p>(2) 治安・地域風俗環境対策</p> <p>a. 事前・事後(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報の分析結果等に基づいたパトロールを強化し、事件・事故を未然防止するとともに、検挙活動を推進する。 <p>b. 事前(発生抑制策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR区域周辺の街頭において発生する犯罪等への対策として、必要に応じて防犯カメラを設置するなど防犯環境の整備を図る。 ・ 年齢・性別等に応じた具体的な防犯指導や実践的な防犯教室、護身術等を交えた防犯訓練等を実施するとともに、各種広報媒体を活用した地域安全情報や犯罪発生情報の積極的な提供等を実施し、府民の自主防犯行動の促進を図る。 ・ 通訳体制や多言語案内表示等の強化により、外国人からの事情聴取や地理案内等における対応力を拡充する。 ・ IR区域やその周辺地域において、大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定める営業規制に加え、特別用途地区(国際観光地区)内における建築物の用途制限等により、性風俗関連特殊営業の規制等に継続して取り組む。 ・ 教育委員会等と連携し、小学校高学年や中学生に重点をおいた非行防止・犯罪被害防止教室を開催するなど青少年の健全育成のための対策を推進する。 <p>c. 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめ、外国人犯罪組織を大阪に根付かせないための不法滞在者等の取締りや不法就労助長罪の立件等の犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動を積極的に推進する。 ・ IR区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動、福祉犯の取締りなど青少年を保護するための対策を推進する。

【参考資料】 評価基準25 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

■カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策

項目	大阪
一	<p>依存症対策に関する情報等について、IR事業者においてはIR整備法第68条に基づき行った利用制限措置の件数やカジノ施設における相談実績を、大阪府・市においては③で算出する調査結果のほか、OATISにおいて行う相談支援や治療に関する実績等をはじめとした情報を、IR施設の開業後、各機関のホームページや所報等において毎年度継続的に公表する。</p> <p>これにより、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関する透明性を高め、府民・市民のカジノ施設に対する不安の払拭に努める。</p>

5. 今後の審査の進め方について

今後の審査の進め方について

○本日、6/20、7/8、7/25の計3回にわたる個別審査が終了。現状、要確認事項に対する回答が出揃っていないことから、6/20の審査委員会での議論を踏まえて、本日の審査委員会後に実施予定としていた個別審査終了後の初回採点については行わないこととしたところ。

○8/9の審査委員会において、個別審査3回分での要確認事項及び自治体の回答内容を踏まえ、プレゼンテーションにおいて質問する事項を選定。各委員による初回採点については、個別審査3回分での要確認事項に対する回答及びプレゼンテーションにおける質疑応答の内容を踏まえ、プレゼンテーション後に実施。

※スケジュールについては要求基準の確認等、今後の審査状況に応じて変更がある。

<個別審査後のスケジュール>

評価基準による審査

(※以下のスケジュールは、委員のスケジュール等を勘案して仮置きしたものであり、今後の審査状況に応じて随時変更がありうる。)

・各委員が、担当の評価基準の項目毎に初回審査を実施。

(委員会 6/20, 7/8, 7/25)

※この段階では初回採点は実施しない

・今後のプレゼンテーションに向け、申請者への確認項目を審議いただく。

(委員会 8/9)

・申請者からの提案概要のプレゼンテーションを実施する。
・プレゼンテーション終了後、委員会として振り返りを行う。

(委員会 9/16)

・各委員は、初回審査内容・プレゼンテーションの結果を踏まえ、初回採点を実施し、事務局に提出。

提出目途：9/28

・全委員の採点結果を共有し、議論。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記))
・議論結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正。採点結果を決定する。
・審査講評の骨子を確認いただく。

(委員会 10/3)

・審査講評や、公表する委員会資料(資料、議事要旨)について、委員会で確認いただく。

(委員会 10/28、11/7)

⋮

⋮

・審査委員会として、審査講評を国土交通大臣に提出。(資料公表のタイミングは別途検討)